

に返還すべく直接の正當相續人なきとき若くは所持者か數年の間其の配當地を使用せず又は永く其の地稅若くは認可手数料を未拂に放置するときは自治體自から之を利用することを得へしと定めたり千七百九十二年八月十七日の法律は共有地の分割を森林を除くの外一般に許したるも千七百九十三年の法律により不讓渡と宣言したる土地の所有權は自治體のために尙ほ之を保持したり此の結果として共有地の廢せられたるものも一般に其の地割平野の形に於て共有地たるの實を存せり且つ千八百六十四年及千八百六十五年の命令により地割には一切の戸主を干與せしめ配地の指定を十五年長くも十八年に制限し其の所持者は毎年一定の課金を自治體金庫に上納し又は一定の期間内に其の元本價格を支拂ふへしと定めたり尙ほ之と權衡を保たんかために其の地割により地方の共同使用地として殘されたる部分に對し邑會をして其の使用者に租稅を課するを得せしめたり

普國に於ては既にフリドリヒ大王の時代に於て大規模に共有地の分割をなすとき標準を定めたり即ち千七百七十一年四月十四日の規則是なり然れとも

十八世紀末に至るまでは概して英國の如く草地と耕地との分離を目的としたるものなり千八百二十一年六月十二日の共有地分割法並に之れか補充法は主として共有耕地に關するものなるも分割の目的は共有地の所有權にあらずして尙ほ其の使用權の割宛を整理したるに過ぎず千八百四十七年七月二十六日の勅令は此の主旨を明示して離權は唯だ自治體財産に對する收益權に關係するのみ而かも自治體團員は其の自治體員たる政治上の資格に於て此の權利を有するにあらず他の權利名義により之を有するのみ公法的權利に向り使用する公有財産の離權は之を禁止すと規定せり

斯くて普國の立法は頗ふる完全に舊共同使用を排除し大規模的に共有地を分割して私權の目的に付與したりと雖も尙ほ佛國に於ける如く或るものを留保せり即ち共有財産の分割にして其の舊權利の解除舊權利の解除とは原野森林等の共有を廢止したるに基く個人權利の賠償を意味するものにして其の賠償として千八百三年及千八百五十年の法律により耕地を割宛したるものなり必要ならざるものは自治體の財産として存留すること並に森林の不經濟的分

離は行政官廳に於て之か制止に力むと云ふことは是れなり
 要するに各國多少の異同あるも漸次公有財産を事實に於て減少し來り特に戰
 争に伴ふ激増の公債に苦しめる結果之れを拂下けて租税を課するに至り益々
 其の減少を見ることとなる然れとも又た地方團體は其職分の遂行上土地財産
 を増大するの必要を感じ之に伴ふ職權の付與を受け更に其の行政上及一般公
 益上の設定物のために利用すべき土地財産を取得し之と關連して此等の新な
 る公共目的を達すると同時に財政上の利益をも擧げんとするの傾向を示すに
 至れり

現^〇今に於ける地方財産の収入は共同不動産の利用によるもの少なく多くは
 獨乙に於ける如く完全の私權又は特別なる部分權を與へて一時的の代價を收
 入するか又は佛國の大部分に於て見る如く代價の代はりに年々の収入を得る
 に過ぎず又使用權か共同體住民の總てに存するときは代金又は小作収入によ
 らずして唯た其の使用權の行使を制限し當該不動産の管理維持に要する費用
 を地方金庫の利益に於て手数料的公課として收納するか如し

農業的土地に關しては其の附屬の工業設備と共に通例之を小作に附す但し其
 の土地の特産竝に行政に接近せる位置如何により地方團體自ら經營するの有益
 なるを認めて自營するものあり例へは大市か消防事務街路及工事行政のた
 めに物置場として其の附近にある草地を併せて經營する如き是れなり否な市
 にして大なる農業地を單純なる財政上の目的を以て自ら經營するものあり現
 に英國及獨乙に於て之を實驗せり然れとも斯る經營は今日の集約的農業か企
 業指揮者に要する所の注文によれば大廣地に於ける牧草専門の企業ならされ
 は有利ならざるか如し伯林市に於ては牧草企業を行ひ之に附屬して始めて牛
 乳乾酪、バターの製作竝に養豚業を經營し依て以て収入の主部を供出し居れり
 ホツケルホルムの感化院は土地企業のため千九百一年に十二萬四千馬を總歲
 入十八萬九千馬の中へ供給し居れりと云ふ其の他治療院、養育院、感化院又は勞
 働場に屬する土地の農業企業の如きあり此等は各種の統一的指揮に服せしむ
 るの必要上然るものにして素より財政上の目的を主とするものにあらざるも
 一の私經濟的收入なりとすホツケルホルムの感化院は製粉及蒸汽燒麵業をも

兼ね其の麵包を自院及び他の地方設定物に供給す其の價格は生産費自體となし生産費中には感化者の勞銀をも加算す而して此の年額剩餘は千九百一年に二萬五千馬なりき

國家の側よりは農業地使用の方法に關して地方團體に干涉すること甚だ稀れなり是れ一には自由主義の感化にもよるへけれと主としては地方團體は此の使用を私經濟的方法により實行し得べく國家及他の團體に對して少しも一般の地主と異にすへからず私人と均しく關係租稅及他の公課の負擔に任するの義務を有すと云ふに存す

之れに反して地方森林の企業及行政に關する國家の立法は歐大陸諸國に於て頗る深く之れに干涉す國有森林を成るべく保存し之を合理的に經營し更に益々其の面積を増加せんとする國家の一般經濟政策は同一の方針を他の森林的共有財産に及ぼし(普國に於ては組合的及關係者森林にまで)就中之れを地方團體森林の上に企畫せり元來地方團體に於ける森林の自營は一は舊共有地に關する使用權利の關係により一は自治體に於ける燃料使用材の需要あるによ

り地方自治式の發達をなし來りしが更に改良的收益及森林狀態保存を目的とする森林開發法の要求並に臨時財政需用の壓迫に原因する不經濟的地方森林收穫の危險に鑑み國家的節制の下に地方の自營を行はしむるに至り或るものは其の採伐に付き、利用方法の變更に付き又は全企業計畫に付き國家の承認を要せしめ、或るものは佛國に於ける如く重要なる地方森林財産を總へて國家の森林行政の下に直轄するに至る

地方體所有に關する他の收益法は家屋に於て、製粉場に於て、荒地、敷地、漁場、製氷、野草收穫及狩獵に於て既に一定の利用を有するものに係り、處分による場合の外小作又は賃貸契約の形式に於てのみ行はる但し英國に於ては賃貸に付き長期小作制度によるもの多し

英國に於ては團體の財産權は遺產法中に之れを規定し不動産の完全所有權は特別法始めは王の特許によりを以て許すの制度なり但し州行政に關しては全く遺產法の範圍外にして州は土地の取得又は賣却に付き中央官廳の承認をも要せず從て又た最高限をも制限せらるることなく且つ州外より取得するこ

とも自由なり然るに市區、村區及び寺領の財産権は大體に於て市團體の財産権に同じ、市團體に關して之れを見るに前記遺產法の規定を市條例により少しく修補して市會は市内に於ける市有建物及設定物の建築用に限る且つ五エーカーの面積に於てのみ之れを取得することを得へし然れども市會は各個の場合に於て特別法により又は一般に衛生法若しくは他の地方行政法により地方局の承認を受くるときは市内の土地を指定の目的及條件に従ひ大面積に於ても取得するを得へし此の外市會及町村區會は千九百年の勞働者住家法により勞働者住家の建設のため區外に於ても所用の土地を取得するを得るなり斯る規定による新取得の土地を除くも英國多數の市は舊來の不動産として有するもの甚た少なからず例へはニューカッセルの収益財産は三百萬磅の價格ありと云ふ如き其の一例なり其の内市内に屬する部分も決して少なしとせず是れ英國特有の使用法たる長期小作法に基因するものと稱せらるる市は其の土地を建物敷地として之が所有權を保持す其の所有權あるか故に時を経るに従ひ益々高價の財産を成すのみならず賃貸契約の終る毎に騰貴の地價を標準とし

て増加の収益を確取するの利益を有せり但し市會の賃貸契約は普通三十一年を超ゆへからざるも勞働者住家建設のための賃貸に在りては實際上の賣却に均しき世襲小作的長期契約を許せり之れと同時に法律の許せる期間より長き賃貸並に土地の賣却及抵當に關しては地方局の事前承認を受けしむ

地方費報告書によるに千九百二年度に於て英國自治體即ち地方諸廳の土地所有權より生ずる財産収入は總體にて二、二四二、〇〇〇磅にして我か二、四二〇、〇〇〇圓を算せり是れ總歲入九千三百九十萬磅の二分四厘に相當す然れども其の内譯は他の動産投資の収益と混合し得て區分すへからず唯た此の收入中約半額は市團體の收入に屬すと云ふは報告によりて知るを得たり

佛國に於ては行政法上地方體の財産を左の二種に區別す(一)は公財産と稱し常に公共の用に供すべく定まれる財産にして即ち行政上の建物、公共の街道、休閒地、地方軌道、寺院、堂宇、墓地及地方有地内に發源する水流の如き之に屬す(二)は私財産と稱し農業地及家屋敷地、學校校舍、博物館、圖書館、劇場、市場、屠畜場等特別なる地方體の利益に供し及び地方體の資金によりて設定したる一切の土地財

産之に屬す公財産の使用目的は公法によりて之を定め國家的監督應の承認を
經るにあらざれば之を變更することを得ざるも私財産の利用に至りては賣却
の場合を除き且つ森林を例外とし頗る自由なる範圍を有せり市會は土地財産
の取得に關し獨立の決定權を有す但し之れか爲め年豫算の範圍内に於て且つ
經常收入の十分の一を越ゆるを得ざるの條件あり貸貸及小作に關しては十八
ヶ年を超ゆるを得すと定めらる

縣の不動産は概して公財産に屬せり殊に縣會か千八百三十八年五月十日の法
律により法人の全財産權を與へられて以來贈與及遺贈を受けて増加したる財
産少からざるものあり然れとも是れ亦た専ら癡狂院及幼兒保護所の爲めに使
用することに限定せらる

佛國自治體の農業用地は森林をも含み最近十年間に多少増加せり今佛國農業
統計によるに千八百九十二年に於ける官公有地の面積は五〇、四六七、九〇九ヘ
クタールにして其の内譯は左の如し

國有 一、二二〇、四三八

百分の二、四三

縣有 一一、〇三七

百分の〇、〇二

自治體有 四、四三一、三二八

百分の八、七九

慈善設定物有 二二〇、二五一

百分の〇、四三

自治體有森林は千八百二十七年七月三十一日の森林法第九十條によりて其の
森林經營を行ふに適するものは準備林として四分の一を當該自治體のために
存し他は皆國家の直轄に移せり而して該準備林の伐採は賣却の場合と均しく
知事乃至内務大臣の具狀による國家主長の認可を受けざるへからず其の産物
の賣却も自治體自己の需用ならざる限り國家森林官之を行ふものにして邑長
は正當の時限に其の旨を森林官に通告せざるへからず此の場合に於て其の代
價の五割は森林の費用として國家之を取得す

地方體公有地の收入に關しては近新の統計を得ず縣有の不動産收入は千九百
三年に於て一、八一三、〇〇〇法にして公債外總歲入の百分の〇、六に過ぎず(動産
收入は八八三、五三四法なりと云ふ)巴里以外の邑財産收入は總金庫の預金利子
をも合して(森林賣却は含まず)千八百七十七年に六六、六四三、四〇一法なりしと

云ふ巴里の財産収入は千八百七十七年に四千四百萬法、千八百九十八年には八千百萬法なりと雖も此の中には資本利息、倉庫料、市場料、屠場料等をも含めり千九百年の豫算によれば巴里の土地収入は一九、四六三、六一〇法なりとす、此の外乗合馬車會社の利益配當八分の収入も一の財産収入なるべきが其の千九百年に於ける収入額一〇〇、〇〇〇法なりと云ふ

普國に於ては市及町村條例を以て地方財産行政は財産の維持、利用及改良を方針とし一定の計畫に従ひ其の収入を有益に使用すべしと規定し其の賣却は常に郡又は縣參事會の承認を受けざるべからざることとなせり地方森林に關しては千八百二十一年の共有地分割令以來格段の保護を加へ一定の條件具備するにあらざれば分割を許さず自治體の處分及伐木に關し縣廳の認可する場合にも此の條件に由らざるべからず次いで千八百八十一年五月十四日の法律により組合森林及關係者森林の經營にまて國家監視を及ぼし其の分割は極めて稀なる場合にあらざれば之を許さず

普國自治體及地方組合の土地財産は甚だ多からず而して森林を除くの外は新

近の統計を欠けり千八百九十三年の統計によるに

森林 全國總面積八、一九〇、五〇五ヘクタール中國有は百分の三九、九、地方有は百分の一、二、五(一〇、二五、五二五ヘクタール)

社團有百分の一、組合有百分の二、七、民有百分の五二、九

公有土地(除く森林を) 州及郡有一六、九八六ヘクタール、市町村及寺院並に學校有六〇、四、七六四ヘクタール、何れも收益地なり

公有家屋 四一〇、四六六戸にして其内國有七九、六五八、州及郡有八、二〇六、市

有六〇、三二六、町村有一九二、二〇四

莊有一、四、一三八、財團及組合有一一、八二一

國有鐵道及民鐵の使用家屋四四、一一二

地方及地方組合の土地収入に關しては官廳統計に依るべきもの少なし個々のものに付き集合するに

千八百八十二—八十三年

市収入 三一、六〇〇、〇〇〇^円

總收入の百分の一、二、五

町 村

二〇、二〇〇、〇〇〇^馬

總歳入の百分の一四、六

純益は市二二、八〇〇、〇〇〇馬、町村一三、二〇〇、〇〇〇馬なりと云ふ

千八百七十七—七十八年

郡

一、六六二、二七八^馬

總歳入の百分の四

千八百七十九年

州

一、二八一、七三七^馬

經常歳入の百分の五、八

此れ等の統計は古くして今日の實況にあらず今日の實況は是れ以上の利益を
舉げつつあるは疑ふへからず殊に各種設定物附屬の農業企業は概して財政的
に有益なりと唱へらる例へはゲツチンゲン州の農業は純益一六、三六八馬にし
て投資に對する年四歩又たシュレスウイヒ、ホルスタイン州の不動産収入は總
収入として千九百一年に四〇三、八〇七馬を示し其の地方經常豫算に對し百分
の七に當ると云ふ

日本の地方自治行政に於ては各自治體法を以て不動産の處分、取得に關し各
地方議會の議決のみに一任せず府縣は内務大臣の許可、郡は知事の許可、市は府

縣參事會の許可、而して町村は郡參事會の認可を受けて之を執行せざるへから
ざることに制限し財産管理に關しては各地方自治體の定むる所に依り自治機
關の取扱に委せり以上は行政及財政上の兩財産に共通する規定なるが財政財
産の一たる準備的及基本的財産の作成に關して自治體法は殊に蓄積の義務を
規定せり

府縣制及郡制は府縣郡に於て積立金般等を設くることを得と規定し自治體の
任意に設定せしむるに過ぎざるも市町村制に於ては所有不動産積立金般等を
以て基本財産とし之を維持するを市町村の義務とせり是れ市町村の如き小信
用の經濟に於ては不時の収入不足に對し起債容易ならず平素の蓄積に依りて
細心なる用意を必要とすること一層切なるによらすんはあらず

斯くの如くして本邦の地方自治體に於ける財産収入は不動産収入と動産収入
との二種あることとなり其の不動産収入に屬するものは土地家屋の貸下料を
主とし市に在りては水道収入の如きを之に加ふるものあり其の動産収入に在
りては基金に保有する貨幣的資本の預蓄利子、證券利子、不動産果實の賣却代及

び動産貸下料の如き之に屬す

此外各種學校、試験所、講習所等の公設物に附屬する園圃、工場より生ずる試作品の代價は概して雑收入と稱する別科目に編入せらる

地方財産收入の内譯は分明なる統計を缺くも其の地方團體別總額は左の如し

團體別	明治二十五年	明治三十五年	明治四十年
府	二、一四九	二九、七三六	四七、五九三
郡	七、三六八	八一、四六四	一五六、四五〇
市	一八〇、八六二	八二五、四八九	一、三九三、八七六
町村	六七二、二八五	一、九三五、五四一	三、五六六、七七〇
組合	—	二八、五〇〇	一八、九六五
計	八六二、六六四	二、九〇〇、七三〇	五、一八三、六五四
總收入に對する歩合	百分の一、六	百分の一、六	百分の一、一

最近に於ける農商務省の調査に依れば全國林野の總面積は北海道及臺灣を除き二二、一二八、〇七五町歩にして其の内譯は左の如しと云ふ

公有林野	百分の二一、五五	四、七六八、五五四
私有林野	百分の五二、九五	一一、九三七、八七九
社寺有林野	百分の一、二六	二七八、七九三

國有林野及御料林野は此の以外とす

各國比較の基礎同一ならざるも本邦公有地は外國の例に比して割合上巨大の面積を有しなから其の之より生ずる地方收入前記の如く小額なるは將來更らに改良の餘地あるや明かなりと云ふへし

(参考)

吾人は左に前論を總括して觀察する者の参考の爲め各國地方有不動産收入の比較表を左に掲げんとす

各國地方財産(不動産)收入比較表

國名	年次	金額	各地方歳入	百分の
英	一九〇二年	二、二四〇、〇〇〇 磅	各地方歳入	百分の二、四
佛	一九〇三年	八七、九二〇、〇一一 法		八、〇
普	一八七八年	五四、七四四、〇一五 馬		九、二

日 四十年度 五、一八三、六五〇圓

一九〇

二、一

(備考) 各地方歳入は公債收入金を含まざる計算に依る

第二項 貨幣資本の收入

非常の罹災救助の爲め又は債債務保障の爲めに基金を設くる如き殊別の場合にあらざれば強制負擔を起して貨幣資本を蓄積するの不可なるは論を俟たずと雖も何等かの適當なる方法に依り資金を積集し置くは少信用の地方團體として細心著實の考案なりと云ふへし此の故に寄贈及遺贈の一次的收入、既定豫算年度の剩餘にして法律上翌年度歳入豫算に繰越すへき義務なきもの又は財産の處分若くは保有公債の賣却に依り得たる貨幣を基金として地方團體に存置するは各國に於て見る所なり

寄附又は遺贈による巨額の貨幣資本は概して獨立の財團と爲し地方團體には唯其の監視若くは管理のみを依頼し往々寄附の目的を定めて全部又は一部分を不動産に改變するものなり若し之を地方團體の財産とせしむるときは一定の行政の専用に充つへき制限を附し例へは救貧又は教育事業と云ふ如き部門

の需用に充つるの外他の部門に使用することを許さざるを例とす右兩個の場合に於て市團體の手に資本の集積を見ること頗る巨額に達することあり而して其の中には其の使用すへき行政部門を指定するも使用の方法は之を受領者に一任する場合少からず此の場合に於て受領者は之を行政上の實際に従ひ取扱ふの自由を有し急迫の需用に直接之を消費するか若くは其の目的を附したる基金として永久保存することをも得へし秩序整へる地方財政に於ては豫め規定を設けて其の使用の最高額を定め其の範圍内に限り各個の拂込金を當該行政の支辨に引出し其の以上の額は皆之を資金に積立つるを例とす

行政上の剩餘金、財産處分及公債賣却に依る資金の設定は二種に大別することを得其の一種は單に一時的性質を有し忽ち之を引出して一定の行政需用例へは公債償還、缺損補充又は新投資として豫算に計上せる費途に支出し終るものなり其の第二種は眞に基金として蓄積し縱令其の額は時々變化するも永久的の組織を爲すものにして例へは公債整理の基金又は豫定の費途なき財産處分金による有價證券引受の爲めの基金若くは機會次第新投資に使用せらるへき

目的を有する基金(主として財産變換の差益より成るもの)又は財政困難の時に應せん爲め通常行政の剩餘金にて準備する基金又は特別事業の剩餘金より成りて其の特別の事業目的の爲めに保留する基金の如き是れなり

此外高級地方團體の行政に於ては他の基金を存することあり其は此等地方團體か舊團體又は國家より讓與せられたる財産より成るものにして概して一定の繼承的職分を履行する爲めに使用すべきの條件を存するものなり次に尙ほ秩序ある廣範圍の地方財政に於ては毎時の需用を支辨するに必要な豫備貯蓄を常存することあり此基金は財政上收支不突合に對する豫備として要せらるるものにして多くは實驗上の需用額により運轉資金の形に於て準備せらるる基金利用の方法は概して二種とす一は單に收益のみを所用の目的に使用し得るもの二は其の元本をも所定の目的に使用するを得るもの是れなり第一の場合に於ては元本を費消することなく運用利殖せらるるか故に之より私經濟的收入を生ずること長期に渉るべきも第二の場合に於ては彼の通常行政に使用する資金の場合の如く放資物の安全確實を注意すると同時に容易に之を貨幣

に變換し得んことを期し其の間に於て始めて幾何かの利殖收入を擧げ得るに止まる此かる資金を投下し置くに付き必要なる安全の保障に關しては未成年者財産管理の爲め後見人の放資に關する法規を準用すること多し尙ほ此の上各國特別の立法を存するか如し而して其の尤も周密なるは佛國にして佛國は地方團體の通常行政に供すべき資金の一時的使用に關して特別周密なる規定を存し概して之れに依らしむと云ふ

第一 英國の地方資金

英國に於ては警察恩給基金の外多數の地方債整理基金あり前者は州に在りては(倫敦を除く)千九百二年度に於て二六、〇二四磅の歳入を生し市に在りては三、二二四磅の歳入を生し合計五七、二四八磅の計算となる、減債基金は利子及配當金として千九百二年度に三七三、七五八磅を收入す其中市(倫敦を除く)のみに屬するもの三二四、八九四磅他の市部區に屬するもの九、四〇四磅に過ぎず其他の資本利用に關しては著しきものなく且つ既に論したる財産收入中に合算せらる

第二 佛國の地方資金

佛國に於ては自由に處理し得べき一時的貯存の地方資金は國家預金金庫と相互當座勘定に於て之を運用す其の手續は千八百六十三年五月三十一日の勅令を以て規定し地方體に與ふべき利率は毎時大藏大臣の決定によりて確定す其の千八百九十六年十二月二十六日に決定したる現在の利率は一步半なりとす然れとも是れ三千萬法の預入額に達するまでの利息にして其の以上の預入に對しては利子を附せしめす現今巴里市の地方行政は預金部に對し當座貸越四千萬法を有し右最高限以上に在り巴里市の此の預入は殆んど常に繼續するものにして之か爲め市の豫算は經常的利子收入四五〇、〇〇〇法を掲上すと云ふ之に反して縣の預入は概して預金部に於て利子を附せざるも其の代はりに國家官吏の手に於て縣の金庫事務を引受け掌理せり豫算の剩餘より成れる地方準備基金は既に財務論に於て記述したる如く法律の禁止により佛國の地方體に於て見ざる所なり即ち佛國の法律は一切の剩餘は必ず翌豫算年度の通常歳入に繰入るへしと規定せり斯くの如くして縣は資本財産よりの收入として見

るべきもの甚た少く全體に於て千九百二年一月一日に僅々一九五、八三二法の小額に過ぎざるを示す

第三 普國の地方資金

普國に於ては地方の財務行政上佛國に於ける如き制限なし特別の目的の爲めに資本基金を設け殊に之に向つて豫算剩餘を使用すること竝に其の資金の投下に關しては地方の最良管理に一任せり唯た此の場合に於て地方行政は地方財産の慣例的取扱及公金の管理に關する一般法規の規定を遵守するの義務あるのみ

市の財政的資産は主として公共救貧及慈善行政の目的に供する動産資本の長期蓄積より成り竝に他の行政部門の用に供すべき各種寄贈金より成れる資金及び經濟的企業に向つて設けられたる設備及改良基金を以て其の要部とす之に反して減債基金は甚た寥々たり此の外各種の宗教的及慈善的目的を有する財團の資産は多少獨立の基金として其の特色を抱くと雖も此等に関する總體の統計は例に依て欠乏せり柏林市の財政資産は千八百八十九年三月三十一日

に於て拂殘資本一七、九七八、七一三馬、現金在高二五、九五〇、九四四馬なるを示し財團財産は此の時に於て土地價格を除き三千萬馬の巨額に達すと云ふ資金及現財産の利子に對し伯林市本金庫か千八百九十八年度に於て九五七、二七九馬の抵當貸利子として六七、六三六馬を收入したることは千九百年伯林市統計年報の示す所なり

之に反して州に於ては多數の特別基金を有せり其の原因の一は各州職務範圍の發達して特別目的の爲め舊地方等族組合の基金を引受くるに至れる事實に依る二は國家基金の譲受により三は州の種々なる職分の特質による例へは種々なる經濟政策的保險の爲に存する多數の準備基金の如し且つ一、二の新なる貸附基金は小鐵道の保護の爲に設けられ、道路工事を目的とする特別的の減債基金は東部普國に存す其外ブランデンブルグ及ポーゼンには特別の公債基金、ガフルニ州には救助金庫の基金ありシユレスウイヒ、ホルスタイン州には地方火災金庫の基金ありて著しき利子收益を擧ぐと云ふ

千九百一年度の州豫算より資本基金の利子收入に於て左の金額を集收し得た

州の一般財産基金の利子	一、五四七、〇三九馬
貯存現金の利子	一一六、九〇〇
救助基金の利子	六三七、七九七
種々の特別基金の利子	五八二、七八六
計	三、六〇七、八七七

第四 本邦の地方資金

日本に於ける地方蓄積資本に關しては租税によるものと寄附金、剩餘金、財産臨時收入等を以てするものとの二種あり府縣は罹災救助基金法により罹災救助の爲めに基金を蓄積するの義務ありて之か爲めには制限外の課税權をも與へらる此の他は寄附金穀による任意の準備金積立にして其の額は多からず然れとも市町村は義務として基本財産の蓄積を爲ささるへからずして其作成は山林田畑及建物の外寄附の金穀、上級團體の交付金、歲計剩餘金及財産賣却代等による其の中貨幣資本に屬するものは銀行の預金又は有價證券の保有によりて

之を利殖し其の元本の消費は制限を受く、市に至りては此等基本財産蓄積の外に尙ほ幾多の蓄積基金あるか如し然れとも此等は一般目的の基金にあらずして皆各々特別の行政目的を有す例へは市公債償還基金、事業公債償還基金、水道準備金、公園改良準備金、養育院基本財産、感化院基本財産、教育資金、施療院基本財産、各小學校基本財産、各架橋寄附金の如き是れなり

今更明治四十年の統計に依り重要なる地方基金の状況を述べれば左の如し

府縣罹災救助基金 三六、五〇二、一七九

公債 證券 三一、〇二二、二七一

現 金 一、八二二、一三三

内 土 木 貸 出 三、六五一、〇一五

地 租 貸 與 等 七、七六一

市町村基本財産	市	町	村
地	一八、六〇八、三一六	二一、九四九、〇七〇	
市			九五、九五〇、五七〇

市町村教育資金	物	五、九三九、七八九	二五、四六六、六〇二
	券	一、二六三、三四〇	七、五五八、八二七
市町村小學教員加俸資金	品	五、六八三、五三五	九、四七九、〇九一
	計		二、二七〇、四〇四
			二、八六八、五七七
			一三七、五九一、七四八

其の元本額斯くの如く少からずと雖も放資の目的物より觀察するに全額に對し年利三步に運用せらるること能はざるへきか假りに三步とせば年額四百十萬圓の利子を生すへし之を各國の實例に比較するに素より精確ならずと雖も殆んど遜色あるなく將來基本財産積蓄獎勵と相俟つて必ずや有力なる地方金融の資源たると同時に利殖の效を擧ぐることに大なるへきを疑はず

第九章 公營企業の收入

第一項 性質及種類

國家官業に對して民業の論あるか如く地方公營業に對しても民業の論あり得へし然れども公共團體か一の個別經濟人たる資格を有すること一般に認められたる今日に於ては土地の利用に關する農林諸業の如く商工業に關する公營も亦た否定するの理なく従つて實際に於ても商工企業に關する公業民業の限界を立つることなく兩者互に隨意の方面に向つて其の發達を進むるの傾向を示せり一方に於て民業か昔時殆んど全く公共的世界的又は宗教的の團體のみに限り許されたる範圍に侵入して其の經營を擴張するに至れると同時に他方に於て公共企業か從來一般に私人經營に委付せられたる範圍にまで侵入して經營を擴張するの傾向明かなりとす

其の利害得失は獨り財政上の見地のみに依りて決せられず之れに一般經濟上社會上及政治上の見地を加へて打算すれば國家官業の場合と均しく民業に對

し根本的の優劣なく主として其の組織及び運用方法の如何に因る官公業としても此の方面に於ける改善に於て其の弊を避くるを得へし殊に地方團體の公營に於ては國家官業の場合よりも民業に對して有利なる理由あり請ふ之を二種に分つて細論せん

商工企業は經濟學理上の觀察に於て企業組織の大なる丈有利なるは一般の通則なり此點に於て株式組織の民業は概して國家及地方團體の官公營と優劣なきを得へし然れとも株式組織に於ては國家領外に株主の存すること稀れなるも一地方團體の區域外に株主の存することは寧ろ多數なりとす此の場合に於て國家と民業會社の株主との利害相反よりも地方團體と民業會社の株主との利害相反は大なりと云ふへし例へは東京市の市街鐵道か若し其の多數の株主を市外の個人に置くものとするときは國家に採りては市内市外共に一視同仁なるへきも東京市に採りては市と市外との利害は一視同仁なるを得す株主は市外に在りて配當多く價格の高きを利益とし市は交通を便にし市の繁榮を利益とすへし到底利害の激しき相反を免れず若し此場合に於て市自ら之を公營

するときは市は市の利益繁榮に於て之を運用し市内人民の利益に對し市外人の利益よりもより多くの注意を拂ふに至るへきは情義の當さに然るへきを知るに足るなり故に地方團體の公營企業は國家官業よりも民業の論に對して一層の理由を有す

次きは監督の方法に關して差違あることなり民業獨占の弊は企業の大なれば大なるに従つて益々恐るへきものあるも國家の大威力を以てすれば之を監督して民業に附するも敢て憂ふるに足らざらん然れとも地方團體の小を以て大會社の監督を爲さんことは到底其の嚴正を望むへからず去りとて此の場合に一々大國家の力を藉りて之を制御せんか事情疎隔却て地方團體の利益に反することなきを保せず此の關係に於て地方團體自ら其の利益により公營し適實なる運用に依るを得策とす

地方團體か以上諸方面の觀察に依り公營企業を採用するに決定したる後に於て財政學上尤も重要な問題は公營企業の上にて如何に其の財政上の利益と公共一般の利益とを調和すへきやに存す換言すれば地方團體の經濟的企

業は如何に収益業として利益の企圖を爲すへきや併せて如何なる程度迄其の供給及價格に關して公益主義を要求すへきやの問題是れなり

此の問題に關しては公營企業の種類に従ひ地方團體か収益の程度に拘はらず設備經營せざるへからざる公益上の理由相同しからざるものあるを考察せざるへからず公共團體の企業は何れも多少の公益理由を有せざるへからざること論なきも其の理由の強弱に依りて經營及收入上に異同を生し公益の理由最も少きものは収益主義に重きを置き公益上の必要高きものは手数料主義となり其の更らに強緊なるものに至りては特別の收入を拋棄して一般的の租税に依らしむ一般的租税は該企業に關する特別の收入を爲さざるか故に茲に之を引用するの要なきも収益と手数料とは該企業關係の收入にして而かも其の差違の根本は公益の程度によるものなるか故に公益の程度に關する各國立法の見地に從ひ明確の區別を立て難たく相混同するもの亦た少からず然れとも大體に於て公營企業に對する公益要求の程度は企業の種類に従ひ二種に區別せらる

其の分類は施設上競争ある企業にして公共團體自ら之を施設せざるも組織運用如何により株式企業として頗る有利に經營せらるへき見込を有し而かも之に堪ゆへからざる干渉を加ふるにあらざれば經濟上の獨占到趣歸し易すき大企業なり例へは市街鐵道、電燈、勸工場、瓦斯及預金所、貸付所の如き之に屬す此等の企業を公營したるときは収益主義を原則として經營するも可なり決して生産費以下の價格取引を開くの理由なきなり何となれば此等の設備は市内一切の人民の利用するものに非ずして各々多數の非利用者あり若し生産費以下の價格に於て利用者のみを利益するときは勢ひ非利用者にも及ぼすへき一般租税の收入を以て其不足を補充せざるへからざるに陥るへきを以てなり且利用者の負擔にして甚しく重苛ならすんは生産費以上の収益を舉げ資本元利償還費を控除し尙ほ其純益を以て他の一般政費に充つるに至らしむるも決して非理なりと云ふへからず何となれば地方團體か此等の企業を公營するに於ては市民の他の企業にも制限を與へ市民間接の負擔少からざるを以てなり例へは瓦斯事業は他の燈火設備及燃料業に打撃を與へ貯蓄預金所は同種の金融的民

業を競奪し市街鐵道は他の交通機關の利益を減少し其他此等の施設に當りて沿線個人の財産及職業に制限を加ふること少からざる如き即ち是れなり其の第二類は之に反し施設上殆んど競争なき企業にして公共團體之を施設經營せずんは一般公共の需要を満足せしむる能はず而かも其の組織運用は如何にするも極めて稀に生ずる場合の外有利に經營し得へき見込なきものなり例へは屠畜場汚物掃除溝渠港灣倉庫水道病院等の如き之に屬す此等の企業を公營したるときは勢ひ多少の強制を以て之を市民に使用せしむると同時に其の代價は低額にして生産費以下に爲さるへからず而して此の低額の程度の加はるに従つて私經濟的収益主義は手数料主義に變遷すへし故に各國の實例に於ては之を私經濟收入とせず公經濟收入の一たる手数料又は使用料と爲すもの少からず

要するに分類法の如何を問はず地方瓦斯電氣市街鐵道地方貯金所貸付所職工場の如きは營利的収益企業として生産費以上適當の利益を企圖するの正當なるを知る唯だ一般幸福の進捗を目的とする原則に従ひ分配の正當を期する

の條件を守らしむへきのみ之に反して公益か直接に各個の給付と密接關係すへき設備例へは衛生屠畜場水道溝渠事業の如きに在りては教育治療院及道路設備に於けると均しく成るべく手数料主義を採るへきものなり

第二項 各國の地方企業

第一 英國地方企業

英國に於ては十九世紀の七十年に至るまで市自治體の發達上種々の障害ありて工業的營利設備に關し市に私權立法に基く權限あるに拘らず殆ど何等の施設なかりしなり千八百七十五年の公共衛生法並に其の補充的特別法たる千八百七十年の瓦斯及水道利便法千八百七十年の軌道法は始めて地方團體をして二十一年後に至り特許的市街鐵道を取得することとして通商局の假命令により其の投資を爲すの權利を有せしめたり之か爲め千八百九十七年には百五十九の市街鐵道の中四十二は市町村有に歸し凡ての電力事業の四分の三は市町村自身の企業となるを致せり此の外亦た多數の設備例へは公共浴場洗濯所車場波止場船渠ありて此等に對し市町村は他の圖書館博物館癩狂院病院及消防

所等に於ける如く或は手數料的若くは租稅的性質の收入を取得し或は財産收
益的性質の收入に於て特別科目の設定を見るなり今更地方稅報告によるに千
九百二年に於て

瓦斯事業收入	七、一六八、七〇五
電氣事業收入	一、八八一、二六五
市街鐵道收入	三、七九七、七五八
他の非手數料的收入	四、四〇九、一七七
計	一七、二五六、九〇〇

即ち英國地方の工業財産利用より生ずる總收入は一七、二五六、九〇〇磅に達し
總歳入九三、九〇〇、〇〇〇磅に對し實に百分の十八、四を示せり殊に瓦斯及電氣
事業の收入は九、〇四九、九七〇磅にして其の支出六、五九五、二〇〇磅(公債支辨の
經費及公債元利償却費を除く)に對し剩餘二、四五〇、〇〇〇磅を得而して此二事
業の負擔公債現在高は四一、七〇〇、〇〇〇磅(瓦斯一八、三〇〇、〇〇〇磅電氣一八、六〇〇、
〇〇〇磅)なるか故に其の利率四歩%を計算すれば年額一九七九、〇〇〇磅を支拂はさるへからず

之を前記の剩餘より差引くときは純益四七五、〇〇〇磅にして既償却の投資に
迄四歩又は五歩の利益を附せしめ得るの計算なり市街鐵道より市及市部區(及
一、二の港灣及船渠局)か受くる收入は同しく千九百二年度に三、七九七、七五八磅
にして其の支出は二、四一七、八一七磅なり剩餘一、三八〇、〇四七磅にして公債額
一七、四一三、八〇〇磅に對する四歩%の元利費八二七、二〇〇磅を控除するとき
は純益として五五一、八〇〇磅を剩存し瓦斯及電氣事業以上の好況を示めせり
之に反して公共浴場及洗濯所は同年度の收入二四七、二八五磅に對し支出三九
三、九〇八磅なるか故に全然手數料主義に傾けるを見る
右は英倫に關するものなるか更らに蘇國の分を見るに千九百二年度に於ける
工業的企業の收入總額は三、〇〇七、一七六磅にして總歳入一二、六九〇、〇〇〇磅
の百分の二四に該當し其内譯は

瓦斯事業の收入	一、八四八、二五九	支	出
電氣事業の收入	二八四、〇七九		
個人燈火用收入	五六、四九六		
			一、六四二、八四三

市街 鐵道

七七二、九三〇

六〇三、八八五

浴場及洗濯場

二九、六五八

三八、九〇二

市 電 話

一五、七五四

未 詳

千九百三年英國上下兩院混合調查委員會の都市事業報告によれば千九百二年に於て九十七市の瓦斯事業に付き其の投資は二四、〇二八、一一六磅なること、其中公債支辨に屬するもの二二、七〇〇、〇〇〇磅なること、同時に於ける事業公債現在額は一八、五〇〇、〇〇〇磅にして減債基金の現状は一、三三〇、〇〇〇磅なることを示めし此の事業の純益より公債利子償却額並に減債及改良基金の拂込年額平均千八百九十八年—千九百二年迄平均三九四、八二五磅を控除するも尙ほ既償却投資額に對する百分の八、四の利益を與ふるを得へきを附言せり亦た以て此等事業の有利なるを知るに足るなり

第二 佛國地方企業

佛國に於ては工業的地方企業の發達は其の傳來の不動産の利用に關するもの外殆んど見るべきものなし瓦斯業、電氣業、公共交通業の如き新企業は殆んど

全く私人の特許的企業に屬し又た地方及市街鐵道に關する立法は縣及邑に許るすに唯た補助及保證を與へて歸屬權を保留するの任を以てするに過ぎず斯の如くして佛國に於ては大都市の食料設備に關する發達のみを見る例へは市場、獸類場、倉庫等にして其の収入は複雑なる手数料的のものに屬するも數字として全體に關するものを得す

巴里市の市場に付て其の一斑を示めさんに凡そ四つの収入より成る其の一は賣品税にして賣品の重量又は個數により課するもの其二は場所賃貸料にして取引者より収入するもの其三は停車料にして市場に上送する荷車停車場に於て徵收するもの其四は認許料にして特許會社(或る市場經營の特許)よりの特許料二萬法なり此等収入の全額は千八百九十八年に於て三、七八六、八三三法なり此の外には之と殆んど同額なる屠畜場收入あるのみなるか如し

里昂市に於ては千八百九十八年市場、倉庫及屠畜場の收入合して一、〇七三、九五〇法、マルセイユに於ては市場及倉庫の收入八二七、六九五法、屠畜場及獸肉場收入六三三、三七二法なりと云ふ其の他は明かならず

第三 普國地方企業

普國に於ては昔時より夙に立法上、地方工業的企業の發達を歡迎したりと稱するも市街鐵道の企擧及經營を市町村に許したるは千八百九十一年度の輕鐵法に生まれり而して此種地方公業に關する財政上の方針は千八百九十三年地方公課法の第三節の規定する所によらざるへからず曰く市町村の工業的企業は原則上其の收入を以て少くとも當該企業經費の外其の資本の利子及償却金をも支辨することを期すへし若し其の企業か同時に他を以て満たすへからざる公共利益を充たす場合に於ては此の例外を許すへし云々而して此の例外の場合に於て手数料主義を採るへきこと同法第四節より第八節迄に於て明かなり如何なる企業か地方團體の手に於て財政上工業的營利企業として取扱はるべきやに關しては地方公課法に於て直接に之を定めず行政上に於ける事實上の問題として殘せり然れとも此の公課法に對する委員會報告に徴するに兎に角瓦斯事業並に各種の市街及小鐵道を工業的企業とするは一人の異議なき所なり之れに反し水道事業に關しては其の重きを私經濟的利益に置くや又は一般

使用の利益に重きを置くものなるや頗る議論の存する所なるが假に營利的工業とするときは一般の使用を強制すること能はざるべきが一般の使用を強制するにあらずんば此の事業の經營を害し且一般衛生改善の普及を期すへかさるを以て重きを一般且公共利益に置き此の理由に基きて水道公營を許すこととし從て其の財政上の取扱は原則上手敷料主義により之を行はしむ比較的近時の詳細なる表としては千八百九十一年—十二年に於ける一萬人以上の市の統計を見るに

市 專 業	收 入	經 常 費
瓦斯及電氣	五九、六八六、〇〇〇	三九、九〇三、〇〇〇
港灣倉庫置場等	二、四六一、〇〇〇	一、六九二、〇〇〇
市場設備	八、五三一、〇〇〇	四、一〇三、〇〇〇
貸付所	二、四五二、〇〇〇	二、四〇六、〇〇〇
浴場及洗濯所	七九二、〇〇〇	八四二、〇〇〇
其他の設備	一一、九〇〇、〇〇〇	一一、四五八、〇〇〇

計

八六、八二一、〇〇〇

六〇、六〇四、〇〇〇

「其他の設備」の収入の多くは手数料に属するものならんも此等収入總計は此等市の總歳入三四一、二〇〇、〇〇〇に對し實に百分の二十五に相當す而して其の凡そ半額四二、一〇〇、〇〇〇馬は伯林市の収入に係る

市街鐵道の市有に關しては獨逸に於ては一般に尙ほ初步の時代に彷徨せり市有は千八百九十五年始めて現はれ千八百九十九年は全獨逸に於て僅かに十九の市町村のみ之を有したるに過ぎす而かも其中九は其の線路を企業者に貸貸したるものなり

市有市場に關しては獨逸市統計年表も其の全集を欠けり唯た

一八九七年度	總收入	剩餘
伯林市場	二、六〇〇、〇〇〇 _馬	一五八、七九七 _馬
フランクフルトアマイン	一四九、〇二一	一〇三、八九一
ハノーバー	一三〇、二五五	一〇、四五五

資本に對する元利償却費を控除せんとすれば概して損失を生ず

町村の工業企業に關しては概して統計なし

州及び郡は其の權限制度に從ひ自己のものとして工業的投資を設置し得る場合甚た少し唯た州に於て威化院に工業設備を附置したる爲め僅かに附隨的に財政收益を營み得るに過ぎす郡に在りては工業的の收入として唯た郡貯金所の收益あるのみ然れとも其の收益は注目し値するものあり例へはラントウ郡に於ては千八百九十七年度の收入一一三、三〇〇馬にして事務費一四、七〇〇馬を示せる如き是れなり

州威化院に附屬する工業とは例へは東普タビオー威化院に於ける肥料製造の類にして其は千九百一年度に四千馬の剩餘を示めしたりトリエルの村立救貧所は其の労働工場より八千馬の剩餘を得ブラウパイレルに於けるライン州の労働工場は一八三、〇二〇馬の剩餘を示す千九百一年及二年に向つて其の他に於てカッセル、フルダ、ハナウに於ける地方等族組合前貸所は其中央局に一萬馬の入金を爲したる上尙ほ一三、六八〇馬の剩餘を示しウエストフアレン州の村落銀行は資金の利子四萬九千馬の外に純益七萬四千馬を示し(千九百年)ライ

ソ州銀行は千九百一一年及千九百二二年の兩年に向つて五十萬馬の収益を示しナ
ツソ一銀行は千九百年に於て剩餘五一、四一一馬を得てウイスバーデン地方
組合の本銀行へ入金したり

第四 本邦地方企業

日本に於ては地方公營企業として私經濟的収益源を爲すもの甚た少なし府縣
に於ける企業收入と見るべきもの港灣、種畜場及道路より生ずる收入ありと雖
も此等は嚴正の分類に於ては公經濟的収入に屬すべきものにして亦た實際に
於ても我制度は之を使用料として手数料と同一の種別に屬せしむ郡市の企業
としては一部は収益的(殊に東京市)に一部は公益主義に經營せらるる水道事業
を最とす

水道事業は統計局統計年鑑によるに全國中十二市八郡に於て左の如き經濟を
爲しつゝあり

市 郡 別	水料 收入	維持 費
東京一市一郡	二、〇五二、八七八	四二八、四九三

神奈川 二市一郡	三三二、八九六	七三、五九七
大阪 一 市	七四七、八五五	三九四、七二九
神戸 一 市	二九二、八五八	三一、三六四
岡山 一 市	五三、三九一	三〇、一九五
廣島 一 市	九五、三二二	九二、一二二
山口 一 市	四三、四七二	一六五、二六六
長崎 二市二郡	一八四、六三二	一八六、二四六
北海道 二市四郡	六七、一〇八	一七、二三四
計	四、二三五、七四九	一、六九九、二四六

本邦の制度に於ては水道收入を財産收入中に存するの例なりと雖も水料の名
が使用料として公經濟的収入なるを現はす如く公共衛生上の營造物收入に外
ならず

要するに本邦に於ける地方企業收入は尙ほ殆んど全く公經濟的使用料の範圍
に存し彼の歐米の地方團體に於ける重要な収益財源たる私經濟的企業即ち市
街鐵道、電燈、瓦斯及預金所貸付所の如き公營設備は三十九年に至るまで京都市
の電燈電力及横濱市瓦斯局の公有企業ありし外全く其の發達を見ず而して横

濱市の瓦斯企業は四十一年度の成績を見るに収入九四六、四六六圓支出八六一、五六九圓にして剩餘八五、八九七圓に過ぎず其の他は三十九年後殊に最近に至り漸次少數の市町に於て電氣事業の公營あるを見る四十三年末の現在に於て大阪市の電鐵、電燈及び高知市、酒田市、伊香保町の電氣事業を見るに過ぎず尙ほ大に電氣、小交通機關、勸工場及旅館等の地方公營を起すの餘地を存す電燈事業は近時勃興し各地會社企業の盛況を呈せり其の各地の企業會社拂込資本總額は四十一年の統計に於て五一、四四五、一一一圓外に積立金三、五九三、八四〇圓ありに達し其の電氣収入は年額一三、二一二、二五二圓に對し支出は六、九二九、六六九圓に過ぎず結局収益として六、三一四、四一八圓を挙げ資本金に對し一割二歩に相當するを示めせり又た馬車及電車事業の會社は總體に於て拂込資本金五六、九二一、九九八圓を以て収入一〇、八〇〇、〇一五圓に對し支出は五、六七六、一一三四に過ぎず収益實に五、一二八、八九六圓にして資本金に對し是れ亦約一割に相當せり而して此等の企業の前途は將來益々多望なるや論を俟たず地方自治體の財源として至適好當の目的物なりと云はざるへからず之れに加ふる

に勸工場を附屬せしめたる通俗的大旅館の設備は大手として必ず欠くへからず而して是れ亦た必ず有利なるを疑はず
地方小鐵道の公營に關しては必ずしも有利なりと斷言すへからざるも地方に
より有利なるものあるへきは勿論又た現時に於て然かく有利ならざるも將來
を希望し得へきもの少なからざるへし場合に依りては地方民業開發の爲め國
家又は上級團體の補助を開き又は低利公債の發行に保證を與ふる等の方法な
きにあらず私設の會社に補助して其の獨占を助長せんよりも寧ろ地方團體の
公營に補助して地方産物の交通に利便を開き將來に於ける地方財源の一たらし
むるの公營方針に出てんことを得策とす

第十章 公經濟的收入

公共政務を行ふに必要な政費を其の管轄する個人又は法人より共同従属の關係に於て收得するの權利及び之れに對する負擔の義務は地方團體組織法で定むる根本原則にして其の關係や團體の公共心を基礎とするものなり此の關係の上に立ちて公共利益の化身たる公共團體か其の共同の政費を私有財産制及勞力分業制の現社會に於て分離の經濟生活を營める個人經濟より收得するに當りては何等かの公正にして合理なる方法を以て彼等各經濟人の支配する財産及所得中より政費支辨上必要な經濟物件を抽出するの途に出づるの外なきを知るへし此の公共政費支辨のため公共組織員より共同經濟的方法により徵求する經濟物件の數額を公經濟的收入と稱す

地方公共團體の公經濟的收入は其の之を要する政費の性質及徵課の方法に依りて租稅手数料及特別賦金又は分擔金と稱すの三類を成し他の公共團體との關係に於て其の收得する團體の等級に依り別に分賦金及補助金の二類を包含

第一に収入を要する政費が地方團體の一般的主要政務に係り其の政務の遂行は個人及其の他の團員の意思又は行爲を問はず寧ろ之れに反對して團體自ら斷行するを要し而かも其の效用は廣汎又は遠大にして一般に共通し各個の評價により費額を分別すへからざる場合に於ては一般的報償として各個の團員に對し負擔力に應じて之を徵求せざるを得ず此の一般的報償の理由に依り負擔力に應じて共同分賦の方法に依る収入を租税と稱す

第二は之れと異なり其の政費が特に個人の意思又は行爲に基き惹起されたる政務の特別提供に係り而かも其の效用は個々に評價し費額を分別し得べき場合に於ては之を以て一般の負擔と爲すへからず政費分配の公正主義に依り特別報償として當該關係の各個人より效用の程度又は費額に應じ特別に徵求するの至當なるを見る此の特別報償の理由に依り費額を限度として特別分賦の方法に依る収入を廣義に於ける手数料と稱す

租税は一般的報償にして各個の場合としては相互の提供を見ざるか故に公經

濟的収入として私經濟的収入に對し劃然たる特質を表示すと雖も手数料は團體の側に於ける行政上の提供と個人の側に於ける經濟上の提供と各場合毎に相互の提供を見るか故に頗る私經濟的収入に類屬するの感なくんはあらず然り手数料の基因は歴史上何れの國に於ても公私混合の家長政治に行はれたる私的類似の収入なりしか如し然れども公私政務の分岐して公共需要の發達するに隨ひ手数料の性質益々公共的となり公共一般の利益のために公共設備又は行務の使用が強制せらるる場合に至りても其の各個の效用を評價し特別の費用を區分し得るものは手数料として公共團體自身の定むる所により當該關係の個人に對し特別の徵求を爲し其の使用強制の程度に依りては費用以下に料金を減免し收益主義を抛擲し費額標準をも制限し往々個人の負擔力を斟酌する等今や大に公共的需要の特性を發揮せんとするに至る故に今日に在りては少なくとも其の目的が收益主義にあらざること並に其の方法が國民の公共心を基礎とする從屬關係に於ける政費負擔の徵求たることに於て私經濟的収入より區別し公經濟的収入中一般報償の租税と相並んで特別名義の報償に依

り政費分配の公正を裨補する財政上の職分を充たすへき一大要素なりとせざるへからず

公經濟的收入中租税及手数料の位地及其の職分は大體以上の如くにして國家財政に於ても地方財政に於ても其の間特記すへき根本的の差違あることなし然れとも唯た此等の公課に於て公共行務の效用と個人の負擔との經濟的關係を適切精密に知悉すへき財政上の重要なる職分に關しては國家と地方團體との間に程度の差異あることを看過すへからず換言すれば團體行務の效用と團員の負擔との間に於ける經濟的關係を知悉し微細の事情を認知するの境遇に關し國家と地方團體とは其程度を異にする所ありと云ふこと是れなり此の程度に關して地方財政は其の組織の狭小なる丈けに效用及分費の適用上一層適切微妙なるを得へく亦以て公正主義の實現に於て能く周密を期し得へき位地に在り且つ夫れ國家の大に在りては其行ふ所の行務事毎に其の關係する所廣汎にして之れか爲め一般的利益に對する一般的報償を理由とし租税によりて分費するの外なき場合多しと雖も其效用と分費との微妙なる關係より觀察す

れは考察往々にして粗大に失し威力の強大に依頼して公正分費の注意を犠牲に供するの譏りを免れず之に反して地方團體の行務は其の關係する所小範圍にして且つ卑近なるか爲め各個の行務に關して利益の及ふへき範圍及程度自ら分明し一般負擔たる租税に依るの公正にあらずして特別的相互提供に類する手数料及其他の收入に依るの至當なる場合を多く認知し得へきの理なり要するに財政其のもの職分より觀察すれば苟くも公共團體の政費にして其效用と各個人經濟事情とに應し個々に評價し特別に分費し得へきものは細心の考察を盡して成るへく各個特別の分擔を爲さしむるより正當なるはなし果して然らば國家の如き廣汎の行政に在りては已むを得ずとするも地方團體の如き狹範圍の行政に在りては其の位地の境遇を利用し成るへく細心の經濟的方法に出でざるへからず是れ實に國家財政に對する地方財政の特色の雄とす此の故に地方財政に於ける政費補充の順序は國家財政に於けるものと稍々其の趣を異にし先づ財産收入の如き私經濟的收入を以て第一とし次に手数料の如き特別的報償を以て之に充て此等の財源にして尙ほ足らざる場合に際し始

めて租稅收入に依るべきものとす

第三は歐米の地方團體に於て近時著しく發達せんとする特別賦金又は分擔金 (Beiträge) と稱する一財源なり此の收入は近世に於ける公共職分の擴張が文化的及經濟的行政に向て進捗したる結果に伴ひ最近殊に著しく發達し來れるものにして是れ亦た地方財政の特色の一なりと云ふへし地方團體か公共職分の範圍擴張して巨費を要すへき經濟的設備を企圖するは公共一般の幸福を進捗する所以にして素より一般の利益に合致すと雖も設備の附近に於て最も多く之を利用するの機會を有し且つ同時に其の存在の爲め所有地又は營業上顯著優逸の利益を享有する一部又は數個人ある場合には此の特別設備費の分配に關して他と賦率を異にし特逸利益者に特逸の負擔を課するは政費分配の公正主義に於て妥當の事なりとす此の公共經濟的設備費の爲めに特別利益者より利益を標準として特別の負擔を課するものを特別賦金(又は分擔金)の制度と稱す唯た夫れ此の制度は最近の發達に係りて日尙ほ甚だ淺く眞正の意義に於て實行せらるるもの從つて少なく歲計の科目上獨立の位地を占むるに至らざる

のみならず賦課の標準異なるに從つて公設物使用料又は特別目的税と混同す謂ゆる公共經濟的設備とは道路、鋪道、水道、運河、港灣、市場及屠畜場の如き公共設定物の謂にして此等の維持に關し特別の利用者より使用の程度を標準として個々に料金を徵求すれば公共使用料として手数料の一に屬すべく又是等の設備費及維持費に關し附近の利便者に對し財産又は所得の如き一般的の負擔力を標準として徵課するときは特別税即ち目的税に屬すべきなり然れとも水道及屠畜場の如き殆ど強制使用を必要とし其の使用の都度使用の程度に應し又は往々費用以下の低價を以て徵課せざるへからざるものは之を使用手数料として除外し専ら道路、鋪道及運河の如き巨費の設備に依り地價又は營業上の利便を増進せらるる特別の地主又は營業者に對し一般的負擔力を標準とせず特別なる利益の程度に應して設備及維持費を不均一に分擔せしむるを以て此の制度の本領とするに於ては費用主義にも制限を加へんとする手数料にも屬せず又た一般的の負擔力に依る目的税にも屬せず改良設備の存在より増生する特別利益者の優逸なる利益を他一般の利益と平均せしむる負擔として獨立の

地位を占むるに足れるを以て將來地方の經濟的行政益々發達するに従つて地方財政上に重要な科目たるに至るへきや疑を容れず

地方財政は租税に於て手数料に於て特別賦金に於て國家よりも事情知悉の優位を占むと雖も團體の機關か地方事情の知悉に任せ且つ苛察の行動に出つるときは往々にして濫施誤用の虞なきを保せず此の虞は更に初め地方團體に與へたる強大なる自治の程度と相待つて益々其の弊を助長せずんはあらず或は團體内に於ける過度又は不公正の負擔を課し或は國家及上級團體の財源を侵蝕し或は他の團體と産業競争を開くに利用する如き其の尤も甚しきものなり茲に於てか國家は一方に於て國家の權力に依り立法的の制限を設け他方に於ては地方負擔の分配に關する標準を確定し課税の程度不公正に關して實際の行政監督を勵行せざるへからず

以上は公經濟的収入の性質的分類にして團體内個人又は私法人より徵求する所の収入なり然るに尙ほ此の公共團體は下級公共團體を團員とし又は自ら他の上級公共團體の團員たる資格に於て共同關係に基ける公共經濟的収入を

取得す一は下級團體を團員として課する分賦金にして他は上級團體より自ら團員として受くる補助金なり然れとも分賦金は分賦せられたる下級團體に於て他の普通収入の何れかに歸し補助金は補助する上級團體に於て是れ亦た何れかの普通収入より來れるものなるか故に此の収入分類は収入の性質上の分類にあらずして寧ろ各個團體の等級關係より來る計算上の収入に過ぎず

第十一章 手数料及特別賦金

第一項 性質及分類

時運の進歩に伴ひ國家が其職分を權利及權力の目的以外に擴張し文化的及經濟的職分をも自己の行務範圍に引入れたる如く地方團體の職分も同様の變化を實驗したると同時に斯く増加する公共需用の爲め益々其の財源を租税の上
に求むるに至りて舊手数料の制度は漸次其の範圍を縮少し最早や公共行政と
個人との關係即ち官吏の行務自體を何れの處にも手数料徵課の目的物たらし
むへからざることとなれり官務手数料は舊時に於て公共行政一切の場合に於
ける通則なりしが爾後益々制限縮少して今日は部分的に例外を認めらると云
ふに止まる殊に權利及權力政務のためにする官吏行爲に關して手数料を徵收
することは頗る僅少の範圍に於て而かも國家の認可する限度内に於てのみ地
方團體をして之を設けることを得せしむ之れと同様の變化は先づ國家の方面
に於て文化的及經濟的施設に關する手数料の上にも現はれたり此等の施設は

一般文化の進歩により益々一般利益に供用せしめざるへからず手数料徴収の財政的結果の如きは最早や手数料のために生ずべき經濟上の障害を償ふに足らずと認めらるる斯くて國家の道路關稅航海稅及び橋梁稅等の廢止は地方團體をして其の設備を引受け之を維持し改良するの義務を増さしめなから其の之に相當する國家收入の手段に至りては必ずしも併せて之を讓與したるにあらざりしなり然れども之か爲め其の餘波は他の方面に於て勃發し新時代の文化的及經濟的發達に基く新なる社會的職分の擴張に伴ひ技術及企業組織の進歩を利用して地方自治體も自ら經濟的設備を公營し之れに向つて財政上の収益を企圖すると同時に公共一般の幸福を増進し場合によりては此の公共一般の幸福の爲めに純然たる私經濟的の營業主義を犠牲とし寧ろ手数料主義の範圍を擴張するに至れり茲に於てか中頃一旦縮少せられたる手数料徴収の場合最近に至り特別收金の發達と相待つて再び其範圍の擴張を見るに至れるなり

第一 手数料

手数料は公共團體か公共行政の爲め設備せる公共營造物の使用及機關官務の

提供に對し特に此の提供を惹起せしめたる個人より毎時の特別費用を徵求するによりて生ずる收入にして之を大別すれば公共設定物の使用手数料及び官務手数料の二種となる

(甲) 使用手数料 は公共營造物を個人か使用する場合に於て徵求する所の手数料にして近世文化的及經濟的職分の擴張に伴ひ道路、水道、溝渠、屠畜場、市場、港灣、防岸、水門の如き公共經濟的設備並に學校、病院其他の文化的設備に關する使用料として著しく發達せるものなり此等の中道路水道溝渠港灣の如き公共經濟的設備に關する建設大修理の費用は其の之か爲め特に利便を享受する一地方又は數個人に對する分擔金又は目的稅に依るを適當とし文化的設備の建設及大修理費は一般租稅に依るを適當とし實例も概して斯くの如く然りと雖も此等設備の設定後に於ける費用にして特に個人の使用により惹起されたるものは其の特別の費用を限度として特別個人より其の使用料を徵收するを以て政費分配の公正主義に照らして正當なりとす然れども衛生教育及び警察行政上之か使用を強制するの要あるものは費用徵求を減免し負擔力に適應する

を力めざるへからず而して茲に謂ゆる負擔力に適應すると云ふは専ら減免を意味するものにして手数料の費用主義たるを妨ぐるものにあらず

水道事業に關しては各國の實例多くは之を私經濟的設備とし收益主義の收入に屬せしむと雖も衛生及警察上個人の引込を強制せざるへからずして其の必要は溝渠又は屠畜場の使用を強制する如くなるか故に營造物として其の使用料を公經濟的収入に屬せしむるを至當とす

道路及び橋梁の使用料に關しては問題あり之に對する近世一般の傾向は成るべく使用料を排除するに存す多くの文明國に於ては却て經濟上の煩累及障害を爲すものと認め地方行政上法律的に之を禁止し若くは實際に於て著しく之を輕減せり但し新道路及橋梁の設定擴張大修理に關して都市の多くか特別の利益ある地主をして必要なる土地の無償的讓與の形に於て及び全建設費の分擔金の形に於て一定の負擔に任せしむるは此の限りに在らず

○文化的公共設備の使用手数料は教育及病養設備に關するものを以て其の最とす

公共教育設備の使用に對して徵求する使用手数料は其の發達一樣ならず初等教育の使用手数料即ち小學校授業料は概して國家的の理由により大に變化し今や漸次に法律上の強制を勵行して義務教育を擴張すると同時に授業料の輕減若くは全免を一般に貧民法下に屬せざる個人にまで及ぼさんとす之に反して中等教育に關する授業料は是れ亦た均しく全費徵求の方法に出でざるも文化幸福の増進並に費用の漸増に相當して適度なる授業料を徵收するに力むることとなれり之れと同時に所在學校の等級に従ひ種々なる授業料を徵收するの制度は廢棄せられ漸次統一を見るに至り高等及び専門教育の爲め徵收すべき手数料の如きも亦た此の適用の一に屬す此等授業料の外學校に關する他の手数料あり例へば兒童の入學退學又は試験の舉行證書の交付に關する手数料の如き是れなり然れとも此等の手数料は其の性質上使用料にあらずして官務手数料に屬すべきものとす

公共病養設備に關する使用手数料は主として病人不具者及精神不能者に關する公共病院療養所の使用料にして食料及藥價の如きを包含するも之を公經濟

的収入として而かも教育上授業料より一層の斟酌を個人の負擔に與ふるの要あり何となれば斯る個人は人道と稱せざるも既に治安及衛生上危險を一般に及ぼすの虞ありて之か防衛の爲め公共團體は病養設備を設定し此の公共設備に彼等を收容せざるへからざるのみならず又社會經濟上成るべく安固に且つ速かに成るべく僅少の出費を以て人類社會の有益なる團員に恢復するの目的に依り公共設備に接近せしむることを力めざるへからざればなり同理に基き若し此の種の手數料に關し其の義務者又は負擔能力者を缺く場合に於ては法律上各個の費用負擔に付き責任の屬する他の地方團體若くは之れに相當する特別團體をして之を負擔せしむるを可とす

(乙) 官務手數料 は地方團體の機關たる吏員の行務に對し特に其行務の提供を惹起したる個人より行務提供に要する費用を徵求するに依り生ずる収入にして商業及交通上の官務手數料並に司法及警察手數料を其の最とす商業及交通上の手數料は度量衡檢定、食用品及動物の檢定、船車鑑札付與に關する手數料の類にして司法及警察上の手數料は證明、登記、特許及權利の付與、義務及責任の

免除、建築設計の檢査、埋葬、墓地紀念碑設定認可の手數料の如き之に屬す教育上學校の入學退學、試驗及證書交付に關する手數料の如きは官務手數料中第二位の重要を有するに過ぎず

使用料及官務手數料の徵收に關しては國家の場合に於て押印式及印紙貼用法ありと雖も地方團體に在りては通例之れを許さず是れ一は無記名式價格證紙の發行か國家の高權なるに由れるも主としては收入の所屬と個人貼用の區別とを一致せしむるの困難なるに由る茲に於てか地方財政に於ける手數料徵收の式は現金徵收の一方なるも其機關は吏員直接の徵收と金庫徵收との二種あるを見る而して出來得べくんは金庫制度に依るの得策なるは論を俟たず獨乙に於ては金庫制度なるか爲め小學兒童の如き授業料を直接に學校に支拂はす父兄より金庫に支拂ふことを得従つて兒童間貧富の隔念を抹消するの利益ありたりと云ふ但し金庫制度は小村落に於て到底實行し得へからず市町以上に行はるるに過ぎず

第二 特別賦金

特別賦金又は分擔金は巨費を要すべき近代的新職分の公共經濟的設備の爲め他一般よりも特に優逸なる利益を享有する一部民衆に對し利益の程度を標準として分賦する所のものにして其の收入の方法に於ては相互提供の經濟的取引に類似し手数料よりも多く私經濟的収入に接近すと雖も其の利益を與ふる設備は公共營造物にして公共行政上の財産に屬し費用分賦の目的は此の設備に近づくことを得るの機會を有すと云ふに過ぎざる一般の利益者と特に優逸なる利便を實有する特別利益者との間に於ける利害の調和を期するに存するを以て他の公經濟的収入に依る負擔の分配を公正ならしむる補充的公經濟的収入と看做すの至當なるを信す

然らば特別賦金は何によりて他の公經濟的収入たる手数料(殊に使用料)及び租税(殊に目的税)と區別せらるるやと云ふに蓋し左の數點にあるを知るへし
 手数料と特別賦金との區別は第一に費用補充の範圍に在り手数料は其の利用する設備の建設費に關係することなしと雖も特別賦金は主として巨費を要する設備の建設費に關係す往々建設費に其利子を加へ更に修繕費を加計して年

々の賦金を定むることあり此の關係に於て特別賦金は立替金辨償の形を有すと云ふへし第二に特別賦金は一定の地域及負擔者を前定し享有利益の程度に應して之を分費するも手数料は未前定の負擔者より其の設備を使用するの都度賦課する隨時的の收入なり第三に手数料は其の額を定むるに當り公共使用の強制を要する程度に依りては費用全部の徵求を制限し負擔能力にも顧念して或は累減率により又は特別の減免を許すと雖も特別賦金は費用全部の徵求に制限を加ふることなく又人格的負擔能力を問ふことなく設備の爲め財產物上に増生する經濟的實利を標準として費用の回收を期するものなり
 次に租税と特別賦金との區別は特別賦金か相互提供主義に於て手数料よりも多く私經濟的収入に接近するの點に於て既に明瞭なりと云ふを得へきも租税中特別事業の目的税なるものありて動もすれば特別賦金と混同せらるる虞なきにあらず殊に經濟的有益設備の建設費に應せん爲めに地方債を起し其の償還及利子計算の年額を一部地方又は民衆に賦課する不均一の特別目的税の如きは其の目的と云ひ方法と云ひ特別税なるや分擔金なるや甚だ判明を缺くも

のと云ふへし唯た其の標準は租税に在りては個人の負擔力により特別賦金にありては利益によるの差ありと云ふも利益なるもの亦一つの負擔力を表彰するものなるのみならず其の實際上の査定困難なるか爲めに多くは使用量其他の外形標準物に依るものなり要するに實際上に於ける此の區別は頗る至難なりとす然れとも特別賦金の精神は公益改良の設備による利益増進費の立替金なる觀念に基くものなるを以て巨額の經濟的設備費を年賦的計算に依り増加私益の多少を知り得へき標準に従ひ一定年間に割宛て徵求するものは其の名の如何を問はず之を特別賦金と稱せざるへからず此の見解を以て論ずるときは區別稍々明かなるを得へし但し現今各國の採れる實例に於ては實體上の特別賦金にして形式上の租税少からざるを以て特に之れを區別するに注意すへきなり

特別賦金の拂込方法に二種あり此の方法に従つて分擔金負擔の額亦自ら相異なる其の一は例へは道路設備の場合に於ける如く其の建設費全部を地方財政の立替として支出し置き設備の完成により附近の土地に収益能力の變化實

現する時に至り各個利益者に歸屬すへき負擔額を漸次に拂込ましむるの方法なり此の場合には地方團體より擔保的證書を要求するの權利をも認めらるる其の二は運河分擔金の場合に於ける如く通例先づ地方債を以て設備を支辨し其の經費を經常利子及償還額に分解し其の割合によりて一時的巨費を各個利益者の年賦金に算定し毎年之れをして拂込ましむる方法なり然りと雖も特別賦金の制度は地方財政上最近の發達に屬し未だ獨立の形態を爲すに至らざるの感ありて使用料及目的税の兩面より漸次之れに變改し發達せんとする過渡の時代に際せり従つて其の標準及び拂込方法の如き能く真正の意義を得たるもの少なく尙ほ頗る渾沌たるを免れず

第二項 各國の制度

第一 英國の地方手数料及特別賦金

英國に於ては二種の手数料あり第一はトール、デウス、デウチース等と呼ぶものにして種々なる設備殊に經濟的設備の利用の爲めに之れを徵課し當該特別官廳(港灣船渠埠頭局市場委員等)又は地方團體に拂込ましむ第二はフイイス、プア

インスと稱し各種の官務に對する手数料にして例へは免許料及び學校授業料之れに屬す地方稅報告書に依れば此の外に罰金をも包含せしむ第一類の使用手数料に關し英國の豫算制度は其の收入を營業的若くは私經濟的財産收益より分別し居れり道路の使用に關しては原則として手数料を徵收せず第二類の手數料中授業料は千八百八十八年の地方行政改革後初等教育無償主義を實行し國家の補助金を増加して各地に此主義を普及せしむるに力め更らに千八百九十一年の初等教育法により地方初等學校への補助金は殆んど授業料を全廢し得る程度迄に増加したり授業料收入か(兒童教科書買却代を含む)千八百九十年度に六五七、二〇三磅なりしもの千九百一年度には一〇四、六五一磅に減したるは之れか爲めなり

特別賦金は特別地方需用(築堤、排水、暗渠)ある毎に獨立地方應たる性質を有する幾多特別の目的團體を作ると云ふ英國特種の事情に基因する目的稅なり何となれば英國の斯る特別應の課金は皆地方稅一般の課稅標準たる土地財産を實際の標準としレートの名を以て課するものなればなり例へは衛生改良設備

に關し市町村區及び従前の衛生區か各個の地面の所持者より利益者分擔金を徵收する爲め私益改良稅の名に於て千八百七十五年の公共衛生法二一三節により課するものの如きは是れなり其の節に曰はく

若し市部衛生局か衛生法により又は市會の決議により公共性質を有せざる改良の費用と認めらるべき支出を爲したるときは其の官廳は當該不動産の所持者のみより其の費用を徵收し且つ此の目的の爲めに不動産上に課する追加稅に於て年利五歩を超過せざる利子を加算し長くも三十年内に其の費用を償却する方法を以て收納すべき權利を有す

此の規定は其後村落區の役應にまで擴張せられたり之れか爲め私益改良と云ふ意義は苟くも街道の開設擴張及び整理、橋梁、地下壓道等により個人の地面に増生すべき一切の利益を包含することとなり且つ之に附隨して溝渠及水道の引込又は特別溝渠の設置に關する立替費等をも算入す之れを其の利益者より徵收するに當りては此總額に普通利子を加算して一定年限間の年額賦金を算出し該當地面に賦課することを得へし無貸の地面にありては其の支拂を地主

の義務とするも其の場合に於ては之れを占有者に支拂はしめ此の占有者をして家賃より之れを控除するを得せしむ但し土地改良の場合に於ては常に地主の爲めに一時的の所持者(小作者又は借家人をして必ず之を支拂はしむるか如し然れとも此の如き場合に於ては成るべく地主と所持者との間に負擔を適當に分割せしむるの方法を探れり千八百九十六年一月一日任命の地方課税調査委員の報告によれば前記手数料及特別賦金の總額は英倫及ウエルズに於て千八百九十一年度の分五、四五六、〇〇〇磅に達すと云ふ爾後の狀況は第一類手数料の總額並に私益改良賦金収入に於て著しき増加を示せるも第二類手数料の収入に至りては授業料収入減退の爲めに少なからざる減收を示せり左に地方税報告書の示めす所を掲げん

種 類	千八百八十八年度	千九百一二年
第一類手数料(使用料)	三、七七八、三八一	四、一二七、一三〇
第二類手数料(行政手数料)	一、一七〇、九八四	九八八、二六六
私 益 改 良 費 賦 金	七三七、四一四	一、一九八、九〇八

計 經常歳入に對する歩合 百分の一、七 百分の六、七

公共的水道事業の収入は英國の財政統計に於ては使用手数料と爲さざるも専ら營利主義のみを以て經營せられざるは事實の證するところなり即ち此設備は衛生局の職務事項に屬するのみならず此の衛生局は供給水量に關し水税を徵收するを得ること並に他方に於て千八百九十七年町村區會給水條例により千八百六十四年土地改良法が支配する地面所有者に水道引込特別賦金を課するを得ること是れなり而して千九百二年に於ける水道工事の投下資本は百九十三市を以て五六、九四〇、〇〇〇磅に達し其の内公債支辨に係るもの五六、一七〇、〇〇〇磅なるも公債の未償還高は四九、五六〇、〇〇〇磅なり其總収入は千八百九十八年―千九百二年の平均に於て三、一八六、九六五〇九磅を要せり差引平均企業剩餘は二、〇〇五、四九〇磅にして其れより利子及び償還額並に減債基金拂込に要すべきもの一、九一五、三六二磅を控除すれば純益僅かに九〇、一二八磅に過ぎず

斯の如き少純益は財政上の取扱に於て營業主義の企業と云ふに足らざるも英國に於ては尙ほ以て收益主義に屬すと認めらるる事情あり何となれば水道工事に關連する溝渠設備の如きは其の引込立替費の收入を別にして一般租税により維持せらるるの存様なればなり溝渠設備及其の灌漑野は共に千九百二年度の計算に於て僅かに一二五、二一一、磅の收入を生ずるに過ぎざるに其の事業及維持費は實に同年度に於て一、九六一、七〇二磅の多きを示めす

第二 佛國の地方手数料及特別賦金

佛國に於ては各種の課金あり其の一は學校授業料にして嘗て巨額の收入を爲したるも千八百八十一年六月十六日の法律に依り初等教育無料主義を宣言したる結果著しき減退を呈せり他は雜種の收入及賦金にして細分すれば財産的收入、營業的收入及手数料に外ならざるも區分明らかならず且之に關し千八百七十七年に於ては學校授業料一八、九二二、〇〇〇法にして其他の收入及賦金六八、六一八、〇〇〇法なりしこと得て知るへきも爾後の分に關する統計を欠くを以て茲には唯だ巴里市の概況を説述して一斑を卜するの参考に供せんとす

經濟的設備中第一に注意すべきは屠畜場なり其の收入は特種の屠畜手数料重量に依る屠畜料、獸腸洗滌料及各頭宛の市場料を含む屠畜賣店の賃料及び衛生事務の費用に對する賦金より成るものにして巴里屠畜場の收入は千九百年の豫算に於て三、九七一、八三五法にして其の投下資本に對し高き利益を爲さるるか如し

水道溝渠、明渠又は灌漑設備を有するは其の必要なる起債に關し先づ特別法律の認可を要す認可の此の機會に於て亦た利子償還及業務費の確實を期する爲め精細の様式を定めらる、千八百九十二年七月十日の法律は巴里市の爲め新設水道溝渠の公債を認可したる法律なるか同時に此の溝渠及街道に接近する一切の地面に向て引込強制を命じ且つ市に許すに公債の利拂及償還の爲め並に事業費支辨の爲め溝渠街道附近の不動産より地租又は戸窓税の彙帳に於ける査定純收益に從ひ毎年特別賦金を徴收し得るの權利を以てせり税率は五百法以下の純益に對する十法より十萬法以上の純益に對する千五百法までに達す五年毎に勅令により市參事會同意の上改定するを得るも尙ほ初に法律を以て

確定したる最高税率を越ゆることを得ず此の故に此の賦金は一定の義務者の費用分擔金を知るに足るも供給する利益を以て標準とするにあらず又た之れより生ずる特別の便益を標準とするにもあらずして主もに不動産の負擔能力によるものなるか故に目的税の形を有するものと云ふへし灌漑野を包含する巴里市の溝渠事業の収入は千九百年の豫算に於て三、一二一、〇〇〇法を示めす其の中に付き一二七、〇〇〇法は灌漑野の収入なり然れども溝渠事業の全費を支辨する爲めに尙ほ一部は水税の収入によると云ふ

巴里の水道事業は市有に屬すと雖も佛國事情の特色として其の經營及び水税の収入は千八百六十年後水税の監督と共に之を給水會社に特許せり給水使用手数料は一キユビク井水に付き三十五參動力企業（イナフ）の或る使用は六十參を支拂はさるへからず一キユビク河水毎に十六參とし此の場合に於て大使用量には等級的の割引を行ふ其の他井水を以て住宅に供給するには其の所有者に對し頗る複雑なる豫約割引制度を適用す斯くの如くして給水より生ずる収入は千八百九十八年に一七、二四七、〇〇〇法の巨額を示めせるも一方に於ては之に依

り溝渠の費用の一部を負擔し他方に於て巴里の給水は市の他の三運河の維持に關連する事業なるか故に此等の維持及び投下資本に對する利子を計算するときは然かく多きを得ざるなり

道路行政は巴里市に二つの全く相異なる手数料徴收の機會を供す其の一は停車場税と稱するものにして總ての公衆運輸業より又は乗合馬車及市街鐵道會社より毎年車輛に對して賦課する租税なり然れども其の税金は乗合馬車に付き二、〇〇〇法、市街鐵道會社の通常車輛一臺に付き七五〇法、臨時車輛一日に付き四法一一とし、一部は運輸業の租税的負擔にして他の一部は固定せる自治體の利益配當歩合による特許料なり(乗合馬車會社は總收入の四歩)尙ほ此の上在市街鐵道會社は道路の使用に向つて使用料及び道敷費用分擔金を負擔す斯くて公衆運輸業(町馬車)より徴收する租税のみを以て千八百九十八年に四、二〇〇、〇〇〇法に達すと云ふ其の二は臨檢税と稱するものにして千八百三十七年七月十八日の法律により自治體の經常歲入に豫算する建築警察手数料の一種なり此の手数料は苟も道路面に於てする建築事業又は改築に關し家屋所有者より

り徴収す其の料金は新築と改築とに従ひ竝に本道面と支道面とに於ける地面の位置に従ひて等差あり而して千八百九十七年の収入は一、〇六九、〇〇〇法なりと云ふ

他の租税にして道路制度の爲めに佛國の立法か市自治體をして徴収するを得せしむるものは特別の利益者としての地主に徴課する分擔賦金なり千八百四十年六月二十五日の法律及び千八百四十五年六月七日の法律により市は道路舗敷税及び製作費分擔金を市民階級に分賦し得べく、其収入は費用の半額を越ゆへからすと規定せるも此の二法律は唯た稀に適用せらるるに過ぎず殊に千八百七十七年九月十六日の法律の如きは既に自治體に許るすに道路の開墾及び延長により附近の地面に増生する増價に對し又たは凝固設備により特別の便益を増生する市地面に對し相當特別賦金の賦課權を以てしたるにも拘らず殆んど一の適用を示めさざるなり

比較的多く現はるるは自治體に於て道路掃除の引受に伴ひ附近地主より徴収する分擔賦金なり巴里市は道路巾六尺まで従前地主の義務たりし掃除の義務を千八百七十三年三月二十六日の特別法により之を引受け之か爲め租税の賦課をなし得ることとなれり其の租税は地面の價格を標準とせず唯た嘗て各個の地主に掃除の義務として歸せられたる面積の割合に於ける費用に従ひ分擔せしむるものにして其の税率は五年毎に修正し得べきものなるも實際に於ては千八百七十八年より千八百九十八年まで嘗て變改を受けず従つて其の収入は最早や道路掃除に對する實費を蔽ふ能はずと云ふ

附近道路修理の爲め夫役金納の制度も佛國に於ける一つの特別賦金と稱するを得へし殊に自治體が之を地主及營業者より彼等各自の業に使用したる勞力及び車馬を標準として徴求する場合に於て然りとす自治體は大企業者の爲めに蒙れる重大なる道路損耗に向つて特別なる補償金を命するの外尙ほ此の法により特別の分擔賦金を徴収するを得るなり千八百七十七年の統計に於ける此の近道修理賦金収入は五四、八七〇、〇〇〇法を示めし千八百九十一年には六〇、〇〇〇、〇〇〇法の豫算を爲せり

使用手数料は佛國の公共道路に於ては最早や徴収せざるることとなれり千八百

八十年七月三十日の法律は道路に附屬する橋梁の租税をも請負制度の廢止と共に一部分之を除去したり

次に行政手数料に付き記載すべきは自治體に於ける殘存財産の收入の外自治體原野の利用に課する租税市の度量衡器税(巴里市の此の收入千八百九十八年に於て三五、五、九〇二法)及び職業媒介局の手数料、労働帳の手数料及埋葬税なりとす此の埋葬手数料は墓地の讓渡による財産收入と混同すへからす此の手数料は千八百六年の勅令に基くものにして埋葬及墓地管理の手数料なり其の中に付き貧民の遺骸輸送は無料なるも其の他の遺骸輸送は課税を受けざるへからす而して此の税は時々費用に従ひて之れを賦課し且つ等級を設けらる、埋葬事務の施行は種々の寺院及び宗教組合の存する所に在りては之れに對して特許し特許料を徴收するを例とす斯くて巴里市に於ては此の手数料の收入千九百年の豫算に於て六二七、〇〇〇法の多きに達す此の外葬式裝飾費用、役員の給料、衣服料の立替、墓地看守料(巴里にては一墓地六十參の看守料なりと云ふ)等通計千九百年に二九八、〇〇〇法あり尙は火葬料として巴里に於ては五千法よ

り二百五十法の等級ある料金を徴收するのみならず遺置場の貸賃として五年間五十法宛の賦金を課すと云ふ

第三 普國の地方手数料及特別賦金

普國に於ては千八百九十三年の地方公課法の發布に至る迄手数料及特別賦金徴收權に關する法律上の基礎甚た備はらざりしなり然るに普國憲法草案(第百二條)は國家及地方官吏による手数料の徴收權は唯た法律の基礎に於てのみ之を行ふことを得と規定し他の權利名義(特權又は慣例によるものは其の權利名義の存在か千八百二十五年の裁判手数料規則の發布前若くは新州に於ける普國憲法の施行前なることを證明する場合にあらざれば之を許さすとせり此の例外に屬するものは唯た學校授業料、病院及治療院の治療及食費、市場及埋葬手数料の徴收に過ぎざりしなり然るを更に爾後の立法により前記千八百二十五年の手数料の大部分を廢したりしかは今日尙ほ自治體の權利として存留するものは僅少の範圍に止まり免許狀の調製、私權の承認及認可並に之れに關する書記の手数料等に止まれり

而して憲法の謂ゆる法律上の基礎を有する手数料及特別賦金徴収は主として左の五種なりとす

- 一は屠畜手数料にして千八百六十八年三月十八日の法律による公共屠畜場の手数料なり此の手数料は其の總收入を以て事業費維持費を控除し投下資本に對する五分以下の普通利子並に一步の償還費を支辨し得べき計畫に従はざるへからず此の外に屠獸の肉類検査に關する手数料あり其の高は検査費用を限度とす更らに千八百八十一年三月九日の法律は他所輸入の獸肉に關しても同額の肉類検査手数料を課することを得と規定せり
- 二は市場税にして公共憩園及び道路に於ける物品の陳列に對するものにして既に千八百七十二年四月二十六日の法律による舊税なり
- 三は道路橋梁船車港灣水門の使用料にして其徴收の承認及び税率表の認可は内國法の外千八百六十七年の關稅同盟條約及千八百六十九年の關稅同盟法に従ふべきものとす
- 四は官務即ち行政手数料にして(甲)囚人輸送令(千八百十六年五月十六日)による

囚人輸送手数料(乙)旅券下付手数料(千八百十六年十月十二日の聯邦法)(丙)衡器手数料(千八百六十九年十一月二十六日の法律)(丁)身分官吏手数料(千八百七十五年二月六日帝國法による身分證明書の調製私益に於ける身分登記の閱覽料)及び(戊)行政執行の手数料(千八百七十九年九月七日の勅令による行政強制手續の執行に關するもの)等之れに屬す

五は特別賦金にして謂ゆる屯營賦金(千八百六十八年六月二十五日の平時屯營義務法によるもの)及び道路工事に對する近道分擔金(千八百七十五年七月二日の法律の一、二種に過ぎず千八百九十一年の新村村條例に至るまでは公共設備の使用及び享有する利益の對償として一般に公課を徴收することを許したるもの)あらざりき

憲法に於ける前記の明文に對し斯る立法あるに至るまでは市に生したる新經濟的職分に關し對價主義の收入のみ行はれ公共の行爲か物質的及び各個的に計算し得べきこと準私經濟的財産利用の如くなる場合に於てのみ之れを適用したりき彼の各個的ならずして唯だ一群又は一階級たる自治體人民に特別利

益を與ふる公共事業の分擔賦金に關しては道路分擔金の場合を除き法律上の基礎あることなく單に監督官廳の認可を以て之を實行せしめたるに止まりしが斯くては往々行政裁判に依りて違法なりとせらるるの恐ありたるを以て普國に於ては自治體の水道事業も廣く使用を強制して收益を擧るに由なく又た溝渠設備の分擔金又は手数料も千八百九十三年地方公課法の制定せらるるまで甚だ僅少の範圍に於て徵收せられたるなり

然るに今や千八百九十一年より千八百九十三年に至る普國租稅改革の結果性質上地方財源たるに適する租稅を國家財源より自治體に讓與すると同時に自治體をして舊來の不適當なる直接稅を廢減せしめたるを以て狹少の地域に於て消費稅の發達に不便なる自治體は手数料及び特別賦金の徵收を發達せしむへき確固たる法律の基礎を得て之れを實行せんとしたり茲を以て千八百九十三年の地方公課法は主意書第二節第三條に於て自治體の經濟設備によりて生じたる費用を支辨するには其の設備により第一位の利益を受くる者に對し特別に賦課するを正當とすと説明し其の法律上の基礎は手数料に關して同法律

第四條第八條及第十二條特別賦金に關しては第九條第十條及第二十九條に之を存せしめたり

此の法律に依れば手数料の徵收は一部は義務的にして一部は隨意的なり法律第四條第一項により一般に自治體は公益の爲めに其の維持する設備の利用に向つて特別の報償(手数料)を徵收することを得るも若し其の設備が或る自治體民若くは一部階級を特別に利益するときは最早や隨意的の徵收にあらずして同條第二項による義務として徵收せざるへからず且つ其の額は第三項により一定の經費利子償還費等を支辨するに足るへき程度に於て賦課するを要せらる然れとも此は手数料に關する一般的規定にして之に關する例外の場合も存せり此の例外規定により明文上徵收の義務を除外して自治體の隨意に委せらるる手数料は(一)に道路橋梁の手数料なり之に關しては從來の法律其の效を有す其の(二)は教育設備、病院、治療院、養育院、浴場其の他特に貧民の用に供するもの手数料なり但し高等學校、專門學校の手数料は義務的にして必ず徵收せざるへからず其の(三)は法律上又は事實上の使用強制ある設備の手数料なり之に關

しては徴收を全免するか若くは普通の率に於て徴收することを得要するにあらず)べし其の(四)は市場手数料なり之れに關しては區及郡參事會の承認を得て徴收することを得とせらる

小學校の授業料は主として唯た他村兒童に向てのみ之れを徴收す但し村内兒童の授業料と雖も全く無料にあらず千八百八十八年六月十四日及び千八百八十九年三月三十一日の學校定額補助法は明らかに記して曰く村内兒童に向て此の法律及千八百八十五年五月十四日の法律に依り與ふる國家補助を以て從來の授業料補助額を充たす能はざる場合に限り其の不足額の範圍に於て徴收することを得と即ち此の場合に於ては授業料の徴收ありと云ふへし前述(三)の下に記したる義務的手数料の例外は實際に於て屠畜場及水道事業を除く外殆んど之を適用せず溝渠設備に關しては主として投下費用の補充の爲め分擔金徴收に頼るべく港灣波戸場川岸運河の手数料は往々實際上的使用強制行はるるを以て此の適用を見るを得へし

屠畜強制を有する公共屠畜場此の強制なくは此の收入は營業的企業の收入に

屬すへし)及獸肉陳列に關しては前記千八百六十八年及千八百八十一年の法律の外尙ほ千八百六十八年の法律に依りて更らに制限を加へらる即ち之により自治體は獸肉に關し消費稅の設けなき場合に於て屠畜場手数料を賦課するに其の收入額を以て企業及維持費の外投下資本及其の支拂ふたる賠償金の八歩に相當する利子に充當し得へき計算に於て之を定むべく又た獸肉消費稅を徴收し居れる自治體は屠畜場手数料によりて投下資本に對し五歩の利息を收得し得るの計算を爲すへしと規定せり地方公課法の主旨に従へば手数料の標準は費用補充と云ふに存せり之れを超過するものは租稅として解釋せらるるか故に自治體水道事業の純益の如きは手数料の範圍を超へて水稅と稱し租稅の部類に編入せらるるものなり

官務手数料の徴收に關する自治體の權能は其の憲法草案第百二條の規定に依りて保存せられたる公民權手数料等の外自治體の職分上自ら警察力の支持者として警察手数料の徴收にも及へり例へば建築及工事の承認及監視に關する手数料市場縁日劇場音樂場觀物場及其他の遊樂場遊樂稅あるものを除く)の取

締並に火災警察上の監視に關する手数料の如き是れなり然れとも官務手数料は皆な何れも當該特別行政費用を超過せざる収入額の限度に於て之を課せざるへからず

一部は權能的にして一部は義務的なる手数料の徴收と相對して自治體は地方公課法第九條により彼の公共利益進捗の設備に關し特別の經濟的利益を受くる一定の地主及營業者に對し其の利益を標準として建設及修理費を包含する特別賦金を徴收し得るの一般的權能を有す然れとも亦た此の特別賦金徴收は若し之に頼らんすんは當該設備費(利子及償還費とも)の爲め租税を起さざるへからざる如き場合に於ては義務的となり必ず此の分擔金に依らざるへからず而して其の賦課の標準は一設備の爲めに徴收すべき特別賦金の總額を以て全費用を充足し得るの程度に於て定めざるへからざるも又た之を以て絕對に特別賦金徴收の上方限と爲すべく其の以上に超過するを得ざるものなり且つ既に特別經濟的利便に對し法律第二十條の謂ゆる租税の増課又は減課により負擔の均衡を保つに充分なる場合に於ては特別賦金を設くることを得ず換言す

れは此等設備の特別利益者に對し負擔の均衡を期せざるへからざるも其の法は特別利益者分擔金又は租税増率を課するか若くは他一般に租税の輕減を爲すか擇一の自由あると同時に必ず一つを擇はざるへからず而かも兩者を併用するを得すと云ふなり

郡及州の公課制度に關する法律的規定は千八百九十三年の地方公課法中にすら之を具備せず唯た必要に應し個々一定の場合に手数料徴收の權利を付與せらるるに過ぎざりき道路其他の交通機關に關する手数料、救貧病院、癲狂院及感化制度に關する手数料の如き是なり然るに千九百六年に至り始めて郡及州公課法に於て其の手数料及分擔金徴收に關し地方公課法を準用すべきを規定したり之に依りて郡及州は明かに負擔能力を斟酌する手数料の等級付並に一定の場合に於ける手数料全免をも爲し得ることを許されたり、官務手数料に付ては郡收入として狩獵免狀交付手数料ありと雖も國家の査定する手数料にして國家より其の收入を寄贈すると同時に支出の目的を指定するものなり千八百六十九年の財政統計報告は州の歳入に於て二、九〇〇、〇〇〇馬郡の歳入に於

て二、三〇〇、〇〇〇馬を諸収入及手数料として掲上せり然れとも此の中には財産上の収入なるもの多く包含せられ且つ爾後間もなく廢止に歸したる敷石道路及橋梁使用料等も其の大部分を占め居るものなり千八百七十七年度の郡統計は諸収入及手数料の名の下に五一〇、五〇五馬を示すと雖も此時は既に狩獵免狀料の廢止ありて之に包含せず而して以後の最近の統計は茲に存せず

一 萬人以上の市自治體(百七十)の手数料及特別賦金 (千八百七十六年)

第一 使用手数料

給水設備	八、三〇五、〇二五
排水及下水設備	四五〇、三三八
公共屠畜場	三〇五、二八七
市場手数料	八〇九、六一五
秤器使用料	一四〇、〇七七
交通機關	一、一八五、五五九
病院及救貧院	一、五三九、八九四

授業料等(小學校)
高等及專門學校授業料

一、四六〇、三〇七
九、四四六、七二三
二三、六四二、八二五

第二 行政手数料

身分官吏手数料
度量器検査手数料
其他法律上の基礎あるもの
慣習上及特別權利名義のもの

三八、九七二
一三八、一九五
二四一、三四九
一二四、二七一
五四二、七八七

第三 特別賦金(分擔金)

屯營分擔金
近道分擔金
其他

一、〇一八、六九一
一、五四一、七六〇
七三、四六三
二、六三三、九一四

總計

二六、八一九、五二六

二六四

以上は千八百九十三年地方公課改革前の統計なるが最近の之に比較すへき千八百九十三年以後の統計は一つも同様に細別せられたるものなく僅かに總額に於て手数料及特別賦金を示めすに過ぎず

一萬人以上市自治體手数料及特別賦金 (千九百年)

手数料	三三、二七八、〇〇〇	内 伯林	二、九九七、〇〇〇
分擔金	五、七七〇、〇〇〇	同	二、三七二、〇〇〇
計	三九、〇四八、〇〇〇	同	五、三六九、〇〇〇
歲計額に對する歩合	百分の一四、一	同	百分の八、八

伯林の收入に於て小額を示めすは水道溝渠設備の使用料屠畜場及獸肉陳列の
手数料並に之に類屬する特別賦金を包含せざるに依る
伯林の屠畜場純益は千九百年に於て一、〇〇〇、八九四馬に達し投資二千萬馬に
對する五歩の利益計算なり

又た水道事業の純益は千八百九十七年に於て其の投資に對し九歩五厘の利廻

に當り各大都市(凡そ十二市)は概して伯林以上の純益利廻を示めすと云ふ

第四 本邦の地方手数料及特別賦金

日本の地方制度に於ては營造物及行政財産の使用に對し公課的使用料を徵收し、特に個人の爲めにする事務に對しては手数料を賦課するとを得とし使用手数料と行務手数料を法律上に於て區別し居れり府縣制第九十九條郡制第八十六條市制町村制各第八十九條の規定即ち是れなり而して之れを徵收する方法は各地方議會の議決により府縣郡に在りては内務大臣の許可、市町村に在りては内務大藏兩大臣の許可を経ざるへからず

府縣に於ける使用料は道敷種畜場港灣等の使用に關する料金にして授業料は別に一項を爲せり手数料は又た別に分析手数料、各學校入學試驗料、教育檢定試驗料、府縣稅督促手数料、屠畜檢査料、輸出米檢査料等より成れるも概して皆な其の額微少なるか故に雜收入の款に合算せらる郡の使用料及手数料は殊に甚たしく微少にして記すへきものなし市の使用料は議事堂、堤塘、道路、屠畜場等の使用に關する料金にして手数料は市稅督促、印鑑及公課證明、營業身分納稅の證明、

臺帳閱覽土地丈量、戶籍謄抄閱覽及入學受験等に関する料金より成り、學校授業料は別に雜收入中に計上せらるるを例とす。町村に在りては使用料に屬するもの甚た少く、手数料は町村稅督促、戶籍其の他諸證明に関するものにして其の額亦た甚た多からず。小學校授業料は無料主義の實行未だ完からざるも輕減は一般に普及し従て多くは皆な雜收入中に計上せらる。

特別賦金の制度に關しては府縣郡制に其の法律上の基礎を認めざるも市町村制に於ては其の規定を存せり。府縣制第百十一條郡制第九十一條は府縣郡内の一部に對し特に利益ある事件に關しては勅令の定むる所により不均一の賦課を爲すことを得と規定すと雖も其の勅令は明治三十二年六月第三百十六號にして其第二條に定むる所は市町村への費用分賦に關するものなり。形式上實質上共に特別利益者の分擔金にあらず其の事業は單に府縣内の一部町村に關するものなるも法律上之を以て府縣内一般の利益と見做せるものにして之か爲めに特に其の町村に對し他より不均一の課税を爲さんために該市町村を義務者として費用の分賦を爲すに止まり法律上に在りては特別の目的税にして勅

令に於ては下級團體に對する團體分賦金(分擔金にあらず)に外ならず之に反して市町村制に於ては各第九十九條に於て數個人の専ら使用する營造物あるときは其の修築及保存の費用を該關係者に賦課すへし市内の一區か専ら使用する營造物あるときは市は其の區内に住居し若くは滞在し又は土地家屋を所有し營業を爲す者をして其の修築保存の費用を負擔せしむへし但し其の一區の所有財産あるときは其の收入を以て其の費用に充つへしと規定せり是れ明らかに特別利益者に對する費用の分擔金に相違なく唯た其の費用か維持費に關する點に於て分擔金よりも専ら使用手数料に屬するの感なきにあらざるも其の賦課を市町村の義務として分費の公正を力むる精神に至りては分擔金の觀念に一致するものと云ふへし然れとも未だ巨費を要する文化的及經濟的設備に關する特別賦金として發達するに至らず其の實際の適用殆んど皆無にして其の稀れに存するものは使用手数料中に合算せらるるに過ぎず。以上使用料及び手数料の收入統計に關しては府縣郡に在りて其の收入の微少なる爲め豫算様式の雜收入中に屬せしめ獨立の科目を爲すこと少なきも内

務省の調査により其の明かなるものを示せは左の如し

使用料及手数料	明治二十五年 度	明治三十五年 度	明治四十年 度
府	一七、六八四	一八五、一六三	四六四、二三六
縣	〇	二二四	〇
郡			

市町村の分に關しては使用料及手数料全計に於て獨立の統計あり素より其の内譯に關する區分なきも左に之を表示せん

市	二〇、六七五	二、〇一四、二五八	三、六九五、四七八
町	二九、七二〇	四〇五、八九二	七二二、一七四
村			

以上の如く發達の著しきは之を認むるを得へしと雖も其の額に於て市町村總歳入の千分比例上市は七十六を示めし町村は僅々八に過ぎず地方自治體を合計して其の總歳入(公債外)に對すれば更らに百分の二、三の少額を示めす

(參考)

各國地方手数料及特別賦金比較表

(歳入に對し)

英 千九百二年

六、三一四、三〇四

百分の六、七

普 千九百二年

三九、〇四八、〇〇〇

一四、一

日 四十年 度

四、八七一、八八六

二、三

(備考) 普國は州郡の分統計なきを以て單に一萬人以上住民自治體の分による

第十二章 地方税概論

前章に論述したる手数料及特別賦金は公共團體が爲せる設備及行務の提供に對し私經濟的財産收入の如く物質的及個別的評價を標準として其の設備の使用者又は行務關係者若くは利便享有者より經濟物件の提供を爲さしむるものなるも此の時既に此の相互的提供は公共行務の有する一般利益の輕重に従ひ茲に之が爲め要する個人強制の程度により益々準私經濟的収入より遠かり従つて其の賦課の標準(費用主義)すら特別個人の經濟力を斟酌すべく變更を始めつつあり然るに此種の收入にして益々當該行務に要する政費を蔽ふに足らざる場合又は共同一般の政務に要する費用にして而かも其の各個の行務に付き斯る物質的評價の不能となり若くは評價すべきものにあらざる場合に於ては共同一般の政費として一般的標準による應能分賦の方法に依るの外なきを見る此の一般的標準による共同政費の應能分賦を稱して租税と云ふ

國家及地方團體の課税に共通なる一般的標準は即ち負擔能力なり此の負擔能

力は絶對の意義に於ては公共需用に貢獻すべき義務能力の謂にして如何なる經濟手段即ち財産又は所得か如何なる有様に於て存するも之を酌量せず場合に依ては國家は地方公共團體をも一體と看做し個人經濟的手段の全部即ち個人の生存上絶對需要を含める全部財産をも要求すべき權利を有す然れとも國家は通常に於て此の絶對の義務能力を要求するの權利を行はず經濟上の弱者に對しては概して之を抛棄し若くは唯た行ひ得べき程度に於て要求し經濟上の強者に對しては已むを得ずんば比例的均一の方法若し行ひ得べくんば更に先見ある方法即ち所得若くは財産の高と共に變化する負擔能力に適合せしむべき等級的差別の方法に依る此場合に於ける負擔能力は絶對の義務能力にあらずして相對的の經濟能力なり財政學上之れを租税の負擔能力と稱す而して負擔能力の要求上斯の如き制限ある所以の理由は國家及公共團體の財政も亦た是れ全部經濟中の一分團に過ぎずして全部に對する部分の關係に於て其の職分を保つへし此等公共團體の收入する租税の源泉は實に全國民經濟中の財産又は所得より來る分配部分に外ならずと云ふに存す財政の關係斯の如くな

る中に在りて公共團體が永久の發達を保持せんとするには其の税源即ち國民經濟の手段をして常に更新する需要に對し絶へず流動せしめ且つ需用の増加にも應じて充分ならしむべき考慮を以て要求せざるへからざること必然の理とす而して此の事たるや經濟的負擔能力を標準とする場合に於てのみ始めて成功を期し得へし換言すれば非經濟的なる絶對の負擔能力は法律上一時之を要求し得べきも經濟上永久に要求するを得ず經濟上に於ける公共團體永久の制度としては此の經濟的の相對なる負擔能力に依るの外なきなり
同様の原則により各一税の賦課額も其の國家税たると地方税なるとを問はず之を定むるに當り被税者をして成るべく其の生存費の削奪に伴ふ人格の障害なく及び其の元資的財産に減損を受くることなからしめ否な出來得べくんば彼等をして其の所得若くは財産の増殖に必要な獎勵心を失ふことなき程度に於て之を負擔せしむるを要するなり殊に地方の小範圍に在りては各個人の取得する財産若くは所得なるもの國家の範圍内に於けるものよりも移轉頻繁にして輒しく課税權外に逸するの虞あるものなれば此の負擔力の擁護に關し

細心の注意を要すへきこと課税政策上に於て尤も必要なりとす斯かる注意を要すると同時に國家は國家課税の下位に地方課税を置き國家の自から要求せざる範圍に地方の課税權を除外し又は國家課税に附加せしむる場合に於ても租税物件の利用に關して一定の最高標準を定め過度なる負擔力の誅求に對し範圍及び程度を制限せざるへからず

斯の如くして地方團體の課税權は概して唯た國家の讓與若しくは認可によりてのみ行はる此の關係に於て國家と地方體との間租税範圍の區分を定むるの要あると同時に國家は第一に立法上の制限を講し第二に行政上の監督を以て之を調和統一し國民經濟及其の部分に於ける課税の全體をして能く經濟的負擔能力に適當せしむることを期すへきなり

經濟的負擔能力は地方財政に於ても國家財政に於けると均しく且つ全く同一なる個人經濟上の所得なり此の所得は財産又は收入より生ずるものにして之れを財政上より税源と稱す嚴正の意義を以て云へは此の税源即ち所得は個人經濟の財産又は收入より之れを維持し若くは取得するに要する支出を控除し

たる全體計算上の利益にして各個人經濟には唯一無二の存在を爲すものなり然れとも此の所得は其の之を生ずる基本の種類及び其の額により負擔力必ずしも同じからず例へば勞働を主とする個人經濟の所得と財産を主とする個人經濟の所得とは其の額同一なるに拘はらず其の個人經濟か感ずる需要の程度は相異なるものある如く又例へば同一の基本より生ずる所得と雖も其の額の多少に依り個人經濟の感ずる需要の程度相異なるものあるか如き是れなり故に此の唯一の所得は其の之れを生ずる基本の種類其の額の多少並に各個人經濟の人的事情を斟酌して之れを鑑別せざるへからざると同時に其の課税標準は成るへく此の所得自體若くは之れを適當に代表するものを選択せざるへからず

納税義務者の個人經濟上全體計算より觀察して其の個人の人格に融合せられたる唯一の所得を直接に課税標準として賦課する租税は前述嚴正の意義に於ける税源其の物を課税標準とするものにして傍ら個人經濟の人的事情を斟酌するものなるか故に之れを人税又は所得課税と稱す

若し此の所得人税にして完全理想的のものならんには他の税類を設くるの要なく一國の租税制度は謂ゆる單一税主義の理想を實現すへしと雖も此の人税は實際に於て個人經濟の全體計算に依り唯一の税源を些の遺漏なく算測するの不可能なるのみならず縦合へ此の不可能なる唯一の所得を算測し得たりとするも各個人經濟の多様な人的事情に應じ重からず且つ輕からざる税率を課せんこと到底期すへきことにあらず茲に於てか多種の課税方法を假設して税源の存在及び程度を探求し各種の税類に依りて個人經濟の所得を適當に抽出するの道を講せざるを得ず茲に於てか單一税主義に對して複税主義なるもの寧ろ實行のなりと稱せらる

人税たる所得税に對して物税たる收益税あり此の課税は土地家屋營業及資本の如き收益財産物の價格又は收益を標準とし之れより其の所有者に繼續して生すへき税源を把取せんとするものにして地租家屋税營業税動産資本税の類之に屬す學者又た此等を稱して所有課税と云ふ

收益財産物の所有課税と相對して移動税あり此の課税は收益財産物又は之と

同視すへき權利及資格の取得移轉變更により當該關係の個人經濟に現はるる偶爾的税源を把取せんとするものにして繼續的税源のみを把取せんとする收益税に於て賦課すること能はざる所を補ふものなり例へば登録税及財産移轉税の類之に屬す

以上收益税及移動税は主として個人經濟の收入部面に現はるる税源を把取するに過ぎずして且つ尙ほ嚴正の意義に於ける個人經濟の全負擔力を遺漏なく完全に把取するを得ざるの虞あり其の結果此等の課税より逸する所の税源は彼等の支出經濟上に現はれ來らんとす

個人經濟の收入部に現はるる税源に賦課する收益税及移動税に對して個人經濟の支出部に現はるる税源を追求する消費課税の一類あり此の課税は個人經濟の收入方面に於ける課税より漏れたる潜伏的税源か奢侈物消費物の購買又は使用に依りて尙ほ各個人經濟の支出方面に現はるるに當り各個の消費及使用に從ひ賦課せんとするものにして奢侈消費税の類之に屬す

以上各種の税類中所得税及收益税は一定の人格又は收益物より繼續して生

すへき税源を目的とするものにして其の人格又は收益物の所在は課税前より前定し居れるか故に此の人格又は收益物の所在に就き直接に税源を看取し其の看取したる税源に負擔せしむるを得へし直接に税源を看取し得るか故に之を直接税と稱す之れに反して移動税及消費税は收益財産又は消費物の移轉及消耗により偶爾的に現はるる税源を目的とするものにして其の課税前には移動及消費によりて現はるべき税源の所在を前定するを得ず移動又は消費後始めて税源の所在を分明するに過ぎざるか故に課税の當時に在りては間接に税源の所在を推測し移動又は消費する物件の價格又は數量に附随せしめて税源を追求するの外なし従つて課税の當時税金を支拂ふたるものと事後實際上の負擔を爲す税源所有者とは相異なるを例とす之を間接税と稱す換言すれば直接税は直接に税源を把取して直接に税源所有者に負擔せしむるもの間接税は税源を看望して間接に税源所有者を追求するものと稱して可なり

又た課税と課税の役立つへき目的との關係によりて一般税と目的税とに分類することあり此の區別は租税の性質に關する區別にあらざるを以て其の負

擔能力に對する課税標準選擇の問題には影響を及ぼすことなきも細心經濟主義の地方財政に在りては目的税の多きを以て特色とす惟ふに一切の課税は其最初に於て目的税なりしなり或る一定の目的に應せんか爲めに起されたる臨時的のものなりしなり此の沿革は國税に於ても然りしなり然るに公共需用の支辨に充つへき固有の手段益々不充分となり且つ其の不充分か一般及永續的なるに及んで一時の目的税は漸次變化して永續的及一般的の課税を要するに至る然れとも地方財政に於ては今日尙ほ目的税と稱すへきもの少からず但し其の意義は昔時と稍々異なりて狭まき特別の自治體永久税又は團體内一部地方の利益に於ける長期若くは短期の特別税を意味することとなれり前者は英國の地方に於て其の例多き所にして特別公共事務の爲め設置せられたる地方特別應の課税の如き是れなり後者は獨逸に於て其の例多く或る地方組合體の中に於て一定の特別的需用の爲めに一般税の外此種の課税を爲すものあり此の場合に於ては其の事業の目的たる専ら此の組合體中の地方部分又は地方人民の一部階級の需用に在るか故に唯た此等の部分丈にて負擔するものとす此

の場合には關係者の支拂ふべき額は其の目的の性質又は一定の經濟要件(土地、企業の如し)に對する關係に従ひ或は人稅的標準(學校、救貧組合に於ける如し)により又は物稅的標準によりて定めらるる筈なるも彼の利益を標準とする相互提供主義の特別賦金と混同し易きものたるは既に論述したる所の如し

地方課税に於ける各種の稅類斯の如く多數なるが其の適用の順序に關しては先づ地方團體の性質及職分に適するの程度により次ぎに地方職分の效果と個人經濟上の人的及物的事情との關係を知悉する能力の程度により考案せられたる一定の原則あり

獨逸帝國及其の聯邦に於ける一定の原則に依れば間接稅は人民の最大多數に對するものなるか故に最も一般的なる職分即ち國家及大なる國家の維持に充つべく從て獨逸に於ては特に帝國の需用の爲めに之を留保すへし直接對人稅は之に次ぎて廣汎なるか故に各國家の一般的政治及文化職分の爲めに保存すべく之に反して物稅は地方團體殊に純粹なる地方的及經濟的利益の保護者たる市町村に委讓すべきものなりとせらる此の原則は帝國國家及地方自治體の

間之に該當する職分の分配あるべき推定に基つくものなりと雖も此推定は國家及自治體間に關しては少しく適當せざるものあり何となれば國家と地方團體とは同種の職分を履行するに關し親密の關係に於て互に共働すること多きを以てなり例へば英國に於て地方行政廳が頗る大廣汎の職分を占掌し居れる如き又た普國其の他の諸國に於て國家の讓稅方法に依り一般的行政の爲め國家及地方團體の共同し居れる如き是なり

此の讓稅方法とは國家が自己の財源を地方行政に讓與する所以にして兩者共通の義務職分を履行する爲めにする國家及地方團體の協同に外ならざるなり地方公共團體には狹義の國家目的(司法軍事統計の類)に關する職分を別とするも救貧、學校、衛生、治安警察、身分登記の如き又た道路制度の一部の如き國家より命せらるる一般的利益の職分決して少なからず而して此の一般的利益を目的とする職分を履行するに要する地方團體の費用は其の人民の全體より負擔能力の一般的標準に従ひて徵收するを要すへし其の標準の尤も完全なるものは人稅たる所得稅に若くものなきは地方課稅の系統に於ても論を俟たざる所な

り唯た實際に於て所得等級の區分及累進若くは累減の税率を設くるに關して國家所得税の如く統一なるを期すへからすと雖も大體に於て國税の附加制度を採ることとせば此の目的は達するに足るべく尙ほ此の上に多少の修正を加ふるを許すを得は更らに地方事情に近適する爲めに生すへき好結果を得ん例へは最低所得の無税に關し國家の確定したる限界か地方課税上之を守るの要なき場合に於て最低限の變更を許す如き是れなり何となれば大なる國家の平均に於て定められたる直税免除の生存最少限は小範圍の各地方に於ける平均最少限と相同しからず而して若し之を地方課税に於て修補することなくんは此の相異なる經濟的基礎の上に於て比較的富裕のものは割合に多くの好遇を私すると均しく之か爲め却て地方内若くは他の地方との關係上負擔の不平を結果すへきを以てなり此の故に地方團體に在りては自から實際の事情を知悉するの機能を利用し所得税に關する租税義務の最下限を變更し一面地方民の事情に適應するに勉むると同時に不公平を矯正するの效を收むへきなり然れとも又地方自治體は直接税の免稅的生存最少限を國税の最少限よりも高

く定むるの要あることあり例へは間接的消費課税か特別に高く徵課せらるる國に於ける如き是なり此の場合に於ける消費税は國税たると地方税たるとを問はざるなり又た國家的所得課税の不充分なる國に在りては地方體の所得税により高及最高所得に適當の負擔を課するに力むるの至當なるを知るへし上記の如く高大なる一般利益上の職分にあらざるも特に經濟的幸福の進捗及生活上の健康を裨補するの公共職分例へは道路、交通機關、燈火設備、給水排水設備、汚穢物掃除設備、公園、步園、圖書館、博物館等に關する職分の如き地方行政として國家に於けるよりも比較的廣衆の利益に關係するものあり而して自治體に於ける斯種の事務は先づ以て其の區域内に存する物件の價格を高むるのみならず又た特に附近の土地及家屋又は之と特別の關係ある營利的企業に向つて優逸の利益を與ふるを例とす否な場合によりては全く此等附近不動産の利益の爲め公營として設定せらるることあり而かも其の利便は變化ある人格に關係なく常に不動産の所有者又は所持者に増生すへし故に地方税の負擔を正當に分配するの主義より見れば事情認知の能力に富める地方自治體の特質上斯

る特別の利益者に對する負擔の分配を看過すべきものにあらず必ずや一般的負擔能力の標準の上に加へて負擔能力の此の特逸なる標準を把取せざるべからざるなり茲に於てか地方團體か物税殊に不動産税を設くるに當りては之をして國税に於けるよりも一の他の目的を行ふの位地を有せしむるを得べく且つ有せしめざるべからず國家課税に於ては人税なき場合に特別の收入に課する収益税として又は不完全なる人的所得税例へは家賃又は等級税の外にの存する場合に於て其の補充税として一般負擔能力を尤も遺漏なく完課する爲めに此の不動産税を採用すと雖も完全なる人税即ち一般所得課税の制度ある場合に於ては既に一般負擔能力に對し充分にして且つ適當なる等級税率を賦課し謂ゆる財産所得に關する重課の注意も既に斟酌せられたる以上負擔分配の公正を期する爲め別に何等の直接課税を要すべきことなきなり之に反し地方課税に於ては人税の欠けたる場合又は其の不完全なる場合に於て補充として物税を要すること國家課税の場合と同一なるの外に尙ほ完全なる對人所得課税の存する場合と雖も實物税は特別の職分を盡す爲めに必要なるを知らざる

へからず即ち地方體の行務により特に利益せる實體物所有者に(各個特別の目的の爲めにする特別分擔金の制度ある場合を除き)優逸の負擔を課して一般負擔を平均せしむるの必要是れなり此の優利負擔税は其の不動産に優利を與へたる行務(道路敷設の如し)の效用を察し之れに適當せる方法に於て又た其の行務の爲めに地方團體の要する費用若くは其の費用か地方需用の全體費用に對する割合を見て之を定むるを要す然れとも其の土地か新興の市町村に於て而かも短期間斯る價格のあるべからざる如き非常なる高騰を來たしたるものなるときは課税上充分注意すべきものなるも其の適當の注意を見出さざる場合に在りては土地賣買の取引の際徵收すべき財産移轉税を以て一般の物税に代補せしむることと止め置くべきなり而して其の補充税を如何なる額に於て定むべきやは又た一般の物税か収益課税なるや將た價格税なるやに依りて自か異ならざるを得ざるも總ての場合に於て自治體は實物課税をして其の特別なる事情に適合せしめ得べき機會を有し得る様法律上の規定を設け置くを必要とす

自治體政治と親密の關係ある實物不動産の所有課税は如何に之を定むべきかは、是れ自治體に取りて極めて重大なる問題なり何んとなれば所得税及類似の人は人口の異動により又た經濟景氣の盛衰にもよりて其の收入結果に變化を爲すこと各自治體をして國家よりも比較的早く且つ強烈に感せしむるのみならず恰も財政上増收を要すへき財界不景氣の時機に於て鋭とき暢達を計るに甚た適せざるを以てなり然れども又た實物税に在りても税率の引上げは其の收益税なる場合に於ては通例狭少の限界に於てするにあらざれば成功し得んこと頗ふる困難なる事情あり此等の點より考察すれば土地に關する地方的課税の方法は價格税を以て優れりとせざるを得ず蓋し此課税の收入は税率の引上げを要せずして土地の價格騰貴に應じ增高するものなればなり然れども不動産所有の斯る價格騰貴は經濟上の靜止狀態又は衰頹の時に於ては亦た甚た稀れなるか故に此の課税に在りては好景氣なる場合は勿論平常の場合に於て收益税よりも便利なりと云ふに過ぎず但し土地價格税は其の過度伸暢の場合に於て建築の發達に妨害を與へ税率の區別なき適用の場合に一般建築企業に

不利を與ふることあるは注意せざるへからざる所とす
且つ此の土地價格税は土地の部分か常に取引せられ従つて評價の基礎を欠かさる地方にあらざれば適當せず次に未建築なる市街地面の場合に於ては課税上の目的に關し普通の價格による適當の評價甚だ困難なり何となれば之に向つて模範となるべき賣買と云ふは斯る所に行はれ勝ちなる投機的要素を含むものなるを以てなり故に未建築の地面に對し地方費の負擔を適當に賦課せんとするには經濟發達の爲め著しき土地の騰貴を認むる自治體に於て財産移轉税に結付けたる價格増加税によるを可とす此場合に於ては建築地の賣買移轉に關しても適當なる輕率課税を適用せざるへからず何となれば土地價格の騰貴は未築地にも既築地にも均しく利益を與ふるに相違なければなり
以上直接税及移動税に關する適用を述べたるものなるか間接消費税に關しても一は單純なる財政上の考慮より一は近く上述したる公正なる負擔分配の主義上より地方團體殊に市町村に於て之を設くるの不可なるを見ず市町村は不動産の收益税又は増價税の類を設くるに適當なるか如く消費税中奢侈税の如

き國税としては微細に過くるも自治體殊に市町村税としては適當なるものと云はさるへからす且つ此奢侈税は又た同時に現行對人課税の不公平を矯正し一般負擔能力の正しき測定を期するの效あるものとす消費税中には住宅の家賃税をも包含するものなるか此の家賃税は性質上所得税を欠き又は之あるも不完全なる國に在りては正當なりと云ふへし之に反して日用品及一般享樂品の消費税は消費者の負擔能力に向つて惡關係を増す所以なるのみならず地方的に物價を變動せしめ地方産業を變更するの虞あり力めて之を避くるを可とす其の諸國に廣く且つ充分に適用せらるる所以は唯た歴史により又は財政上の需用によると云ふの外理由なきか如し原則上より云へは一般需用品の地方消費税は唯た對人税の最低所得級に代へて地方財政上之か補充に充て依て以て或る程度まで直接税の壓力を緩和すと云ふか如き場合に於てのみ許さるへきなり各國に於て一般の享樂物例へは酒精飲料及び煙草の地方消費税を存するは一般需用品の消費税に關する前記の理由と均しき考量に出でたるにあらすして財政上の需用に基つて同種品の國税あるか爲めに之に模倣したるに過

きさるならんか市町村に於ける斯る課税は決して國税の如く多量使用の境域を有するものにあらす寧ろ地方式に従ひ之に該當する免許税を以てするの適當なるに如かず免許税は消費者の上に直ちに轉嫁すること比較的脆弱なるか故に其れ丈け營業課税の補充たる職分を盡くすを得へきなり
地方團體の専用に委すへき租税は上記の奢侈税及び移動税を除くの外理論上唯た實物税のみ正當なり然れとも之れ唯た國家か英普兩國に於ける如く完全の對人課税に於て常に豊富なる直接の税源を有する場合若くは英佛兩國に於ける如く關稅消費税又は此の外に尙ほ各自の有する財産例へは普國の官領地森林鐵山鐵道等ありて國家の需用に應じ豊富なる手段を供給するに足れる場合に於て然りとす之れに反して國家か國税として一般的負擔能力を把取する爲めに収益税の系統を採用したる場合に於ては縱令へ之れを補充するの勞働所得税若くは直接人税の代用税家賃税の如きある場合と雖も地方團體に不動産課税の全部を委譲すへきものにあらす地方團體による物税の利用は唯た優先的に不動産を地方費用の負擔に應せしむるに止むへきなり

之れと反對に地方團體の課税を獨り物税の上のみに制限せんとするは地方團體の本性及其の今日の職分に適應せざるのみならず又た其の永續的財政需用を充たす所以にあらざること既に歴史の證明する所に依りて明らかなり例へば英國の地方廳か不動産の収益價格に従ひ其の占有者より徵收する租税は第一に今日の事情に於て租税支拂者の大部分に對し最早や収益税にあらすして家賃税若しくは借地税なることを示めせり之れか爲め英國に於ては地代收得者を課税負擔より逸すること竝に地方行政上既に久しく直接人税を欠けることを以て課税上の不公正なりと認めらる更に此の租税は英國地方廳か職分範圍を擴張するに従ひ到底其の增高する地方財政上の需用を滿たすを得ざることを明かなり近時益々國家的資金の補助に依り又は國稅(免許税火酒及相續税)の讓與により地方需用を補充せざるへからざるもの増大するを致せり普國に於ても地方租税制度の複雑多面なる排列あるに拘らす常に益々多大の補助を國家的資金より仰くの必要なるに至るは争ふへからざる趨勢なりとす

國家と地方團體とは大體に於て同一の租税物件を目的とし殊に直接税の範圍

に於ては兩者屢々賦課の要求を爲すものなるか故に國家は自家の財政利益及一般幸福を保持する爲め斯る同一税源に對する兩面的の負擔を適當の關係に置くの必要を認めざるを得ず茲に於てか國家は實際に於て地方團體による租税物件の負擔に一定の限界を畫し之を國家的監督の下に置くこととし如何なる場合に於ても特別の承認なくんは此の限界を超過するを得ざらしむ而して此の同種の國稅及地方税間に存する衝突を正當に調和するは附加税制度の適用に依るべきか又は特別地方税の制度に依りて之を達すべきかの問題あり是れ主として各國に於ける租税制度の特別的發達により及び各國稅の完全不全により其得失を異にす但し何れにしても此の問題は一般的に論斷するを得ず且つ同一の租税制度に於ても例へば佛國に於けるか如く新たに同種の標準により同一物件に課税するに當り附加税と特別税とを併立せしめ居るの事例なきにあらす要するに附加税又は特別地方税の問題は各税種の關係に於て竝に税法及財政の事情を省みて之を講究するの外なきを知るへし

一般の理論として附加税の有する主要の長所は徵收費の節約せらると云ふ

との外國家及地方團體に於ける全課税制度の統一を保持し及通計を便にすと云ふに存すへし之に反して自治體毎に異なる特別地方税に在りては斯る統一及通計に甚しく困難を感せしむるのみならず其税種及標準に付き一般國家的の査定なき場合に於ては各特別税の負擔効果を測量すること能はざるならん他の長所として附加税の爲めに稱揚せらるる所のは地方團體をして國家の定めたる租税に關し利害關係を深からしめ従つて國税査定の際注意深き細心の事情を盡さしむるの利益ありと云ふに存するも此點必ずしも然かく斷すへからず殊に所得税の査定に關する場合の如き之を各國の實驗に徴するに地方機關の査定參加往々にして不完全不統一なる國税査定を爲すのみならず後ち其の不完全なるを理由として國税の査定標準に依らず各地隨意の率に従ひ地方附加税を定むるの傾向なきに非ざるか如し故に附加税の基礎たるべき所得國税の査定手續に關しては國家に於て自己財政上の利益に付き充分の注意を要するのみならず地方附加税適用に關しても充分の代表權を確保し置かさるへからず附加税の適用に關し反對の論據と稱せらるる所のものは國家及地

方課税を斯くの如く合體するに於ては租税改革の實行を困難ならしむと云ふに存す此の異論は完全の論と云ふを得す何となれば國家と地方團體とか同一の租税物件を目的とする以上は其の地方團體の課税か附加税の形を以て存するも將た特別税の形を以て存するも共に均し改革之か爲めに國税又は地方税の一方に偏行せらるるの理由なく必ずや該課税物件を目的とする租税負擔の全體の上に企圖せざるへからされはなり此の異論よりも更に有力なるは負擔に於ける一切の困難及不公正は其の始め國家の責に歸すべきもの附加税に依りて更らに益々増大せられ其の附加税の高ければ高きに従つて益々強く感せしむへしとの事情是れなり然れとも斯の如きは種々なる直接税の存する場合に於て直接課税の完備の程度及び又た其の種類の異同によりて然ることあるのみ若しも完全に成作せられたる所得課税の場合に在りては其の最低所得級を苦しむる負擔の不公平は既に消失し居るべくして之に附加する地方課税も亦た同様の効果を受くべきなり之に反して地方か特別の人税を設くる場合に於ては人格に關する全所得の正確なる査定は概して國家的調査によるにあら

されは期すへからざるか爲め此の點に於て却つて特別の困難に遭遇するを免れざるへし然れとも國家的物税の場合に於ては之に反す土地の物税に關して之れを見るに微細なる地方的特別事情は大且つ急なる財政需用の爲めに看過せらるること多きか故に國家的の調査は概して甚たしき不公平を含むか如し殊に臺帳税の場合に於て其の臺帳の久古に屬するに従ひ益々多變的且つ増大的の不公平を醸さざるを得ず之に反して各自治體は附加税制度に依らず土地に關する自家立脚の良境遇を利用し特別の地方物税として斯る調査計算に従事し特別地方事情を酌み之を舉行し短期毎に修正することを怠らすんは自ら單獨に不公平を矯正するを得へし

然れとも實際に於て附加税又は特別税施行の適否を定めんとするには各自治體の性質にも鑑みざるへからず特別税の長所は常に進歩せる經濟發達に應じて改善し得ると云ふに存するものなるを以て斯る希望の必要ならざる純然たる村落小自治體の如きに向つては通例附加税制度を以て充分なりと云ふへし

第十三章 英國地方税

英國に於ては今日猶ほ眞に地方税と稱すへきものの種類甚た少なし千八百八十八年後各種の國税收入を地方廳に分配するに決定したりと雖も爾後國税の義務者は唯た事實上其の收入を以て地方財政の需用に充つることに貢獻すと云ふに止まり普國に於ける地租、家屋税及び營業税の如く決して地方廳の行ふへき職務權能の名義に於て國税範圍より徵收權を讓與したるものにあらず恰かも千八百八十七年より千八百九十五年まで普國が帝國關稅剩餘を郡に讓與したるの類にして單に其の收入額を地方に指令するに過ぎず換言すれば國家が特定の租税收入を定めて之を地方財政上に與ふる特種の國家補助金に外ならず

英國地方廳の固有に屬する課税と雖も別に數種の租税系統別ありと云ふにあらず皆な悉く唯一の課税系統に屬せり即ち各寺區に於ける財産の純益額を標準とする唯一の課税方法のみ謂ゆる Rates なるものは是れなり

此の地方税を課するの権利は職權應と云ふ如きものに屬せずして寧ろ各別に特別公共職分を目的として設定せられたる各地方廳か職務外の義務として又は許容法による自由權能として定められたる種々の事務の爲め種々の名義により行使する課税權に外ならず斯る特別目的税より發達して救貧局、州會、市會、區會及び新なる村落寺區の課税は漸次に此等の團體か法律により一般的職務を施行するに従ひ統一整理せられて一般税の形を有するに至れるなり例へば舊時の寺領機關即ち千八百三十四年以後の救貧監護局か救貧事務に關する固有の經費の外に爾後附置せられたる他の職分たる選舉名簿算定及租税徵收の費用、身分登記の如き一般的行政の爲め經費を要し之を支辨すへき課税權を與へられたる如き又た彼の千八百五十二年の州税法及び千八百八十八年の地方政務法により舊目的税より整理せられたる州の一般税の如き、千八百三十五年及び千八百八十二年の市條例により市會の職權として付與せられたる市税の如き又千八百八十八年及び千八百九十四年の地方政務法により從來衛生區局の權限たりし衛生税より統一したる區の一般税の如き其の他千八百九十四年

の一般税として定められたる寺區税新制度による村落寺區の如き皆是れなり然れとも此の以外は概して今尙ほ純粹なる目的税として保存せらるるものなり

現今行はるる目的税に二種あり一は各個の事務に従つて目的の定まれるもの、二は各小區の負擔として當該小區の目的に充當せらるるもの是れなり前者に屬するものは市區會、寺區會の自由職分として許容法により定められたる夜警、燈火、水道、圖書館、博物館、浴場等に關する經費支辨を目的とする諸税にして後者に屬するものは又た之を分ちて二種と爲すことを得へし其の一は千八百五十二年及千八百八十八年の法律に従ひ州か其一部より徵收するを得る所の警察税(自ら警察し自ら費用を支辨する市には及はず)騷動鎮定の爲めに課せらるる人税竝に州及各特別市か一定の區の爲めに共通に維持する癲狂院の經費を支辨するの目的に供する租税の如き是れなり其の二は區か衛生法により土地所持有者に對し區の經濟的設備の爲めにする特別利益の課税なり即ち特別區税と稱するもの是れなり

租税徴収の権利は地方廳一般に之を有すと雖も租税廳としての全權は何れにも許さると云ふものにあらず殊に算定權能は唯た僅少の行政廳に限り之を認めらる。其の第一は救貧監護局にして此の局は救貧區の課税委員を選定し舊來の監税役と共力して算定事務を行はしむ此の外に州會及市會も算定事務に關する或る職權を有す即ち救貧區の機關により調製せられたる監税役の算定調書を不充分なりと認めたる場合に於て各寺區に此の税を配賦する爲めに特別の修正算定を指令することは是れなり然れども此の場合に於ては前算定書を基礎とし單に各一寺區の算定結果に對してのみ修正を加へ得るに止まり其の課税物件及方法は救貧税の場合と均しく之を變更するを得ず他の一切の地方廳は概して唯た救貧區機關の調製したる算定書を使用するに止まる但し此の使用の場合に於て多少取扱を異にするものあり唯た少しく之れを修正し得るは千八百七十五年の公共衛生法に従ひ市衛生局を引き繼きたる市及市部區會は其の一般區税に關し竝に燈火、夜警、給水、溝渠及圖書館費の支辨に充つべき各特別税に關し一定の不動産に付き算定書による収益價格の四分の一を限り課税

することを得との制限を附せらる且つ救貧局の算定は同時に總地方課税の基礎を與ふるものなるも其の自ら賦課するものは狹義に救貧税と稱する一種の租税のみにして此の場合に於ける賦課の權能は法律上専ら監税役の手に存す此の監税役は救貧税を賦課するに付き町村内各寺區の負擔能力を標準として之を徴収するものなるが此の負擔能力の標準として算定せられたる収益價格の全體は同時に救貧局以外の廳局の地方税賦課に關する法律上の負擔能力標準となるものなり即ち町村の救貧税、州、市、區の税並に多數の特別税の如きは其の附加税たると所屬寺區の獨立税たるとの別こそあれ共に均しく救貧税算定の總結果を負擔能力の標準とし之に對する税率を定めて賦課する配賦税に外ならず

要するに一切の地方税の課税基礎は負擔程度に關して一、二の特別なるものあるの外概して單一なるか故に地方の租税需用の大部分は救貧局の租税の追加により又は救貧税一類の名により徴課するものと稱して可なり而して各當該局は其の租税需用を監税役の算定報告(州會に在りては監護局を経由す)により

各寺區の負擔すべき税額を知り此の通告に基きて徴收すべき附加歩合を豫算するなり

各地方税需用額總計表

種別	千八百七十三年度	千八百九十三年度	千九百二年度
救貧局救貧税	八、〇一七、〇〇〇	八、一五九、〇〇〇	八、四五五、〇〇〇
他處の救貧附加税	四、三三五、〇〇〇	九、五八五、〇〇〇	一、二、八八六、〇〇〇
他の諸税	六、五六四、〇〇〇	一四、五八〇、〇〇〇	二八、九八六、〇〇〇
總額	一八、九〇六、〇〇〇	三二、二二四、〇〇〇	五〇、三二八、〇〇〇

(備考) 救貧局救貧税及他處の救貧附加税は監稅役の賦課徴收によるものなり

救貧局自身の租税需用は始め僅少なる増加を示めし概して固定的なりしか一千八百八十八年の改革以後特に國家補助を要すること多きを致し一千九百二年度の如きは二、六一六、八九二磅の國家補助を見るに至れり若し此の國家補助金にしてなかりしならんには救貧税の著しく増加せざるへからざるを知るに足る

救貧税の附加に關しては別段の原則あるにあらず附加税によるも特別税とするも殆んど自由なるか如し嘗て市税、夜警税、圖書館税等を救貧税の附加税として徴收したる市會も今は市條例による權能を使用して往々其の特別税を自己の集稅吏に徴收せしむ之に關連して此等の市は千八百九十四年の地方政務法以後市の寺區に關する監稅役の權能をも引受け此等の市に於て市税及區税の如く救貧税の査定及徴收を爲し得ることとなれり然れとも斯かる特別税及其の徵課手續は決して今日尙ほ一切の市を通して斯く統一せりと云ふを得ず即ち學校、墓地及他の目的に關する諸税の如きは救貧税の附加とし又は特別税として徴收せらるるの有様なり

前表中救貧局以外他處の需用の爲めにする附加救貧税のみに關する内譯を擧げて左に之を示めすへし

救貧附加税種別累年表

種別	千八百七十三年度	千八百九十三年度	千九百二年度
州税、市税、警稅名義	三、三二〇、〇〇〇	七、三二四、〇〇〇	八、七二九、〇〇〇
村區及村務寺區の税	一三八、〇〇〇	二三七、〇〇〇	二、三四四、〇〇〇

道路局の税	七七七、〇〇〇	八六三、〇〇〇
学校局(市部を除く)	九九、〇〇〇	一、〇七三、〇〇〇
基地局の税	—	一、七四四、〇〇〇
	—	六九、〇〇〇
	—	一二三、〇〇〇

(備考) 道路局の事務は千八百九十四年に村區に引繼かれたるを以て千九百三年度には其の数字を見ず

吾人は茲に於て救貧税及附加税の負擔に關し近時の狀況を窺ふに足るべき千九百二年度に於ける統計を左に示めさん

一千九百二年度救貧税負擔參考表

英倫ウエルス總人口	三三二、九九七、六二六
算定上の總收入價格	二三一、〇九〇、〇〇〇
算定上の純收益價格	一九一、一〇六、〇〇〇
救貧税(附加税とも)	二二、三四一、〇〇〇

之によりて左の結果を知るを得へし

- 一 課税價格たる純收益價格は總收入價格の八割三步
- 二 救貧税(附加税とも)は純益價格の一割一步

三 人口一人に付き救貧税の割合は十二志九片五

四 收益價格一磅に付き救貧税の割合は二志十片七

其の内救貧局の救貧税は一磅に付き一志二片八

他應の附加救貧税 は 同 一志七片九

救貧税(附加税とも)と相對する非救貧税の内譯として千九百二年度徴收に係るものを舉ぐれば倫敦州に於ては其の首府の需用、倫敦州會、警察區、學校局、救貧局の需用として起せる一般税一二、二六六、〇四二磅あり其他倫敦市に於ける警察等の需用として起せる特別税七六九、四一一磅ありと云ふ倫敦外の他の州に於ても市區及市會の特別税として一〇、一〇四、二一四磅、市の特別區税として四、九一四、四八八磅、村區の特別税として五四六、一九三磅、寺區の特別税として六四、六二五磅あり合計二八、六六五、〇〇〇磅に達す

以上は皆な其の法律上の課税標準を救貧税の査定したる寺區の負擔能力に採れるものなるか故に英國地方課税の本質は救貧税の複制に外ならずと稱するを得へし而して其の課税の方法は寺區内に於ける不動産及之れと同視すべき

不動産能見的不動産と稱すの占有者に對し其の財産の純収益價格を標準とする課税なり而かも此の税は純粹の物税にあらず何となれば占有者は素より其先人の納税義務を負ふことなく所有者も亦之に對して義務者たらず且つ未占有の財産即ち空家又は小作者なき所有地又は耕作せざる小作地の如きは此の税を課することなければなり但し此の能見的不動産は廣義にして千六百一年の法律により十分一金の外寺區内に於ける瓦斯給水電力電信電話及此等の導線をも包含す

千六百一年の法律によれば救貧税の算定及び賦課は治安判事の形式的監督の下に於ける監税役の専權に屬し監税役は千八百三十六年の課税法に依り英倫ウエルズを通し一切の救貧税關係財産の純益年額を算定す此の法律に依るに純益年額の算定には毎年の總収益價格より所持人の受くる一切の負擔公課及或る十分一負擔並に當該財産の収益力を維持するに必要なる修繕保險及び他の經費を控除せざるへからず從つて此の算定手續は二段より成れり一は總收入の算定手續にして二は之れより維持費を控除する謂ゆる純益價格の算定手

續是れなり是れ主として監税役の職務に屬し往古は全く監税役の専權に屬せしが千八百六十二年の聯合區課税法に依り始めて監護局の下に千八百六十九年の特別法による年々選舉の聯合區課税委員なるもの現はるるに至り茲に自治主義に基づく納税者の代表を存することとなれり此の委員會は六名乃至十二名より成る特種の算定官府にして算定手續に關し監税役と對立して準備及執行の機關たる地位を有す

倫敦以外の算定手續に關し此等機關の關係を述べんに先づ監税役は千八百六十二年の法律に依り當該寺區内に於ける總財産並に其の總收入及純益價格を附したる算定目録を調製し此の目録を前記の課税委員に對し其の就任三ヶ月以内に届送せざるへからず此の場合に於て委員は此の目録に關し注意を與ふるを得べく之れに對し監税役は適當の注意に従ひ更正せざるへからず而して更正及追加の目録は監税役之を調製して復た之を課税委員會に提供するを要す且つ課税委員會は必要と認むるときは時々寺區の全部又は一部に關する新算定目録即ち追加目録の調製を指令することをも得へし然れとも之に對して

時の制限なきを以て往々其の更定の數年を経て成らざるものありと云ふ算定及更正の目的に向つて此の委員會及監稅役は共に何れも首府を除くの外土地所有者及び所持者より必要の報告を徴するの權利ありと雖も國家の課稅官及び稅務官廳より報告を徴する事に關しては獨り委員會のみに之を許らし監稅役には之を許さず

算定の最終目的は總收入價格より純益年額を、純益年額より租稅義務を確定すへき課稅價格を求むるに在り純益年額より控除せらるるものは(一)に市部區稅賦課の爲め一定の不動産の純益年額の四分の一竝に(二)に救貧稅の賦課及千八百九十六年農耕獎勵法による地方稅の爲め一切の農耕用不動産の純益價格の半額なり此等を控除したる純益價格を以て價稅價格と稱す

救貧稅に關する算定目錄調製の形式的手續は先づ第一に監稅役の調製せる寺區算定目錄を聯合區課稅委員に届送する前十四日間寺區内に掲示するに於て始まる、之に依り一切の利害關係者は其の拔萃を爲すことを得へし若し課稅委員に於て此の寺區目錄に変更を加ふるときは此の目錄を監稅役に返送し八日

乃至十四日間此の變更に對する異議を問ふに備ふ、町村區内の寺區目錄か委員の容るる所となれるときは二十八日間の長さ之を公示し以て各監稅役及各納稅義務者の異議を問ふに備へしむ而る後ち委員の定むる期間の終了に因りて確定す此等手續終了後算定目錄は三人の委員の奧書に依り效力を生し追加目錄によるにあらされは之を變更するを得す然れとも監稅役は自己か代表する官廳(寺區會又は現今の市及市部區會)の許しを得て自己寺區の過算又は同町村區内他寺區の不足算に對し四期裁判に抗訴するの權利を有す

各個寺區に於て救貧稅の爲めに調製し確定したる所の純收益價格は他の官廳より要求する附加稅の基礎を爲すものにして他官廳の需要に従ひ救貧稅の上に附加するものなるが之れに關する加算歩合、目錄の公示、租稅額の令達及徵收等は又た是れ監稅役及び有給補助監稅役竝に一定の市に於ける集稅吏之を行ふものなり

首府に關する算定手續は前記のものと異なり千八百六十九年の評價法の定むる所なり茲に注意すへきは千八百九十九年迄首府の包轄する百九十二の寺區

は三十の救貧區及四十二の衛生區に分畫せらるるも大寺區は自ら各特別の救貧區及特別の衛生區を成すものなること是れなり

首府に於ても今日は救貧局に於て課税委員を任命す監税役及補助監税役の任命は千八百九十四年の地方政務法により寺區會の權能と共に衛生區の官署に讓委せられたるか故に結局寺領會の手によりて課税委員と監税役とを選舉することとなり算定手續の準備權限と修正權限とは明確に對立せず之か爲め相互監督の獨立は此等の寺區に於て充分ならざりしが今や地方政務法により此の弊點を除却する爲め監税役任命の權能を悉く首府市の市會に移したり

千八百六十九年の評價法は主として倫敦の地方税全部に關する均一的の算定を目的としたるものなるが其の後ち首府に於ける地方税並に不動産收益に課する國税にも之れを基礎として適用するを以て此の評價法は國税算定手續の基素を爲すものと稱して可なり之れに依れば首府の算定は五年毎に之を更新し其の間に於て絶へず算定目錄を補充し更正する爲めに監税役に於て假目錄を作り置き監税役は之れに依りて追加目錄を調製し之れを毎年課税委員に届

送す此の假目錄は各財産の増價及減價並に其の總收入及課税價格を示めすへきものとす但し更正は前年三月迄に要請したる納税義務者の義務的申告に基き調製するものにして之か爲め國家の税務監督官は其の區内に於ける總寺區の監税役に對し申告義務者に關する命令を傳達し此の申告を二十一日内に監税役に届出てしむ此の監税役は自ら作成せる算定目錄と共に申告書を税務監督官に送致し税務監督官は兩者を課税委員に交付す而して首府の課税委員は此の外に財産の各所有者所持者及他の私人に要求し十四日以内に此等財産より生ずべき收入又は之か爲めに支拂ふべき費用に關する報告を提出せしむるの權能を有するのみならず監護局に要求して鑑定人を命し評價の保證を爲さしむることを得へし各財産に關する課税委員會の修正に對し租税支拂人又は監税役は其の異議を治安判事の特別裁判に申立つることあり此の裁判は常に斯る租税異議の爲め毎年十一月三十日に之を開き翌くる一月迄に解決を期するものなり此の決定に對しては税務監督官に限り特に特別裁判所の裁判を請求することを得然れとも一切の關係者(納税義務者、監税役、租税監督官)も尙ほ高級

審として四期裁判に控訴するを得へし各寺區の算定全額の確定に對する訴訟は課税委員も亦起訴し得る所にして第一審に於ては四期裁判に、上級審に於ては高等法院に繫屬す

此等制度の缺點は首府外に在りては總收入中より維持費を控除する算定上に存す首府にありては千八百六十九年の算定法中維持費控除の規定ありて此の規定により土地階級を八種に分ちて總收入價格より控除すへき維持費の最高歩合を定めたるも各最高限の適用上精密なる規定を欠けるを以て實際上驚くへき結果を見る且つ救貧税の爲めに確定したる目録と州税基礎委員の作成する州廳の算定目録とは相一致せず其の結果として同一物件に對する同一税類に向つて市町村と州と相異なる算定目録を現出し之か爲め獨り課税すへき収益價格に關し異なる計算の控除を見るのみならず總收入價格の算定に於ても相異なり更に之を國税たる所得税第一種の總收入價格算定に對照すれば一層の懸隔を見ることとなるなり

次に地方税の賦課に關しては先づ國有財産を除外す此の外千八百九十七年

無料學校法の施行後地方廳の維持に屬せざる初等學校の學術用地並に宗教用地も亦た課税を免す

最後に地方税の賦課率は總て均様の定率税にして町村區の課税資本即ち課税價格一磅宛の定額を以て表示せらる

此の磅宛定率は各税に付き最高限の定めありて之を超過せざらしむ例へは公共圖書館法に依る税は一磅に付き最高一片半、公共改良法によるものは一磅に付き最高六片、千九百二年の新教育法による高等及技術教育に關する州税は最高二片、市及市部區の税は一磅に付き最高一片とせる如き是れなり之れと同様に新寺區會も亦其の一般行政費の爲にする税金に關し一磅に付き六片の最高制限を有し且つ三片以上は寺領會の承認を要すと定めらる

吾人は茲に於て英國地方税の所屬別により其の全體を總括し且發達せる現狀を明かならしめんとす

英倫地方税廳局別累年總表

廳

局

千八百七十三年度 千八百九十三年度

千九百二年度

救貧局(倫敦をも含む)	七、九〇一、四四四	八、一六〇、五八八	一三、〇七五、五九九
學校局(倫敦をも含む)	二五二、九〇六	三、六二九、一六八	六、七四四、一七三
州 廳(倫敦を除く)	一、七九八、四八七	二、二八九、二六五	二、九四七、七二一
市 會	一、四六七、七九九	一、五五八、六八八	二、七九一、六七五
市部衛生局たる市會	三、一四九、九八四	六、〇八八、一〇三	九、八三九、四二二
市 部 區 廳	一七四、二八六	二、七〇五、〇〇五	四、九四三、七〇七
村 部 區 廳	一、五四、七五八	一、五三〇、五〇〇	三、七九二、三三五
道路廳たる村部區廳	—	—	一六九、九七〇
寺區會及寺領會	—	—	—
首府總地方廳	—	—	—
倫 敦 市 會	三二八、七六〇	一、七七七、一六六	二、五三〇、二九六
首府警察區收入官	六〇三、二一八	七六六、四五八	九八八、六三五
衛生區(又は首府の市區)	一、二六、八三五	二、一八五、〇四三	三、五八五、七八二
市運河委員會	二二一、七〇〇	二二二、四五四	一、五二六、二二三

市 團 體	六五、三九三	一〇一、一九八	—
墓 地 局	一三四、一〇四	一八三、九七一	四九、三九四
浴場及洗屋委員會	—	五七、七五二	—
圖書館及博物館委員會	—	五四、四三四	一〇
寺院理事會	一五、一七〇	四、四九五	—
共有地保存官	—	三、三三九	四、八五三
燈 火 局	二七、八〇七	二二、八五五	三、三〇一
運河等委員會(倫敦を除く)	四八、七三四	五〇、八五八	—
治水及堤防局	一九六、九六三	二二七、五九五	二五七、〇二三
港灣阜頭船渠局	—	七二、九五〇	八一、〇三四
計	—	—	—
以上 租 稅 總 額	一八、九〇六、一三七	三三、三三三、九七三	五〇、三三八、四二二
總地方收入額(公債收入を除く)	三九、〇〇〇、〇〇〇	五八、二七〇、二六三	九三、九三五、四二七
首府の負擔する租稅額	四、〇三四、七五七	九、〇〇三、〇三三	一三、八三五、〇七五

千九百二年度に於ける英倫ウエールスの人口は三二、九九七、六二六人にして謂ゆる能見的不動産の課税収益(収益價格)は一七九、一六四、〇〇〇磅なるか故に

人口一人に付き 地方税三〇志(我十五圓)

課税収益一磅に付き 地方税五志七片四我二圓八十錢)

に相當し課税収益總額に對する税金の割合は百分の二八、一となる計算なり

第十四章 佛國地方税

佛國に於ける地方團體の課税は英國に於ける如く獨り一種の税類のみならずして直接税と間接税との兩部を成し且つ其の直接税も英國に於ける如く獨立の特別税を主とせず少くとも最近に至る迄は道路税及び犬税(此等を直接税とすれば)を除くの外皆悉く國税に對する附加税なりしなり近時地方税として起れる特別的直接税と雖も國税に關係を有せざるもの稀れなり之れに反して間接地方税は英國に於ては唯た國家補助金の裏面的手段に過ぎざるも佛國に於ては地方消費税の形に於て國家の課税より獨立せる特別の發達を爲せるものなり但し其は唯た市邑自治體に限るものにして殊に村落自治體の如き其の適用を見るを得ず斯くの如くして縣税は今日尙ほ専ら四、五の直接國税に對する附加百歩税(サンチム、ペンシムホ)と稱する附加税のみを以て成り之れと同じく小自治體の地方税も此附加税を主とし之れに犬税を加ふるに過ぎず之に反して市の租税は斯る附加税、犬税の外入市税と稱する消費税を有し尙ほ最近に至り此の入市税中衛

葡萄酒、オプスト、麥酒、礦水等謂ゆる衛生飲料及用品に關する消費税の廢止に代補せる直接税並に舊來の道路徭役を變改したる金納の道路税其他尙ほ幾多の直接税及間接税を見るに至れり縣に於ける地方税か直接國税四種の附加税たる單一税なるに反し邑自治體は到底斯る制限内に於て財政上の必要なる手段を供給する能はず昔時の入市税を保存し擴張するに従ひ益々社會政策的の運動を激發し此の運動は葡萄産地たる佛國地方團體の經濟的利益上内國市場に於て産物の販路を擴張するの政策と相結んで消費者の負擔を輕減することに一致し遂に千八百九十七年九月二十九日の法律を以て前記葡萄酒以下の飲料を衛生飲料と稱し消費税中より此の衛生飲料の課税を廢減するの實行を見たり此の法律の主旨は素より此等衛生飲料入市税の廢止に存するも若し廢止し能はざる事情あるものは一定の限度に従ひ輕減すべきことを強制するものなり衛生飲料税廢止のために當然生ずべき地方財政の不足補充として新たに許されたる直接税と云ふは直接國税に對する二十參（二十參）の附加税なりとす道路徭役は土地及企業の負擔と人頭税の負擔とを兼有する如き夫役現品の徵

收なりしか千九百四年に貨幣代納の附加百分税に變改せられてより真正の租税たる性質を有し今尙ほ之を存せり尙ほ此の外市に許されたる直接及間接税と云ふは飲料商業に關する免許税、馬車及自動車の停留場に關する市税、公私玉突臺俱樂部協會税の類にして此等は皆な同種の國税に對する附加税なるが特別法律に依りて市に許されたる不動産及地方内に存する物件の直接税は概して特別税の性質を有するか如し要するに由來簡單なりし佛國の租税制度は今日に至りて大複雑となり且つ獨立の直接地方税をも存するに至れり此等課税の方法に關しては後段に於て之を詳論すへし

佛國の地方税を分つて三と爲す一に曰く直接國税の附加税二に曰く鋪道税三に曰く間接地方税是れなり

第一 直接國税の附加税

附加税を縣及邑に許るせる直接國税は四種又は五種（の）の收益税なり即ち未築及既築の地面に課する地租、人別動産税、戸窓税及營業特許税なるものは是なり此等國税の性質に關しては深く論述せざるへきも茲に注意を要することは既築地

の地租及營業特許税は定率課税にして其の収入は専ら租税物件と税率とによりて定めらるること、之に反して未築地の地租、人別動産税及戸窓税は配賦課税にして其の収入額は前定し唯た租税物件の増價及減價によりてのみ少しく變化するに過ぎず此の前定の収入豫算額を基本額とし之を各第一次は縣に、第二次は各郡に、第三次は各邑に再分配し最後に各邑内の被税者に配當するものなること是れなり

(一) 未築地面の地租 此の國税は千八百九十年まで既築地面の地租と合體し居りしものにして今日尙ほ千七百九十年及千七百九十三年の革命時代の法律により各個の地面に於ける平均純収益の割合に従ひ一定の租税豫定額を算出し之を配賦し均一の率を以て被税者より徵收す其の制限として所有者に付き純収益の五分の一を超へて課税するを得すとなせるも種々の土地に對する負擔の均一を期する能はざるのみならず其の假定額を縣及以下級地方體に配賦するに従ひ益々大なる不均一を生せしかは其の既築地地租と分離せられたる後ち更に千八百九十八年三月十七日の法律により漸次土地臺帳を地方的に

更新することとし以て其の不均一を除却せんと力めたり此の費用は國家、縣及邑に分配し更新及維持の事務は當該邑の任務とす之に對し國庫は補助金の名義を以て邑に與ふるところありと雖も其の額は該費用總額の四割を超ゆることなし而して縣も之れと同割合の分擔を爲すか故に其の殘額は二割となる此の二割の殘額負擔は實に邑及び利益者たる地主の負擔とす此の負擔を支辨する爲め地方税として縣會は地租の百分の一の附加税を起すの權能を認められ邑會は百分の五の附加税を徵課することを許さる

(二) 既築地面の税 は千八百九十一年一月一日を以て施行せられたる千八百九十年八月八日の法律により舊地租より獨立したる家屋税にして未築地の最良菜園の階級に準視し其の地面に關する算定上の純収益(修理費及維持費を控除したるもの)より面積相當の地租額を控除したる建物純賃貸料に課する定率税なり

此の家賃純益は毎十年に更新する總賃貸價格より住家に在りては二割五歩、工場に在りては四割の修理及維持費を控除して算出するものにして此の純賃貸

價格より毎年豫算法の定むる稅率に従ひ稅額を定む此の稅率は從來正則的に
 三步二〇と確定せしか現今は五歩六厘に増加せり之に依りて算出せられたる
 査定豫算額を以て國家の本稅額を定め此の本稅額に附隨して國及地方の附加
 稅歩合を定む千九百年に於ける住家數は九、一七三、八九一戸、工場數は一、二八、七
 一七戸、計九、三〇二、六〇八戸にして其の總賃賃價格は三、一七七、六〇〇、〇〇法
 (内住家の分二、九一七、九〇〇、〇〇法、工場の分二、五九、七〇〇、〇〇法)に達す之
 より法律上の控除額を差引き純賃賃價格即ち租稅資本二、三〇四、八〇〇、〇〇〇
 法を算出し此の純賃賃價格に基きて千九百一年には本稅豫算額七三、七五〇、四
 九六法を掲上せりと云ふ此の中に付き巴里市の負擔は二〇、三三四、二六九法に
 して實に全額の四分の一を占むる計算なり

一般の說に徴するに家屋稅の賦課は各邑實際の賃賃價格に對し公平を得ず定
 期の修正により課稅をして實際の賃賃價格に可成適當せしめんこと必要なり
 と唱へらる是れ獨り家屋稅の爲め必要なるのみならず同時に動產稅及營業稅
 にも又た幾分は戶窓稅にも課稅の基礎として必要なり否な新たなる邑の特別

直接稅に關しても重要な關係を有すべきなり

(三) 人別動產稅 は千七百九十一年始めて不動產稅の補充として土地以外
 より生ずる收入に課するの目的を以て起れり此稅は法律上一種の名稱を以て
 唱へらるるも其の實は各人三日間の勞銀に相當する人頭稅(人別稅)と家具を備
 へたる家屋に對し家屋内住居に供する部分の賃賃價格を標準とする動產稅と
 の二稅なり此稅たる當初不動產收入以外の收益に課して以て不動產收益の補
 充たらしむる目的を有せしに拘はらず動產稅の如き住家賃料より土地に屬す
 る賃料を控除せずして直ちに收益自體を以て課稅標準としたるか故に不動產
 收益稅の地租と重複し地主に著しき負擔を重ねしむるのみならず收益稅の補
 充たる性質を沒却せるものと稱せらる加ふるに人別稅は又た純然たる所得稅
 の性質を有せり故に此の人別動產稅は今日の意義に於て眞正の收益稅ならず
 して寧ろ所得稅の代用に類す其の規定中負擔能力を斟酌する條項を存し一定
 の人一定の家賃(五〇〇法以下)に付き之か免除を許す如きは其の然るを證
 するものなり七三、七〇〇、〇〇〇法の人別動產稅(本稅)の賦課は納稅義務者の住

家の賃價に向つて全國の爲めに四歩三四の平均稅率を成し縣郡及邑の間に之を配賦す此の稅率は銳意均整に力めたるに拘らず各地方の賃賃價格に對し尙ほ甚だ均正を缺き縣に於ては三步半より六歩九七郡に在りては三步一四より七歩五一邑に在りては一步六〇より三割六歩九七迄の差ありと云ふ

(四) 戸窓稅 は革命時代に於て動產稅の補充として起こりたる配賦稅にして動產稅か家屋の家賃を標準として收益を看取する如く此の稅は住宅利便の外、表的標兆によりて收入を看取す其の異なる所は戸窓稅に於ては法律上地面所有者に課稅し其の負擔を家屋の賃借人に轉嫁せしむるに在るも實際に於ては既築地面の收益に對する第二の負擔に外ならずして概して賃借人に轉嫁せす

此の租稅は二種の課稅標準によりて賦課す其の一は毎窓定額稅にして場所の繁閑窓口の大小及種類により等級を異にし其の二は家賃の百分率なり而して其豫算上の本稅收入は千九百四年に於て四九三六〇、〇〇〇法と計算せらる

(五) 營業稅 は始め千七百九十一年の勅令により建物賃賃價格を標準とす

る租稅として施行し千七百九十三年に至り一旦之を廢したりしか後ち幾干もなくして復興し現行制度は千八百四十四年四月二十五日及び千八百八十年七月十五日の法律による複方の課稅なり其の一は種々の職業及階級に關する定額稅にして他の一は營業者の使用する場所住宅を含むの賃賃價格に對する種々なる百分率なり而して此の兩方法は複用せらるるあり單用せらるるあり自由職業の營業稅は比較的高率なる百分率課稅に屬して地方の小賣業の營業稅は唯だ定額稅のみに服す定額稅は三種の稅目表に之を分ち第一表は大商業工業製造業其他營利企業の大部分に之を適用し八種の營業別及各營業に付き八個の地方類別を爲す之に依りて定額稅の下に賃賃價格の十五分の一乃至五分の一の定率稅を複用せり第二表は一定の事業(例へは運輸業及銀行業等)に關するものにして土地の人口數に従ひ五級の定額稅を以てするの外賃賃價格の十五分の一の定率稅及従事員數に對する定額稅を課す第三表は個人的企業に對するものにして企業規模の特別的標形による例へは工場、勞力者、牽獸、暖爐、煙の數の如し此の營業稅の本稅は(邑)への補助的讓稅百分の八も此の中に含む

千九百四年の豫算に於て九五、五〇〇、〇〇〇法なり

要するに此等の直接税の系統中土地及家屋税並に戸窓税は地主の負擔する租税にして營業税は商工業の負擔を意味し之に反して人別動産税は一般的收入に課せんとして不充分なる擬似的の所得税に屬す而して未築地の地租を除くの外皆何れも場所の賃貸價格を以て主要なる課税要件とせるの事實を見るへし更に國家の側に於て此の人別動産税に存する缺點を補ふて一般的收入の課税を完全ならしめん爲め動産的有價資本國債を除くの收入に對する租税及び謂ゆる類似的直接税使用税並に相続税及び遺産税を以てしたりと雖も地方團體の側に於ては之れに關し何等の補充税をも施行せず唯だ最近に至り或る地方體に於て一、二の雜種税あるを見るのみ此の外に尙ほ國家の徵收する一、二雜種の百分税及び營業税(本税の一部分の讓與せられたるものあるも其は寧ろ國家の寄贈又は補助金に屬するものなり

以上五種の直接税に對しては國家の附加税あり地方體の附加税あり然れども國税の附加税に地方附加税を設くることなし而して國家の附加税は佛國全

體に及ぶべき副税にして本税と共に國家豫算中に掲上せられ國家一般の需要する永続の經常費及他の特別の費用に充つべきものとす地方の附加税は均しく國家の本税に對し國家豫算法に於て最高制限を設け縣にありては縣會に於て之を議決し認可を経て縣の經常費に充て邑に在りては縣會の定めたる制限に従ひ邑費一般に充つる爲めに邑會に於て之を議決し共に不足あるときは特別附加税をも設くることを得るものなり

縣及邑の附加税は斯くの如く五種の直接國税に附隨するものなるも第一に其の支辨する經費か一般需用を目的とするや特別の事務を目的とするやによりて一般附加税と特別附加税との別あり第二に縣邑會の之に關する決定權か義務的なるや隨意的なるやに依り義務的附加税と許容的附加税の別第三に其の存續期限によりて經常附加税及臨時附加税の別を爲す

現行縣及邑の徵課するを得べき直接國税の附加税は上記各様の分類に従ひ左の如く表示するを得へし

一 縣の附加百分税

甲 經常的課算

二十五參稅 土地家屋稅及人別

動産稅の附加

八參稅 總ての直接稅の附加

十參稅 總ての直接稅の特別附

加

五參稅 地租及家屋稅の附加

一參稅 未築地地租の附加

一般行政需用の爲めにして其の百分率は年々
課算法の定むる所に依る

道路に關する特別目的の爲めにして前記三十
三參一般附加稅の不足せる場合に起す其の百
分率は年々の課算法による

警報設定の爲めに課す
各市町村の土地清帳改正に對する補助の爲め
にして千八百九十八年三月十七日の法律によ
る

乙 臨時的課算

十二參以下稅 五直接稅の附加

年々課算法に於て定むるものの最高限にして
之を超過するは各個の場合に於て又は特別法
により縣會に許可す

二 邑の附加百分稅

甲 經常的課算

五參稅 地租家屋稅及人別動産

一般行政需用の爲めにして其の百分率は年々課

稅の附加

五參稅 總ての直接稅の特別附

加

×參稅 總ての直接稅の特別附

加

三參稅 同上

五參稅 同上

×參稅 同上

五參稅 未築地の地租の特別賦

課

×參稅 總ての直接稅の附加

算法にて新たに許可す

千八百三十六年道路法による道路に關するも

の
野番人の給與(隨憲費)に關するもの

後備兵家族保護の爲めにして

邑の組合會に對するもの

補助醫士報酬の費用千八百九十三年七月五日
の法律

土地產權の改訂及遷移(隨憲費)の爲めにして千
八百九十八年三月十七日の法律

收入不足補充の爲めなり此の附加稅及一般臨
時附加稅は年々の課算法に之を掛上し縣會の
確定する限界内に於て之を行ふ

乙 臨時的課算

三參稅 總ての直接稅の特別附

加

街路の通常費に關するものにして隨憲なり邑
のみに其の收入を保留するものにして縣は之
に與からず

三邊税 同上
×邊税 同上

村落道路の爲め
一般には豫算法に於て(千九百一一年後三十條)及び各個には此の最高限内に於て縣會の定むる範圍により經常豫算の收入不足補充の爲めの附加税と競合に於て課せらるる 千九百二年の改正

此の以上邑會の臨時附加税は各場合に關し知縣又は共和大統領の勅令に依る承認を要す

行政法上の決定權は經常豫算收入の不足と臨時豫算收入の不足とに依りて輕重あり邑の經常不足の場合に於ける附加税は(千八百八十四年四月五日の法律)知事の認可を要すと雖も其は義務費に對する場合に限り然るものにして若し隨意費なるときは省令に依りて之を決定す但し此の場合に於て高級官廳の省令は唯た單に形式上にして知事の意見に従ふは勿論とす然れとも其の附加税率の額は之か爲め制限を受けずして毎年の國家豫算法に於て一切の經常的及臨時的補充附加税の全體に附せられたる限度に従ふ而して各邑の附加率限度は此の絶對的の最高限内に於て縣會之を定むるものなり

臨時的邑豫算に於ける收入不足を補充する附加税に關しては當初著しく制限せられたる知事の認可權ありしか時の進むに伴ひ漸次此の制限をも脱するに至れり千八百六十六年又は千八百六十七年の縣會及邑會に關する法律によれば邑會は五歩の一般臨時的附加税を五年間の存續效力を附して獨立に決議するを得べく五年以上存續の場合に於ては知事の認可を要したるも此の認可權は又た千八百八十四年の法律により三十年以下存續のものに制限せられ其の以上は知事に於て認可するを得ず總て最高限以上又は最長期以上に亘れる計算の臨時的附加税は公債に關係を有するを以て普通勅令の認可を要し十萬法以上の歳入ある邑に向つては參事院勅令の認可を要するの定めなり
然るに此の知事の認可は既に縣會の決議の際に於ける知事の同意と重複するのみならず漸次形式上のものとなり更らに時世變化し經常的學事附加税及他の附加税は國家豫算に移り臨時的學事附加税は殆んど皆無となり種々の新たな隨意の特別附加税之れに代りて起りしも次いで千八百九十七年從來の入市税に代はりて一般的歳計補充の爲め認可の制限なく二十參以下の附加税

を爲し得るに至り終に地方課税權に對する知事の認可は僅少の範圍に行はるることとなれり

千九百二年四月七日の法律によれば邑會の獨立決議權は擴張し邑會が特別の認可を要せず自ら獨立に決定し得べき課税は(一)特別法律によりて許されたる特別補充の場合を除く外經常豫算一切の附加税(二)普通の街道及明示の村道に關する三參以下の臨時附加税(三)各年縣會の確定する最高限以下にして且つ三十年以上の負擔とならざる經常及臨時費補充の附加税是れなり

此の最高限を越ゆるも最長期三十年を超へざる場合に於ては經常及臨時の附加税とも知事の認可を以て足る然れども三十年以上に亘るべき租税の賦課は最高限を越ゆると否とを問はず更に大統領の勅令を要するものとす斯くの如く邑會の課税權は毎年國家豫算法及び縣會の定むる最高限内に於て且つ三十年間の效力に於て自由の範圍を有し三十年以内に於ける最高限以上の附加税は知事の認可を要すへきも其の各個の附加額に付ては制限なし

巴里市は課税權に關する此の新規定より除外せられ特別法律の支配を受く其

の特別法の一は即ち千八百七十三年四月七日の法律にして之れにより市は地租家屋税人別動産税及戸窓税に對し各十七參營業税に對し五參を課することを得へし(營業税の附加税少なき所以は同時に國税附加税の臨時的増徴ありたるによる)次きは千八百七十九年七月二十五日の法律にして巴里市は此の法律により前四税に對し各二十七參營業税に對し十七參を課することを得更に又千八百八十六年七月十三日の法律によりて二億五十萬法の公債整理の爲め地租家屋税及人別動産税に各二十參並に一切の直接税に各四參の附加税を加へたるを以て巴里市の直接附加税は千九百年一月一日に於て地租家屋税人別動産税の附加税として各六十八參戸窓税附加税として四十八參營業税の附加税として二十六參を課し得ることとなる

縣も邑と同様の範圍に於ける最高限度迄の獨立決議權を有すと雖も唯た其の異點とする所は其の臨時的附加税に關して有效年限の制限を附せられざるに存す

此の外に各年の豫算法は特種之二科目を存す其は法律の規定に基き監督官廳

か義務費の爲め縣又は邑に強課する強制附加税なり此の強制的に課せらるる附加税の額は豫算法により縣に關しては二參に制限せらるるも邑に關しては十參迄とし裁判上の判決による公債義務の償還の場合には二十參迄に上ほすことを得とせらる

現今各税に關する縣及邑附加税と國税附加税との關係表

(千九百二年度豫算)

種別	地		人別動産税	戸窓税	營業税	總額
	未築地	既築地				
本税豫定額	一〇三,二五,〇〇〇	七四,五〇,〇〇〇	七四,八〇,〇〇〇	四,二〇〇,〇〇〇	九三,七〇〇,〇〇〇	三九四,三五八,〇〇〇
附加國税	二七,六二,〇〇〇	一三,九四,〇〇〇	二四,九九,〇〇〇	一五,〇一六,〇〇〇	四九,四六〇,〇〇〇	一三二,〇四二,〇〇〇
學校税の引受	(八,五六,〇〇〇)	(六,二八二,〇〇〇)	(六,一三四,〇〇〇)	(四,〇三二,〇〇〇)	(七,九九,〇〇〇)	(三二,一九七,〇〇〇)
評似及徴收費	(五,四〇八,〇〇〇)	(三,七三三,〇〇〇)	(三,〇三三,〇〇〇)	(一,八五七,〇〇〇)	(四,五三〇,〇〇〇)	(一七,五三〇,〇〇〇)
附加縣税						
一般費經常税	三五,五九六,〇〇〇	三三,六二六,〇〇〇	二四,六六九,〇〇〇	三,八四八,〇〇〇	七,四八六,〇〇〇	九九,二二五,〇〇〇
道路費經常税	一一,九七〇,〇〇〇	七,一四五,〇〇〇	七,四五八,〇〇〇	四,八〇七,〇〇〇	九,三四六,〇〇〇	四〇,七三六,〇〇〇

運糧設定税	二二,〇〇〇	六,〇〇〇	—	—	—	二七,〇〇〇
運糧改訂税	六三,〇〇〇	—	—	—	—	六三,〇〇〇
臨時附加税	一八,七五四,〇〇〇	八,八二八,〇〇〇	九,九九,〇〇〇	六,三九一,〇〇〇	一一,二〇八,〇〇〇	五五,一〇〇,〇〇〇
小計(縣税)	七〇,四〇三,〇〇〇	三九,五九五,〇〇〇	四三,〇四六,〇〇〇	一五,〇四六,〇〇〇	二八,〇四〇,〇〇〇	一九五,一三〇,〇〇〇
附加邑税						
一般費經常税	六,〇〇八,〇〇〇	三,五八〇,〇〇〇	三,七四〇,〇〇〇	—	—	一三,三二八,〇〇〇
道路費經常税	五,九六四,〇〇〇	二,四九九,〇〇〇	二,八八二,〇〇〇	一,九四九,〇〇〇	三,〇三八,〇〇〇	一六,三三三,〇〇〇
運糧改訂經常税	四〇,〇〇〇	—	—	—	—	四〇,〇〇〇
臨時附加税	五,四二七,〇〇〇	三,一九六,〇〇〇	三,三六六,〇〇〇	二,二二六,〇〇〇	三,四八三,〇〇〇	一七,七六八,〇〇〇
小計(邑税)	五五,四二九,〇〇〇	四二,二七五,〇〇〇	四〇,〇〇八,〇〇〇	三,〇八五,〇〇〇	三,七五一,〇〇〇	二〇七,三三八,〇〇〇
總計	三二五,六二一,〇〇〇	一六八,二八四,〇〇〇	一八二,八三三,〇〇〇	一〇一,三四七,〇〇〇	二〇八,七三二,〇〇〇	九七,八四八,〇〇〇
本税種別	附加國税	附加縣税	附加邑税	縣邑附加	總附加税	
未築地租	一七,〇七	六,三五	六三,四三	一三,三六	一四八,七五	

本税に對する各附加税の百分割合 (千九百二年度)

既築地租	一七、三三	五、一五	五、〇〇	一〇八、五五	一三五、八八
人別動産税	三三、三六	五、二二	五、四七	一〇九、六九	一四三、〇七
戸窓税	三、一五	三、三二	四七、八九	七九、一一	一一〇、三六
營業税	五、七九	三九、三三	四〇、〇四	六九、九七	一一〇、五七
直税總額	三〇、六九	四九、四八	五、五七	一〇三、〇五	一三三、七四
人口一人宛	本税、附加税 一三、七二五	五、〇〇〇	五、三三〇	本税及總附加税 一三、七二五	三三、〇四一

カウフマン氏の調査に依れば千九百二年に於て三萬六千九百九十一の邑の中一萬八千三百四十二邑は地租の附加税として本税百分の五十以下なるも特別の認可を要せずして爲し得べき最高限は六十五參なり一萬七千八百四十九邑は本税百分の五十一以上なりと云ふ

第二 支道及村道衙役(舗道税)

支道の建設及維持は佛國に於ける道路の根本法に従へば邑の負擔たり然れども實際上廣義の支道は甚だ多種の道路を包括するものなるか故に全國に亘りて有利に道路を設備する爲めに各道路の實際に於ける交通上の重要に従ひ區

分し上下團體をして時としては國家の補助により其の負擔及び技術的行政に任せしむ此の區分に依り大交通の支道及公益道路の兩者は其の技術的行政を縣の任とし縣は千八百三十六年の道路法によりて之を管理し縣の收入を之れに供するの外之か爲め特に許るされたる十參附加税の收入を之に使用するのみならず尙此の支道の爲め定めたる經常的邑税を要求し其の收入の三分の二を大交通の道路に使用し其の他を公益道路に使用することを得斯くの如くして専ら邑の負擔及行政に屬するものは尋常支道即ち狹義の邑道のみなり最近に至り此下に第四種道として村落道路なるもの即ち自治體固有の村道も編成せられたるか是れ亦た邑の負擔及行政に屬するは勿論とす此の二種の道路に關し邑は他の收入より自由なる資金を得たる場合の外は經常的特別税の縣より要求せられざる部分及び其の後特に道路の爲め許されたる臨時的特別税を之に使用す是れ既に通常支道及村落敷設の爲め附加税として既述したる所のものなり

縣税と分つべき彼の邑税と云ふは五參の經常道路税及び之に代はり若くは之

に追加せらるべき三日労働の徭役なりとす此の實物負擔は歴史的發達の遺制なるも千八百三十六年の道路法により最高三勞日に確定せり此の三日徭役は千八百六十八年七月十一日の法律により支道建設の爲め國家の補助金を増加したるに際し更らに一日を加へて四日徭役となりたるも此の一日は單に十參以上の臨時附加税を負擔したる邑のみに適用する附隨的のものとなれり
 三日徭役の義務は各戸主に存し戸主は自己及自家に屬する男子(十八歳より六十歳迄の家族の爲め並に其の所有に屬する駕車負荷用獸畜の爲め之を負擔す而して其の負擔は必ずしも實物を以てするを要せず金錢により代辨し得ることと昔日の如し金錢換算の定率表は年々縣會に於て各邑に對し郡會の意見に由りて之を確定す此の換算表の確定に依り勞力の評價を適當に引上ぐることを得るを以て富裕者は金納による不當の利便を專有するを得ず是れ道路に關する此の課税法か今更却て稱賛を博する所以なりとす
 道路布敷費の總額は貨幣換算に於て邑財務統計に依れば千九百二年に五九、四六二、一七九法にして其の中村落道路の分は四六二、五二三法なり貨幣負擔を以

て代辨することは年々増加し千八百七十八年には既に四割一步(總築道費の)に達せしか千九百三年の豫算法は邑會に道路税を以て之に代ゆることを許したる此の道路税は五種直税の百分附加税にして若し此の百分附加税か二十參以上に達せんとするときは縣會の許可を得て他を代用することを得へし

第三 地方間接税

村落自治體に於ける附加税收入の不足を補填する爲めに人頭税に均しき道路徭役を復興したる如く市殊に大市に於ても同様の目的に依り間接的の消費税即ち入市税を再興せり巴里に於ては最近に至り此の外に二三の國家登録税の附加税を制定したり

入市税は地方の消費を目的とする食品享樂品及使用品の移入、製造、輸送及小賣に關する課税の總稱にして狹義に於ては自治體に移入せらるる物並に其地方に於て生産せらるる物に課する消費税を云ふ

此の入市税は舊時の貨物通行税に新たなる地方需用の目的を加味して其適用を修正し且つ地方生産の爲め行はれたる保護關稅的の性質を根本的に除却し

たるものなり而して其の始めは國家の計算に於て行はれたるものなりしか十四世紀の中頃に於て都市の収入源をも兼ね千六百六十三年以後は國家と市と半額分割を爲し其の徴收費及起り得へき徴收不足は市のみの負擔となせり然るに佛國大革命起り千七百九十一年三月二日の勅令により内地關係と共に入市税は大都市に於て實際上徴收せざることとなりしも當時の國家か新制度の直接税を以て國家の需用を満たすに足らざりしか如く都市も亦た此の直接税の附加税のみを以て其の財政を支辨するに足らざりき巴里及多數の都市は病院の補助費すら不足を告げ普通の經費も往々にして蔽ふ能はず道路及公共燈火の維持も俸給及勞銀の支拂も未済に残るの有様となりしかは入市税復興の需用は地方體の側に於て沸騰したり

其の逸早く復興したるものは千七百九十八年十月十八日の法律による巴里の入市税なり次いで五千人以上の住民ある一切の市邑にも之を許せしか當時は入市税の規則及税表に關して縣廳の意見に由る國家政府の認可を要したり千八百十六年四月二十八日の法律は現行入市税の基礎を爲すものなるが強制

的に入市税の設定を命令する政府の權限は之を廢止し其の發案權を獨り市會の專有と爲したるのみならず入市税の行政及び徴收に關する決定權をも之に讓與せり然れとも課税自體は明示的に地方消費物の上に之を限り其の最高限度は急迫の場合を除くの外概して國家輸入税の高度に制限したり

同時に入市税收入に對する國家の分收率は四千人以上の住民を有する入市税權ある一切の自治體に於て五歩なりしもの千八百六年四月二十四日の法律により之を一割に増昂したり然るに其の後ち又た千八百五十二年に至たり三月十七日の勅令に依り國庫の分收する此の一割の先取權を廢除し此の廢除と同時に一切の税表に對し之に相當する削減を施したり

市會の決定したる税表の認可及拒否は政府の手に其の權利を存するも之に對し千八百四十二年六月十一日の法律によれる一の制限あり即ち飲料に關する國家輸入税の高度を超過することは法律の認許に依らざるへからざること是れなり

然れとも更らに入市税に關する監督的認可權の集中を解き並に之に關する市

會の獨立を増大したるものは縣及邑行政に關する最近の法律なりとす
 千八百六十七年の邑會に關する法律は市會に與ふるに千八百七十年二月十二
 日の勅令により公示すべき一般稅表の範圍内に於ける一定の獨立權を以てし
 たり市會は之により稅率の變更及增高を爲すを得たり千八百七十一年の縣會
 に關する法律は縣會に讓るに入市稅事項に付き總ての重要なる市會決議の裁
 定を以てし市會の決議にして特に政府機關の許可を要せざるものは此の縣會
 の裁定を以て直に效力を生ずることを得せしめたり

次に千八百八十四年の市制は新たに市會の權限を規定したるか之れによれ
 は太統領の參事院勅令か縣會の裁決に従ひ許可せざるへからざるものは入市
 稅の新設規則及入市稅區域の變更、從存せざる物件に對する入市稅の新設、一
 般稅表に存せざる稅の新設及改訂、現行稅を五年以上に延長すること並に一般
 稅表の稅率を超過する市會一切の決議なりとす然れとも入市稅の廢減に關し
 ては縣會の裁定の上に知事の承認を要するのみなり

形式的に豫算關係より觀察すれば廣義に於て入市稅は左の如く分科するを得
 へし一は本稅にして經常豫算の補充に向つて起すものなり二は追加稅にし
 て大部分は本稅に對する附加稅なるも小部分は原初の稅表に於て無稅たりし
 物品の新稅にして始め一定の明示的且つ制限的の需用を支辨する爲に起れる
 ものなり三は餘稅にして許可最高限を超過し從つて千八百四十二年の法律に
 より特別法の承認を受け且つ一定の有効年限を有する臨時的飲料附加稅なり
 入市稅の施行地域は單に入市稅自治體の直近所屬のみに止まらず千八百十六
 年の法律により大都市に在りては實賣の豫防の爲め城外の獨立自治體にまで
 擴張せらる而して其の入市稅收入は其の之を徵收したる地方體の金庫に屬す
 と雖も配賦の方法に關しては一定の規則を設けらる巴里市に在りては千九百
 年十二月三十一日の法律を以て之を規定し城外に於て徵收したる入市稅收入
 は各月末に於て其の城外收入の一半を城外諸自治體の人口に比例して之を分
 配し他の一半中三分の二は此等城外自治體を包括する縣の警察費に對する分
 擔額に比例して之を各城外自治體に分配し殘りは總て之を準備基金に注入す
 而して城外の入市稅は必ずしも主原たる入市稅自治體に於て義務を負ふべき

一切の物件に賦課するを要せず多くは唯た其の中に付き高税の物件而かも其の域外地に於て多額に生産せられ又は大商業により貯蔵せらるべき物件にのみ之を適用するものにして畢竟するに密輸密賣の動機を除却せんとするに外ならざるなり例へば巴里の域外入市税はスノー及びサンボニー兩郡の自治體に擴張したるに其の課税は唯た火酒酒精及リコールの三種に過ぎざるか如きは是れなり

被税物件は千八百九年及千八百十四年の勅令の明示する五種の物件なり曰はく飲料及他の流動體食品燃料(暖爐及燈火用)飼料及材料(築建材料)の五種是れなり

穀類製糖牛乳バター蔬菜生菓鹽は既に千七百九十八年十二月一日の法律を以て此の課税より除外せられたるに拘らす千八百十六年の法律の正文は此の例外を再記せざるを以て往々穀物及穀粉を課税品として取扱ひたることありと雖も政府に於て千八百三十七年の布告により行政上の手段を以て成るべく此の課税に對する承認を拒むべしと明言したりしが爾來全く其の跡を絶つに至

れり但し當時の入市税法は被税物件及税率に關して種々なる地方規則を含み之か爲め尙ほ甚たしき不統一を存せり例へば麥酒製産地に於ける麥酒の特遇の如き又は關税を受くる植民地品たる砂糖及珈琲の無税たる如き又其の中に於て南部及中央部の一二自治體は輸入植民地砂糖に入市税を存すと云ふ如き即ち是れなり

此の不統一に對して終局を畫したるは千八百七十年二月十二日の勅令にして其の公示したる一般税率表は舊五種目の外に諸種物なる一項を加入し其の各目には各一物毎に其の課し得べき最高税率を附しあるも前記穀類穀粉麩生菓牛乳野菜砂糖珈琲茶他の間接税又は關税を受くる普通の消費物竝に庶民食品たるべき鹽漬乾干及燻製の魚類及び綠青飼料は此の表中に存せず畢竟此等は入市税の賦課より除外せらるべきことを明かにするものなり

一般税率に明記せざる物品と雖も例外として財政困難の場合に於ては之を賦課することを得べし但し此の場合に於ては特別の承認を受けざるべからず且つ謂ゆる「諸種物」も唯た地方消費に限れる物件なること勿論にして彼の一般商

取引を目的とする輸出工業品例へは家具箱類機械道具什具並に政府專賣の製
品(煙草燐寸火藥)及び骸炭の如きは無税たり又た明かに此の課税より除外せら
るるものは公共道路の建設維持に關する材料政府の工場又は製造場に用ゆる
燃料及原料品政府印刷物の製作に關する燃料及原料陸海軍及鐵道の維持電信
及鑛業に關する材料並に又た醫藥の如き是れなり
租税義務は入市税に服する一切の物件に關し地方の消費に向つて其の目的の
定まるに依りて發生す(千八百十六年の法律)此の原則の實行上必要なるものは
第一に通行免許なり此の手續は二十四時間内無税にて入市税地域内に存在す
ることを課税品に許可するの手續にして出發道路の稅務局に納税保證金を納
付し又は護送稅務官の手續料を納付して之を受くるものなり第二は通過免許
(Transit)にして二十四日間以上に涉る一定の期間内に貨物を運送せしむること
を得るの許可なり此の場合には其の期間内之れを倉庫に藏置するを例とす(納
税保證金により且つ貨物に關する官吏の監視による)第三は保税倉庫なり此の
倉庫は三様の目的を有す一は大商業及工業をして再輸出品に對する租税の支

拂を節省せしめ二は輸出品を製造するに要する材料品の爲めに租税の支拂を
節約せしめ三は製造家をして倉庫内に存する材料貯存に關し販賣消費の行は
るる迄納税猶豫の信用を得せしめ又は大商業家をして有税品を地方小賣商に
引渡すまで納税猶豫の信用を得せしむるに在り要するに保税倉庫は取引を容
易ならしむるのみならず又た租税支拂を容易ならしむるものと云ふへし千八
百七十年の勅令は原料品の庫人に關して製造用の目的を有する粗製品は其の
價格か依て製造せらるべき産物の全價格の四分の一より多き場合に於て庫入
を許すすへしと規定して之を制限せり

租税率はメートル尺度又は重量制度若くは個數によりて之を統一す而して重
量によるものは純重量に統一し且つ一切の税率は同種の輸入品若くは生産品
と同程度に於て課するを原則とす此の關係に於て千八百四十六年五月十日の
法律は輸入屠肉の入市税をして土產屠肉の入市税及屠畜料金よりも多からし
むへからすと規定し千八百七十年の一般稅表は地方内土產の麥酒に對する特
惠の取扱をも廢除したり各地に於ける同種品の負擔を均一にし且つ商品取引

を容易ならしむる爲め並に課税の合理的限界を制限する爲め尤も重要なるものは一般税表の各目に關し最高率を限定し此の税率を巴里外に於ける地方の大小に應じ差別したること是れなり之か爲め市會は一般税表の科目を更に再細別することを得且つ全目に向つて定めたる最高額の範圍内に於て奢侈消費若くは單純消費等の性質別又は外形別により等級を設け租稅的負擔能力に適應せしむることを得たり

一般税表の最高率に屬するものは飲料類なり其の税率は昔時千八百十六年及千八百四十二年の法律により移入税の率を超過すへからすと制限せられしか此移入税は國家か此等の貨物に付き四千人以上の住民ある一切の地方に於て一定の地方等級別に從ひ賦課したるものにして爾後其の税額に變動ありたるのみならず之と同額なるべき飲料入市税も遂に其の二倍までを許すの已むなきに至れり之か爲め千八百八十年以後入市税の最高は地方別に依り葡萄酒に關しては三縣に於て一ヘクトリツトルに付き〇法八〇乃至三法又は一法、一〇乃至五法及一法五〇乃至六法となり菓酒は〇法七〇乃至二法五〇、アルコール

は十五法乃至六十法に達す巴里は特種の制度なるも葡萄酒に八法二五、菓酒に四法五〇、アルコールに百八十六法二五(一ヘクトリツトルに付き)を課したり麥酒は國家の製品消費税として強度のものに三百六十法、輕度のものに二百二十法の課税ありたるを以て入市税の一般税表(製造、移入、小賣、輸送の課税を合一して一般税と稱す)最高率として三縣別及地方等級別により三法四、五より六法七八迄の遞進を見たるに過ぎざり然るに千八百九十七年衛生飲料入市税廢止の法律は主として此の高税を廢減するを目的とし千九百一年より實行せられたるを以て左しも高度の入市税たる飲料税は爾後一般税率の最高なるもの殆んど皆無たるに至れり一般税表の他の項目にして今尙ほ最高率を適用せらるべきものは左の如し

食用品類 屠獸は牛一頭に付き八法、羊肉は地方等級により一法乃至二法三〇又は重量により屠肉百基に付き二法五〇又は三法乃至七法若し輸入品なるときは五法又は六法乃至十四法なり鳥野獸、牡蠣上等魚は奢侈消費品として高き最高率を受け、バター、乾酪、生海魚は五法乃至十法(百基に付き)生河魚は五法乃至

至十五法、乾菓、漬菓、橙子、ナトロン竝に食用油も亦た頗る高税に服す

燃料類 石炭は百基に付き十五參乃至四十參、コクスは二十參乃至四十五參、

堅薪は○法五〇乃至一法八〇、石油は二法乃至五法（一ヘクトリットル）とす

飼料類 枯草は百基に付き三十參乃至八十參、葉は二十五參乃至六十參、燕麥

は○法八〇乃至二法五〇、大麥は○法五〇乃至一法五〇なり

材料類 中殊に奢侈的建築材料は高税なり例へば切石、大理石、グラニート、鏡、硝子の類是れなり

巴里に於ては特別法により全然一般の入市税法と同一なる入市税を施行し一般率表の適用外に立たしむる爲め特に巴里特別表を設けたるも其の項目大體同様にして其の税率は一層の高さを示めすものなり吾人は讀者の倦厭を重ねんことを恐れ巴里特別税表の細目を紹介することを避け之に關する學者の評論を示さん

ルロア、ポリュウ氏の説に従へば巴里入市税収入の人口一人宛は千八百八十年に六十五法にして千八百九十九年に六十三法七六、千九百年には六十八法三〇

に達せりと計算す其中勞働人口の頭上に落つるものは一人僅かに二十七法乃至三十法なり故に一家四口の勞働者家族には一年百法乃至二十法の入市税負擔なるに反しカウフマン氏は平均百九法五〇と計算しボ氏の計算を以て平均にあらず最少限なりと論せり

千八百八十九年ワグナー氏は其の著、財政學の第三卷に於て入市税に關する決定意見として、入市税存続は大體に於て財政上之を必要とするのみならず寧ろ比較的には最良の方策と稱し得へしと論したるか爾後僅に八年後の千八百九十七年十二月二十九日の法律は恰も入市税の主要部分即ち葡萄酒及麥酒の課税を粉碎したり是れ蓋し氏の豫見する能はさりし所ならん

惟よに入市税全廢の企圖は千八百五十四年より起り千八百六十九年迄は建議の形を以て現はれ次いで財政法に對する修正案となり拿破三世の調査會となり調査會は漸廢主義と速廢主義とに分れたるも全部を存続するの不可なることとは議員の一致する所なりき次いで千八百七十六年ベルネー及ラロシエ、ジュベア氏の建議となり其の計畫か入市税及飲料税の全部六億二千萬法に涉れる

か爲め一世を驚かしたるのみに止まりしが千八百八十六年ベリギエウ氏は百五人の代議士の記名を有する改革案を提出し千八百九十年にはギエウメー氏の委員會報告となり其の補填財源關係も頗る實行的の計畫に近からんとせり遂に千八百九十三年五月四日下院は其の一項に於て自治體は其の入市税を全部又は一部廢止し法律的承認を條件として直接税により之を補充するの權利を付與せらるゝと議決せり

此の時に當り選舉問題生し入市税廢止の運動と密接の關係を有するに至れり千八百八十五年以來保護關稅の保護を受けて全國の市場に至大の勢力を有するに至れる葡園業及葡萄酒製造業者は消費者の大團集と相聯合し遂に貴族院に請願して其の意向を傾動せしめたり貴族院は直ちに入市税問題の調査に著手し殊に衛生飲料たる葡萄酒、菓酒、麥酒及礦質飲料課税の廢除に關する負擔及能否を研究することとなりたるも決議は頗る勇敢を欠き單に自治體に入市税廢減の權能を與ふと云ふに止まり廢減を以て自治體の義務とするに至らず其の補充も酒精税及飲料小賣税の増徴と云ふに過ぎざり然れとも同院に於け

る調査の結果により多數の自治體は其の財政の狀況に照らし入市税の廢止せらるるも甚しき大困難を感することなく實行し得へしと認めたり次て兩議院間の協議となり義務的には大減税隨意的には全廢と云ふ主義に於て之を實行すべく而して法律頒布の後一年間の施行猶豫を與ふへしとの事に決し終に千八百九十七年十二月二十九日の法律を制定したり其の法律は衛生飲料の入市税輕減又は廢止に關する法律と稱せらるるものにして義務的及隨意的の兩法を併存せり

此の法律の内容は左の如し第一項に於て自治體は千八百九十八年十二月三十一日より衛生飲料たる葡萄酒、菓酒、密糖水、麥酒、及礦質飲料の入市税を廢止すべく然らざれば一年後より第二項に定むる新最高率以下に飲料課税を低減すべしと規定せり

飲料課税の廢減に伴ふ必要上地方體に許るべき補充税の問題は尤も重大の問題にして同法第四條及第五條に於て之を規定せり第四條に於ては左の市會の決議は知事の單純承認を以て爲し得る事項なりと規定す

- 一、移入税(十分一附加税とも)の二倍迄酒精税を引上ぐること 巴里に於ては百九法二〇の酒精税に對する二十四法迄の増徴
- 二、飲料商の國家免許税の附加として市税免許税を起すこと
- 三、釀造葡萄酒に關し一噸三十參以下の特別税を徴收すること
- 四、馬、騾馬、銃車、自働車、公共及私人の玉突臺、俱樂部協會、及犬に對し當該國税と同高度の市邑税を附加すること
- 五、千八百八十四年の市制による五直接税に對し更らに二十參迄の附加税を設くること

六、法律的承認を經は尙ほ直接税又は間接税を課するを得ること

此の直接税は唯た土地又は自治體内に存する物件のみより徴收すべく且つ一切の土地及同種は一切の物件に對し比例的に課税すべきこと

同法第九條に於ては衛生飲料の入市税を全廢したる市には入市税人口の平均消費額の三分二を基礎として屯營費に對する其の市の分擔額を相當に輕減することを規定し以て入市税全廢の成るべく多く行はれんことを獎勵したり然

るに各自治體の狀況一ならず實行頗る困難なりき全廢の如き素より不可能なるのみならず義務的一部分の輕減すら實行すべからずとて反對し來るもの頗る多かりき獨り巴里市は千八百九年一月一日に於て他の課税を以て之に代補するの法律案を議會に提出するに至れりと雖も此の案に依れば全廢に對しては國家の補助を要すと規定せり

當時佛國に於ても普國の實驗したる如く此の改革に對して幾多の意見現はれたり直接物税は地方課税に好適するか故に地租家屋税及營業税を擧げて地方體に讓與すへしとの建案も爲されたり今や入市税改革の問題は此等の氣運に依りて一層の活氣を呈し千八百九十九年二月六日のフソウリ、ラバラン氏の動議は三段論法を以て左の主張を爲せり曰く入市税の廢止は單に地方的問題にあらずして實に國民的問題なり而して之に代はるべき巨額の新直接税を地方に新設することも亦た蓋し容易ならず然れとも入市税の收入は地方團體に採りて唯一の間接税的重要財源なるか故に之か改革を斷行すると同時に之れに代はるべき好適の財源なかるべからず此の至難の問題を解決するには國家

より地方課税に最適の性質を有する直接税を委譲するの外あるへからず酒精税を引上げて、廢止すべき當該入市税の收入を留保することも亦た無害なるを以て併せ行ふへし云々と

斯くて遂に千九百年十二月二十九日の法律は飲料に關する國税の改革を斷行し同十二月三十一日の法律を以て巴里市の補充税を定めたと同時に千八百九十七年の飲料入市税廢止法律は大都市に向つて千九百一年一月一日より效力を生ずることとなれり

飲料國税の改革と云ふは衛生飲料の小賣及移入に關する國税並に入市税地に於ける兩税合體の衛生飲料税(單一税と稱す)を廢止し唯た此等飲料に關する一般的流通税(輸送に課する國税)のみを存續せしめたることは是れなり

之れと同時に千九百年の法律は他方に於て火酒、酒精、リコール、菓酒及び他の酒精的飲料に對し純酒精分一リットルに付き二百二十法の上に百五十六法二五を増し且つ此等に關する移入税場所等級により七法五〇乃至三十法も依然之を存したり而して若し此の酒精税の増徴により酒精類消費の減少と共に收

入の増加を逸する場合に於ては飲料商、醸造家、蒸餾業者の免許税を増徴して以て飲料課税の減收の一部を補充せしむ

巴里市の補充税法は衛生飲料課税の廢止を確定したる迄にして酒精税の増加は既に千八百九十八年に前以て實行したる所に係り市免許税の施行は市會多數の反對に遭遇して目的を達せず結局此法は名稱の示めすか如き何等補充の課税を起さざりき

他の諸市は如何と云ふに入市税を有せるものは巴里市と均しく千八百九十七年の改革法を千九百一年一月より施行したるも唯た新なる都市即ちマルセイユ、トリユ、ルーベ、ラステレ、ヌ、サントメ、モントリユ、スルメ、アリエ、ルミユ、及モノチエル市は尙ほ四月一日迄の猶豫を、里昂市は千九百一年七月一日迄の猶豫を與へらる

千五百十四個の入市税自治體中千百三市は新法規定の最高率より高き入市税を有したるを以て改革法に従ひ廢減を加へざるへからざるに至り二百三十四市は飲料入市税を全廢し八百六十九市は唯た減税するに止めり殘餘の二十七

市は葡萄酒を無税とし林檎酒及麥酒の課税を保留したり

佛國入市税累年表

種 類	千八百九十九年	千九百年	千九百一年	千九百二年	千九百三年
一、飲料液體類					
葡 萄 酒	六七、〇三、五三三	六六、九七一、六四三	三五、六九八、〇五六	三三、八八〇、一〇九	三〇、四三一、六六〇
菓 酒	二、八五三、八〇五	三、六〇四、四三九	一、九二二、七七九	一、三〇八、三六二	一、〇六九、三三四
麥 酒	一八、八一、五四三	一九、五八、五五七	一一、〇五七、四七	九、八〇九、六三八	一〇、三三〇、八三四
酒 精	四六、三五〇、六五三	五七、五六、七七九	三九、七二二、一三三	四三、七五、五四一	四三、六三三、四八八
油(非 鐵)	四、四二二、六六一	四、一八八、五三六	三、九〇三、三三〇	三、九二四、八六〇	三、九六九、三四八
他の液體	三、三七、四六六	三、六四四、一六七	三、一六四、六四七	二、八三三、三四九	二、八八八、一七九
計	一四二、八三六、六〇〇	一五五、五五四、一〇〇	八五、四四八、三九二	八三、五二二、六五九	八二、三〇三、七九三
二、食用品	九三、四四六、二〇〇	九七、五七五、三三五	九四、三三八、一六	九三、三三九、五〇六	九三、〇五九、一九三
三、燃 料	四三、八三二、一八六	四六、六〇〇、一三八	四五、四七二、七〇四	四五、一九〇、一六三	四四、六四〇、六八九
四、飼 料	一八、五九五、八一三	一八、六九四、二七六	一七、八二二、六四八	一七、〇一九、八八一	一七、〇一九、八八一

五、材 料	三七、六〇八、四二二	三二、二八九、六四六	二九、七二五、四九五	三〇、五七九、三〇六	三〇、五七九、三〇六
六、諸種物	五、一五三、一六七	五、三九八、七七四	五、三二一、九一八	五、三三七、四七〇	五、三三七、四七九
副 收 入	四三三、七七	三三六、七九	三三三、五三	二七六、八九三	二八四、六五七
總 計	三〇〇、八九四、一六五	三三三、五五五、四〇八	二七六、三三二、七六六	二七五、一五七、七六七	二七五、五五二、八六一
純 收 入	三〇、三七二、三七八	三三、四、一五、二〇	二四七、六六三、三四三	二四九、〇三三、五七七	二四五、二九三、八七六
徵 收 費	三〇、五三三、七六七	三三、三三七、八七〇	三〇、六五八、四四三	三〇、二三四、三五〇	三〇、三五八、九六五

普通歳入附加税及入市税の關係 (總地方體の)

種 別	千八百九十九年	千九百年	千九百一年	千九百二年	千九百三年
普 通 歳 入	七三、九〇〇、〇〇〇 ^注	七九四、一〇〇、〇〇〇 ^注	七九四、三〇〇、〇〇〇 ^注	八〇六、二〇〇、〇〇〇 ^注	八一五、五〇〇、〇〇〇 ^注
附加税(經常及臨時)	一九三、八〇〇、〇〇〇	一九五、三〇〇、〇〇〇	二〇一、四〇〇、〇〇〇	二〇六、四〇〇、〇〇〇	三二一、一〇〇、〇〇〇
入 市 税	三三三、五〇〇、〇〇〇	三三五、二〇〇、〇〇〇	二八四、八〇〇、〇〇〇	二七四、六〇〇、〇〇〇	二六九、二〇〇、〇〇〇

普通歳入に對する入市税の割合 百分

四三

四三

三五

三四

三三

入市税收入の減收は改革の結果如何なるへきか總ての入市税町村六十九の市

と巴里を除く)の分豫算上の減收六千六十萬法と計算せられたるも決算成績によれば七千七百萬法にして之に諸市及巴里を加へは二億五百萬法を超ゆ今左に詳細の數及び補充財源の狀況を添へて之を表示すへし

入市税改革及補充財源の關係 (千九百二
三年平均)

年 平均 二百三個の改革町村 六十九の大市^{三萬人以上} 巴 里 市

一、減 收 額

葡 萄 酒	六五、八〇三、八八〇 ^法	六二、四六四、三八四 ^法	五二、二七七、二〇六 ^法
菓 酒	一、八七二、八一八	一、二二一、五四一	五五二、四一四
麥 酒	九、〇一四、一四一	七、六一二、一〇八	三、七四二、〇九四
水	三八七、三〇五	三三二、四七六	
衛生飲料計	七七、〇七八、一四四	七一、六二〇、五〇九	五六、五七一、七一四
他の入市税	六、一一〇、一二四	五、六三七、九三六	
減 收 計	八三、一八八、二六八	七七、二五八、四四五	五六、五七一、七一四

二、補充税收入

アルコール増税	一九、四五五、〇〇九	一六、四六四、六六七	一〇、三六四、一二八
燻 酒 税	六〇四、六九〇	三三五、三三〇	
他の入市税	一、六二〇、六六八	一、一四一、一七八	
變 更 入 市 税 入 市	二一、六八〇、三六七	一七、九四一、一六五	一〇、三六四、一二八
地方免許税	一、三二一、一三七	六〇四、四〇五	
法律四、五項 の他の租税	五五、七八四、四六七	五四、八〇四、六七六	四三、一八〇、五二八
補 充 税 計	七八、七八五、九七一	七三、三五〇、二四六	五三、五四四、五二八
減收及補充の差	(一)四、四〇二、二九七	(一)三、九〇八、一九九	(一)三、〇二七、一八六
衛生飲料消費 増加の増收		(一)三、一三三、六九三	
アルコール消 費減少減收		(一)四、五六〇、五五七	(一)一、六一三、九五五
入市税改革の 全 減 收		(一)五、三三五、〇六三	(一)四、六四一、一四一

精細に研究すれば以上の如く減收少からすと雖も大體に於ては三萬人以上の市の總體は補充税を以て能く衛生飲料税の減收を填補し巴里も巨額ならざる減收を以て喰ひ止め得たるか如し

吾人は今ま入市税の減收に對する補充の直接税を以て一の新たなる獨立の佛國課税系統と認めざるを得ず此の外千八百九十七年の改革法第五項は法律的承認を條件として特別間接的補充税をも設くるの權能を自治體に與へたりと雖も法律は如何なる方面に於て斯る財源を求むべきかを示めさず従つて爾來今日に至るまで獨り巴里市か此の權能を適用し居るか如く見ゆるの外他は總て之を使用せず巴里市は直接的補充税の外に國家の登録税に對する三種の附加税を設けたり即ち動産物の賣買に關する百分の一税、巴里に於ける一定の公共的又は官務的職業の取得移轉に關する百分の一、二五税、營業權讓渡に關する百分の一、二五税並に貨物輸送に關する百分の〇、三二税の如き是れのみ然れとも此等の收入總額は千九百二年及千九百三年に於て二百萬乃至二百五十萬法に過ぎず

第四 地方直接税(特別税)

専ら地方體の利益に於て徵收する直接税として佛國は千九百年に至るまでは單一の犬税を存したるのみ此の税は千八百五十五年五月二日の法律により奢

侈用犬及經濟用犬の二類に賦課するものなり其の税率は一法より十法迄の制限内に於て地方體自ら之を定め其の收入は千九百二年に於て犬數二、八一、二二四頭より九、六〇〇、九一一法を擧ぐと云ふ

然るに千八百九十七年十二月二十九日の地方税改革法は自治體の爲めに獨自の直接税を起すべき權能を與へ同法第四項第五項殊に第五項を以て不動産に關する直接補充課税の外地方に存する一切の物件に關しても特別法の承認に由り直接税を設け得べきことを規定せり

此の規定に基き佛國の地方自治體は左記三種の直接補充税を設くることを得たり

- 一、市 邑 免 許 税 既に入市税の改革に關連して記述せるものに同じ
- 二、奢侈及出費税 一部は法律第四項により一部は第五項による
- 三、土地收益及價格税 既築地の收益賃貸價格及未築地の價格に課するもの

市區免許税は飲料小賣商全體に關する免許料にして定額税と比例税とより成

る定額税は國家の免許税及附加十分一税の額を超過するを得ず比例税は住宅及營業所の賃價に従ひ千八百八十年七月十五日の營業税賦課法の制限内に於て賦課す

奢侈及出費税は法律第四項により車馬、騾、自働車、玉突臺、俱樂部、協會に對して當該國税の附加税として賦課するものにして其の税額は國税額を超過するを得ず前記の犬税も此の税種に屬すべきものなりと雖も其の税率は知事の承認により國税の附加税として二倍まで達することを得るの差違を有せり船車税も國税の附加税にして之を存する自治體に在りては奢侈及出費税の種類に屬せしめて可なり奴婢税の如きも亦た然りとす

收益價格又は資本價格による地租殊に市の未築地面に對する高き課税は其の殊に土地的投機を含むべき建築用地たる不動産に係る爲め又は私人園庭及奢侈用の不動産に係る爲め社會改良論者の方面より久しく歡迎しつつある所なり又た住家奢侈の賃價に従ひ義務者に増苛することも殊に累進的に課税する如きはポリユール氏の反對論あるに拘らず佛國人一般の歡迎しつつある所なり

且つ夫れ博士ギユール氏は地代及所得の重課に關する此種の方法に左袒し彼の賃價税並に土地の重苛は賃借人に嫁轉し經濟上の弱者を苦しむべしとの反對論に對し殊に巴里市の住宅及賃借人事情を證明して反對論の效力なきを辯駁したり氏の證明する所に依れば巴里市に於ける全體の住家は八七七、九〇六戸にして總賃價は五一七、五九四、九二〇法なり此の中に付き六四五、三七七戸即ち全戸數の七割四歩は年額五百法以下の小借家にして、残り二三二、五二八戸即ち二割六歩は實に大なる高き住家に屬す而して更に其の賃價額より見れば年額五百法以下の小住家の賃價額は僅に一五二、八九八、三一七法即ち總賃價額の二割九歩に過ぎずして他の三六四、六九六、六〇三法即ち總賃價額の七割一分は富裕者の住宅に係るを示めせり此證明により遂に氏は論定して曰く舊入市税の代補として新に住宅の賃價額による直接税を起したるは同一の税率を以てするも巴里住居者の四分の三を占むる多數貧者に對し僅かに全負擔の四分の一を負はしめ四分の一の小數富者に對し全負擔の四分の三を負はしむるものにして彼の入市税か負擔の四分の三を巴里賃借人の貧的多數

に負はしめたる如きものにあらずと

地方補充的直接税表 (千九百三年)

税種 二百八邑の分 巴里市

第一 法律第四項によれる租税

(一) 市邑 免許税 一、一四八、一三二

(二) 奢侈税又は同附加税 九九九、五七五

馬騾車自働車 一、一七七、四八〇

玉 突 臺 二二二、三三一

俱樂部及協會 七二二、九五九 六一九、一二三

(三) 犬の補充税 六八、七〇三

以上第四項税計 三、一三九、六〇五 一、六一八、六九八

第二 法律第五項によれる租税

(四) 既築地純收益税 二一、三三三、六〇四 一六、六七六、〇五五

既築地の 一三、八四七、八一二 一三、八三五、〇七八

(五) 地 價 税	(六) 賃 價 税	(七) 諸 種 税
未築地の 全賃價の	住家賃價の 營業所の	汚物輸送税
四四八、四四〇	四、六五一、四六三	五、五二五、二七〇
五六、八八五	二、〇六三、七二六	三五、七八九
二〇六、四二二	一、六三〇、九三四	一〇、八一五
	一、六七六、二一七	二四、一一〇
		未築地臺帳收益税 一、四八二
		船 車 税 六、四五〇
		他の諸税 二、四二四、四一五
		以上第五項税計 五〇、四一〇、二六一
		總直接補充税計 五三、五四九、八六六

(備考) 専ら巴里市に關して説明せん

- 一、既築地の收益税 は純收益價格の二歩半にして地主又は使用者の負擔に屬し一切の地面に課し國稅地租を課せざる空居及び靜休工場の敷地にも課す
- 二、資本價格税 は既築及未築地面の市價百分の一税にして是れ亦た空居、休工場地面に課するも巴里市有縣有及公共の用借地には課せず賦課に付ては十年毎に家屋税の爲めにする調査に關連して賃價及地價を修正す
- 三、五百法以下の住家占有者の家賃税 人別動産税を課せざる家屋に對する賃價の百分の〇、五の課税なり
- 四、一切の營業所及工場所の賃價の百分の〇、五の賃價税 は營業税の比例率に服する附加税に類す但し住家の坪數は之を控除す
- 五、汚物輸送税 は借家者の負擔に屬し地租に服する一切の既築地に適用せらる但し公共用に向つて貸されたる工場及建物に之を除外す其の税率は土地の純收益價格の百分の一、〇六六六にして五百法以下の賃價なる住家の純收益價格は之を加入せず
- 六、俱樂部、協會税 は當該國稅と同額に課せらる
- 七、車、馬、驢、自働車の税 は當該國稅に關する法律(即ち千八百九十七年十二月二十九日の法律)により賦課し其の税率は今後國稅と同程度とす

巴里市特有の直接補充税の收入總額は四千百萬法にして其の中に付き百六十萬

法は二種の出費税の收入たるも殘額は不動産の上に歸し殊に三千七十萬法は收益税又は資本價格税として所有者の負擔に屬し八百七十萬法は賃價税及汚物輸送税として富裕者又は土地使用者の負擔とす

他の諸市の土地は巴里と同一の程度に於て新負擔を受けす千九百三年一月一日に於ける特別直接税の收入は千二百四十萬法にして一、一四八、一三二法の免許税、四二五、八二九法の奢侈及支出税の外に唯だ四、八九三、七八三法の地租及び三、四九三、五二一法の賃料税を含むのみ

茲に於て佛國地方税全體の總計を見るに千九百二年に於て實に左の數を示めすこととなる

縣の附加百分稅	一九五、一三〇、〇〇〇 ^法
邑の附加百分稅	二〇七、三一八、〇〇〇
計	四〇二、四四八、〇〇〇
道路 衛 役	五九、四六二、〇〇〇
犬 稅	九、六〇一、〇〇〇

入市税

二七五、一五八、〇〇〇

入市税代補税

五三、〇三八、〇〇〇

總計

七九九、七〇七、〇〇〇

佛國の人口は千九百一年の數に依れば三八、九六一、九四五人の住民にして前記
地方税收入を此の人口に割宛つれば、大平均に於て一人二十法五二に當ると云
ふ

其中三二八、二〇〇、〇〇〇法の入市税及其代用税は千九百二年に於て入市税
地域の住民一四、一二三、二五二人のみの専ら負擔する所にして之を平均するに
一人宛二十三法二四となるも他の附加百分税、道路税、犬税は合して全人口の負
擔なれば此の平均は一人に付き十一法二五に當ると計算するものあり

第十五章 獨國地方税

獨逸の普國に於ける地方自治體の課税制度は千八百九十三年七月十四日に發
布し千八百九十五年四月一日より施行したる地方課税法により始めて廣く全
國に亘り(但しホーヘンツォルレン及ヘルゴラントを除く)統一したるを見る郡
及州課税に關しても同法第九十一條乃至第九十三條に其の規定を存せしか後
ち之れより分離して千九百六年別に郡及州課税法を制定したり而して此等高
級地方團體の課税制度は其の基礎を直接市町村課税に採るものなるを以て吾
人は先づ市町村の課税制度より論述せんと欲す

第一項 市町村税

千八百九十三年の地方課税法が市町村に許したる公課的財源は手数料、特別
賦金、間接税及直接税にして是れ既に從來より市町村に存したるところなるの
みならず其の直接税中所得税並に土地及企業税として人税と物税とを併存せ
ることも亦た既に從來に於て行はれたる所なり否な直接課税の形に就ても亦

た市町村は従來の如く當該國稅の附加税と特別市町村税との間に自由なる選擇權を有せしか之に反して高級の地方團體は其の直接税を以て支辨すべき財政需用に對し専ら唯だ直接税の國家賦課標準に依り國稅附加としてのみ徵課するを要せらる

地方課税法の主要の點は各種財源使用の範圍直接税類適用上の相互關係課税に關する地方團體の決定權及び之に關する國家監督機關の認可の關係を規定したるに在り此等の規定は從來既に種々の法律及雜多の勅令により各個の税種に關して存したる所なりと雖も連絡的の組織を欠き各地方體が經濟的有機組織體の各部分として必要なる相互補充の觀念を逸し居たり之に對し千八百九十三年の地方課税法は獨り過去との連續を保持するに力めたるのみならず更に變化の經濟的及び社會的事情と共に益々増進する地方的職分に應ずべき準備をも爲したるものなり故を以て此の法の内容及效力は先づ過去の沿革及其の結果を述べ而る後ら發達的に且つ比較的に新法を論ずるにあらざれば完全なるを得ず

普國の地方税制は英國税制の如く純乎固有の素地の上に發達する能はさりしなり何となればブランデンブルグ侯國たる時代に於ける普國市町村の自主權は領土主權の爲めに壓伏を受け強き國家主權は其の國家財政の利益に於て無制限に市町村行政を支配したればなり

斯の如く無制限なる此の國家意思に對して地方税制は國稅より獨立せる固有の基礎の上に發達するの機會を有せさりしなり

最古の市税は諸侯の爲めにする市民の徭役又は直接市務の爲め豪族會の徵課したる地稅の類なりしか十三世紀以後は一部人頭税一部財產税に類する課税の起りたるを見る十四世紀後に至り實物負擔より發達したる土着手工業に對する營業税に類するもの起り次て諸侯か自家の利益の爲めに徵したる市民の消費税も發達したるか如し

斯くて十五世紀末以後市には多少發達せる租税制度ありて其の課税權は尙ほ豪族會の手に存し世は謂ゆる地方豪族的專制の時代なりしか大侯國の行政改革に依り豪族的課税を變改し豪族會の徵收權を王侯行政の手に移せり次てフ

リードリヒウイールヘルム一世の時千七百三十八年九月四日の勅令を以て王國全體に亘たり市の課税權は國家の監督及認可に服せざるへからさることとなり市は政府の認可を受くるにあらされは新たに課税を設け並に現行率を引上ぐることを得すと制限せらる村落自治體に關しても共同費用の分賦は條約又は永古の慣習によるへく通貨經費は原則上侯國租税の割合に従ひて徵收すべしと定められたり

要するに十八世紀の始めを以て普國は地方課税を國家監督の下に従屬せしめ一定の場合に其の認可を受くへく法定したり而して其の課税の形は村落に在りては國家的地租に對する幼稚の準附加税を以てし市邑に在りては主として國家竝に地方需用に必要な產物税を以てしたり此の產物税は主として間接消費税より成り傍ら土地及營業の課税を併用したるものなり斯くの如くして村落と都市との租税制度は全く相異なる儘實際上に於ては大都市に對し千八百七十三年穀粉及屠肉税の廢止に至るまで法律的には一般に千八百九十三年の地方課税法の發布せらるるまで依然此の事情を存続したり

然れとも產物税と云ひ地租と云ひ例外に富み特典多く到底公正なる負擔分配の實行に適すへくもあらず各人負擔能力に依る共同分擔の主義に反するや甚たしかりしなり

此の主義は千八百八年十一月十九日の市制に於て始めて其の法律上の明言を得たりと雖も此の原則を一般所得税又は財産税により國税の範圍に實行せんとする企圖は成功するに至らざり蓋し千八百八年の市制は先づ市需用に對し各市民は其の財産より及其の負擔能力を以て必要の貢獻を供給すべしと規定し更に其の附屬規定を以て明かに直接税殊に直接人税の設定を許し依て以て市自體特別なる地方所得税を施行し得るの基礎を明かにしたるものなり然るに國家の側に於ては千八百十八年より千八百二十二年の立法により其の全租税制度を改造して成るへく國家財政の事情の許し得る限り負擔能力の原則に適應するの分配を爲さんと企圖したりと雖も一般所得税によりて達せざるへからさる此の目的は當分實行すへからさるを示せり殊に當時の經濟は實物經濟尙ほ廣く行はれ殊に小地主小營業者は其收支を悉く貨幣價格にて記帳す